

官報

号外 平成二十六年二月十四日

○国 第百八十六回 衆議院會議録 第五号

平成二十六年二月十四日(金曜日)

午後一時 本会議

○本日の会議に付した案件

中央選挙管理会委員及び同予備委員の指名
人事官任命につき同意を求めるの件
総合科学技術会議議員任命につき同意を求めるの件

原子力委員会委員長及び同委員任命につき同意を求めるの件

衆議院議員選挙区画定審議会委員任命につき同意を求めるの件

情報公開・個人情報保護審査会委員任命につき同意を求めるの件

公正取引委員会委員任命につき同意を求めるの件

労働保険審査会委員任命につき同意を求めるの件

中央社会保険医療協議会公益委員任命につき同意を求めるの件

社会保険審査会委員長及び同委員任命につき同意を求めるの件

運輸審議会委員任命につき同意を求めるの件

平成二十六年二月十四日 衆議院會議録第五号

公害健康被害補償不服審査会委員任命につき同意を求めるの件
所得税法等の一部を改正する法律案(内閣提出)及び地方税法案(内閣提出)の趣旨説明及び質疑

午後一時二分開議

○議長(伊吹文明君) これより会議を開きます。

中央選挙管理会委員及び同予備委員の指名

○議長(伊吹文明君) 中央選挙管理会委員及び同予備委員の指名を行います。

○あべ俊子君 中央選挙管理会委員及び同予備委員の指名については、その手続を省略して、議長において指名されることを望みます。

○議長(伊吹文明君) あべ俊子君の動議に御異議はありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(伊吹文明君) 御異議なしと認めます。したがって、動議のとおり決しました。

議長は、中央選挙管理会委員に橋本文彦君を指名いたします。

また、同予備委員に遠藤乙彦君を指名いたします。

人事官任命につき同意を求めるの件

総合科学技術会議議員任命につき同意を求めるの件

原子力委員会委員長及び同委員任命につき同意を求めるの件

衆議院議員選挙区画定審議会委員任命につき同意を求めるの件

情報公開・個人情報保護審査会委員任命につき同意を求めるの件

公正取引委員会委員任命につき同意を求めるの件

中央選挙管理会委員及び同予備委員の指名 人事官任命につき同意を求めるの件等十一件。

労働保険審査会委員任命につき同意を求めるの件

中央社会保険医療協議会公益委員任命につき同意を求めるの件

社会保険審査会委員長及び同委員任命につき同意を求めるの件

運輸審議会委員任命につき同意を求めるの件
公害健康被害補償不服審査会委員任命につき同意を求めるの件

○議長(伊吹文明君) お諮りをいたします。

内閣から、人事官

総合科学技術会議議員

原子力委員会委員長及び同委員

衆議院議員選挙区画定審議会委員

情報公開・個人情報保護審査会委員

公正取引委員会委員

労働保険審査会委員

中央社会保険医療協議会公益委員

社会保険審査会委員長及び同委員

運輸審議会委員

及び

公害健康被害補償不服審査会委員に

次の諸君を任命することについて、それぞれ本院の同意を得たいとの申し出があります。

内閣からの申し出中、

まず、

人事官に立花宏君を

任命することについて、申し出のとおり同意を与えるに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(伊吹文明君) 起立多数。よって、同意を

与えることに決しました。

次に、

総合科学技術会議議員に小谷元子君を、

衆議院議員選挙区画定審議会委員に小早川光郎

君、川人貞史君、大山礼子君及び宮崎緑君を、

情報公開・個人情報保護審査会委員に椿慎美君

及び山田洋君を、

公正取引委員会委員に山本和史君を、

労働保険審査会委員に小賀野晶一君を、

中央社会保険医療協議会公益委員に田辺国昭君

を、

社会保険審査会委員長に渡邊等君を、

同委員に宮城準子君を、

運輸審議会委員に根本敏則君を、

公害健康被害補償不服審査会委員に町田和子君

を

それぞれ任命することについて、申し出のとおり

同意を与えるに御異議はありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○議長(伊吹文明君) 全会一致。御異議なしと認

めます。したがって、いずれも同意を与えること

に決まりました。

次に、

総合科学技術会議議員に中西宏明君及び平野俊

夫君を、

衆議院議員選挙区画定審議会委員に長谷部恭男

君及び久保信保君を

それぞれ任命することについて、申し出のとおり

同意を与えるに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(伊吹文明君) 起立多数。したがって、い

ずれも同意を与えることに決しました。

次に、

原子力委員会委員長に岡芳明君を

任命することについて、申し出のとおり同意を与

えるに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(伊吹文明君) 起立多数。よって、同意を

与えることに決まりました。

次に、

原子力委員会委員に中西友子君を、

労働保険審査会委員に木村亨君を

任命することについて、それぞれ申し出のとおり

同意を与えるに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(伊吹文明君) 起立多数。したがって、い

ずれも同意を与えることに決まりました。

次に、

原子力委員会委員に阿部信泰君を

任命することについて、申し出のとおり同意を与

えるに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(伊吹文明君) 起立多数。よって、同意を

与えることに決まりました。

次に、

衆議院議員選挙区画定審議会委員に住田裕子君

を任命することについて、申し出のとおり同意を与

えるに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(伊吹文明君) 起立多数。よって、同意を

与えることに決まりました。

次に、

情報公開・個人情報保護審査会委員に南野聡君

を任命することについて、申し出のとおり同意を与

えるに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(伊吹文明君) 起立多数。したがって、同

意を与えることに決まりました。

最後に、

中央社会保険医療協議会公益委員に松原由美君

を

任命することについて、申し出のとおり同意を与

えるに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(伊吹文明君) 起立多数。したがって、同

意を与えることに決まりました。

所得税法等の一部を改正する法律案(内閣提

出)及び地方法人税法案(内閣提出)の趣旨

説明

○議長(伊吹文明君) この際、内閣提出、所得税

法等の一部を改正する法律案及び地方法人税法案

について、趣旨の説明を求めます。財務大臣麻生

太郎君。

〔財務大臣麻生太郎君登壇〕

○財務大臣(麻生太郎君) ただいま議題となりま

した所得税法等の一部を改正する法律案及び地方

法人税法案の趣旨を御説明申し上げます。

まず、所得税法等の一部を改正する法律案につ

きまして、その趣旨を御説明申し上げます。

本法案は、デフレ不況からの脱却と経済再生、

税制抜本改革の着実な実施、震災からの復興支援

などの観点から、国税に関し、所要の施策を講ず

るものであります。

以下、その大要を申し上げます。

第一に、デフレ不況からの脱却と経済再生に向

け、生産性向上設備投資促進税制の創設、研究開

発税制、中小企業投資促進税制及び所得拡大促進

税制の拡充、復興特別法人税の廃止、交際費等の

損金不算入制度の見直し等を行うこととしたして

おります。

第二に、税制抜本改革を着実に実施するため、

給与所得控除の上限の引き下げ、環境性能にすぐ

れた自動車に対する自動車重量税の軽減措置の拡

充等を行うこととしております。

第三に、震災からの復興を支援するため、復興

産業集積区域に係る即時償却制度の延長等を行う

こととしたしております。

このほか、国際課税原則の総合主義から帰属主

義への見直し、税理士制度の見直し等を行うこと

もに、特定認定長期優良住宅の所有権の保存登記

等に対する登録免許税の特例等既存の特例につい

て、その適用期限の延長や整理合理化等を行うこ

といたしております。

次に、地方法人税法案について、その趣旨を御

説明申し上げます。

本法案は、地方団体の税源の偏在性を是正し

その財源の均衡化を図ることを目的として、法人

住民税法人税割の税率の引き下げにあわせて地方

交付税の財源を確保するための地方法人税を創設

するものであります。

以下、その大要を申し上げます。

第一に、地方法人税の納税義務者は、法人税を

納める義務がある法人としております。

第二に、課税標準は、各課税事業年度の基準法

人税額としております。

第三に、税率は、百分の四・四としたしており

ます。

第四に、申告及び納付は、国に対して、課税事

業年度終了日の翌日から二月以内に行わなければ

ならないこととしたしてしております。

その他、還付の手続等及び罰則に関し、法人税法と同様の規定を設けることとしたしております。

以上、所得税法等の一部を改正する法律案及び地方税法案につきまして、その趣旨を御説明申し上げた次第であります。(拍手)

所得税法等の一部を改正する法律案(内閣提出)及び地方税法案(内閣提出)の趣旨説明に対する質疑

○議長(伊吹文明君) 財務大臣からの趣旨の説明に対し質疑の通告がありますので、順次これを許します。まず、越智隆雄君。

〔越智隆雄君登壇〕

○越智隆雄君 自由民主党の越智隆雄でございます。

私は、自由民主党を代表して、ただいま議題となりました所得税法等の一部を改正する法律案及び地方税法案について、関係大臣に御質問をさせていただきます。(拍手)

一月二十四日に行われた安倍総理の施政方針演説において、企業の収益を雇用の拡大や所得の上昇につなげる、それが消費の増加を通じてさらなる景気回復につながる、経済の好循環なくしてデフレ脱却はありませんとお話がありました。

現状の経済情勢については、平成二十五年度税制改正を含めた三本の矢の効果もあり、企業の決算発表あるいは決算見通しで過去最高の水準を達成したとの報道に日々接しているところであります。

総理の御指摘のとおり、企業のこうした好決算による収益の改善が、単なる内部留保の増加にと

どまることなく、国際競争に打ちかつための戦略的な設備投資や研究開発、あるいは従業員の賃金引き上げに回ることが重要と考えます。そして、これらが消費拡大につながり、さらなる経済成長を導くといった好循環をぜひ実現させていくべきと考えております。

こうした観点から、所得税法等の一部を改正する法律案において、所得拡大促進税制、設備投資減税、研究開発税制について、まさにこれまでとは次元の異なる措置が講じられておりますが、改めて、麻生財務大臣に、その内容並びに意義について伺いたいと思います。

さらに、思い切った投資によるイノベーションの実現も成長には欠かせません。こうした観点から、民間企業等の資金を活用したベンチャー企業への投資を促進するための措置や、産業の新陳代謝を促すための戦略的、抜本的な事業再編を後押しする措置が講じられております。麻生財務大臣に、その内容並びに狙いについて伺いをいたします。

中小企業や地域経済についても、ようやく景気回復の好影響が及びつつあると言われ始めておりますが、その実感はいまだ十分浸透していないと思われまます。総理が言われるように、アベノミクス効果を広くあまねく国民に届けるために、一層の取り組みが必要と考えます。

こうした観点から、中小企業への支援として、今般の所得税法等の一部を改正する法律案において、どのような取り組みが行われているのでしょうか。麻生財務大臣にお伺いをいたします。

その上で、中小企業においては、赤字を抱える企業も多く、必ずしも税制措置での支援だけでは手が届かないことも想定されます。

こうした観点から、政府として、中小企業に対してどのような目配りを行っているのでしょうか。茂木経済産業大臣にお伺いをいたします。

また、今般の改正法案においては、大企業も含めて、飲食費にかかる交際費について、その五〇%までを損金算入可能とする措置が盛り込まれております。大企業の支店、工場は全国に展開されておりますので、こうした措置を契機に、地方での飲食関連の消費が活性化するなど、地域経済にも裨益することが期待されるのではないのでしょうか。

本措置については、思い切った判断があったと思われまます。麻生財務大臣に、本措置についての評価をお伺いをいたします。

総理は、施政方針演説において、経済の再生なくして財政再建なし、経済の好循環をつくり上げ、国、地方の基礎的財政収支について、二〇一五年度までに二〇一〇年度に比べ赤字の対GDP比の半減、二〇二〇年度までに黒字化との財政健全化目標の実現を目指しますと、経済再生と財政健全化の両立を力強く宣言されました。

難しい目標ではありますが、我が国の今後百年の行く末を確かなものにするためにも、必ずや達成しなければなりません。総理の強力なリーダーシップのもと、腰を据えてしっかりと取り組んでいただきたいと思います。

そのためには、アベノミクスは、これからまだ発展させなければなりません。まずは、この所得税法等の一部を改正する法律案に織り込まれている各種税制措置を含めて、あらゆる政策ツールを総動員して臨み、その上で、成長のエンジンを加速させるため、さらなる取り組みをしていかなければなりません。

そこで、安倍内閣の今後の経済再生と財政健全化の両立に向けた取り組みについて、その方向性や意気込みを甘利経済財政担当大臣にお伺いをいたします。

地方、地域の元気がなくして国の元気はないという考え方のもと、偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系の構築を図ることは、極めて重要であると考えまます。

今般、地方消費税の税率が引き上げられることを踏まえ、法人住民税法人税割の税率引き下げにあわせて地方交付税の財源を確保するための国税を創設する地方法人税法案について、麻生財務大臣の評価をお伺いをいたします。

なお、先ほど申し上げたとおり、所得税法等の一部を改正する法律案では、企業の国際競争力をより高めるための研究開発税制の拡充をうたっております。

一昨年、iPS細胞の研究でノーベル賞を受賞した山中伸弥氏に続いて、ことしに入つて、三十歳の若き女性研究者小保方晴子さんが、万能細胞、STAP細胞を世界で初めてつくるという画期的な成果を上げました。

私も与党は、政府や民間企業の皆様とともに、このような、子供たちに夢を与える研究開発を促進し、元氣な日本復活に邁進していくことをお誓い申し上げ、質問を終わらせていただきます。

ありがとうございます。(拍手)

〔国務大臣麻生太郎君登壇〕

○国務大臣(麻生太郎君) 越智先生から五問いただいております。

所得拡大促進税制などの内容及び意義についてのお尋ねがっております。

平成二十六年年度税制改正におきましては、二十五年年度改正で創設をいたしました所得拡大促進税制について、段階的に賃上げをしていく企業を支援する仕組みへと見直す、幅広い事業者、設備を対象とした即時償却などの設備投資減税を創設する、研究開発税制につきましては、二十五年年度改正での拡充に続き、研究開発投資の増加を強力に促すよう拡充するなど、思い切った取り組みを行うことといたしております。

最優先課題であるデフレ不況からの脱却に向け、これらの税制を通じて、企業が保有資金を積極的に活用されることを期待いたしております。次に、ベンチャー企業への投資を促進する税制などの内容及び狙いについてのお尋ねがあつております。

経済の活性化のためには、産業の新陳代謝を促すことが重要な課題であります。

こうした観点から、起業や新たな事業に挑戦しやすい環境を整備するため、企業が、認定を受けたベンチャーファンドを通じてベンチャー企業に出資した場合、その損失リスクに備えるための制度を創設することといたしております。

また、過当競争を解消し、収益力を高めようとする企業の取り組みを支援するため、認定を受けた事業再編について、その損失リスクに備えるための制度を創設することといたしております。

次に、交際費課税の緩和の評価についてお尋ねがありました。

経済の活性化のためには、企業の持つ資金を動かし、消費の拡大につなげていくことが重要と考えております。

一般の交際費課税の緩和は、そうした観点から、大企業も含め飲食のための支出の五〇%を損

金算入できることといたしました。これにより、消費が拡大し、料理飲食業、さらには地域経済を含む経済全体が活性化されるものと期待をいたしております。

最後に、地方法人税法案の評価についてのお尋ねがありました。

今般の取り組みは、地方法人課税の偏在是正の観点から、地方消費税率の引き上げを踏まえ、都市に偏りがちな法人住民税の一部を地方法人税として国税化し、その税収全額を地方交付税の原資とするものであります。これにより、地域間の税源の偏在性を是正し、財政力格差の縮小が図られるものと考えております。

以上です。(拍手)

(国務大臣茂木敏充君登壇)

○国務大臣(茂木敏充君) 越智議員にお答えをいたします。

中小企業への税制措置以外の支援について御質問をいただきました。

全国三百八十五万の中小企業、中でもその九割を占める小規模事業者は、地域の経済と雇用を支える極めて重要な存在であります。そのため、昨年の小規模企業活性化法に続き、小規模企業振興基本法をこの国会に提出いたします。

さらに、さきの補正予算において、一千四百億円、ものづくり・商業・サービス革新補助金を措置いたしました。対象分野を商業、サービス業にも拡大し、試作品開発や、生産プロセス、業務プロセスの改善を支援していきます。申請書類も、従来の三分の一に簡素化をいたしました。

また、今月から、中小企業の資金繰りに関連し、個人保証に依存してきた従来の融資慣行を改める、経営者保証に関するガイドラインの運用を

開始いたしました。金融庁とも連携しつつ、融資現場の対応を目に見える形で変えてまいりたいと考えております。

こうした政策によりまして、地域の中小企業が活躍できる環境をつくり、経済の好循環を全国各地に浸透させてまいります。(拍手)

(国務大臣甘利明君登壇)

○国務大臣(甘利明君) 越智議員からの御質問は、経済再生と財政健全化の両立に向けた取り組みについてであります。

経済再生につきましては、今回の法案に盛り込まれております設備投資減税、研究開発税制などの思い切った税制措置を含めまして、三本の矢を一体的、強力に推進をし、デフレ脱却と経済成長を目指してまいります。

財政健全化につきましては、中期財政計画に基づきまして、二〇一五年度における基礎的財政収支赤字の対GDP比半減、二〇二〇年度における黒字化の達成を目指してまいります。

経済再生が財政健全化を促し、財政健全化の進展が経済再生の一層の進展に寄与するという好循環を目指しまして、経済再生と財政健全化の双方の実現に取り組んでまいります。(拍手)

○議長(伊吹文明君) 次の質疑者、松本剛明君。

(松本剛明君登壇)

○松本剛明君 民主党の松本剛明です。

民主党・無所属クラブを代表し、ただいま議題となりました所得税法等の一部を改正する法律案及び地方法人税法案について質問をいたします。

(拍手)

質問に先立ち、この冬の豪雪災害で亡くなられた方々と御遺族に、深く哀悼の意を表します。ま

た、被害に遭われた方々に、心よりお見舞いを申し上げます。

本日も雪であります。政府には、万全の対策、さらには、現地で対策を担う自治体の財源確保を要請いたします。

さて、税制は、そのあり方次第で経済、産業に大きな影響を与えます。社会の構造の面でも、公平、共生の理念に基づく社会保障や教育などの分野、競争による市場の分野の範囲を確定させたり、公の分野における官と民の役割分担に関しても、税制は大きな役割を果たします。そこに、目指す国づくりが見えてくるものだと思います。

その重要な税制について、一昨年の自民、公明、民主三党の社会保障と税の一体改革の合意から、継続的に協議が行われております。近年、与野党の協議を通して政策が決定されるケースがふえてきております。建設的で、望ましいことと思っております。

協議を経て進んだものもあります。住宅分野における消費税率引き上げの影響を緩和する対策として、民主党政権下から検討されてきた、ローン減税、すまい給付金などが実施されます。

平成二十五年年度税制改正では、私たちが提案した四点について合意し、今次改正で、交際費課税については拡充が図られました。主に、中小・小規模事業者が担う飲食産業の活性化が期待されます。また、贈与税の対象範囲の明確化は、対応を進めておられます。

消費税率引き上げに係る転嫁対策は、昨年の国会で、私たちの修正提案を受け入れて法案が成立しました。いよいよ引き上げ本番を迎えるに当た

り、确实で実効性のある転嫁対策の遂行を求めます。

本法案について何ってまいります。

まず、復興特別法人税の前倒し廃止についてです。

これは、平成二十三年十月、民主党政権が、東日本大震災の復興財源を確保するため、法人が負担する法人税、個人が負担する所得税、住民税、たばこ税、地方たばこ税の増税を提案したものであります。

これに対して、自民党は、たばこ税、地方たばこ税の増税に同意をせず、所得税、住民税の上乗せ、所得税増税期間の延長を要求いたしました。私たちは、復興を急ぐ立場からこの要求のみ、個人の負担を上積みし、期間を十年から二十五年へ延長することで、三党の合意に至りました。大変重い公党間の約束ではないでしょうか。

しかるに、政府からの一方的な通告により、復興特別法人税の廃止が今まさに提案されております。私たちがこれまで何度も申し入れてきたにもかかわらず、この間、何らの実質的な協議はありません。

副総理・財務大臣に伺います。約束をほごにして廃止を決めるに当たり、合意の存在を全くお考えにならなかったのでしょうか。そもそも、三党の協議を政府としてどのように位置づけておられるのか、伺いたいと思います。

復興関連連税の心は、復興のために負担を分かち合うことにあります。その中で復興特別法人税だけを廃止すれば、法人の一部、黒字法人だけが支え合いの輪から抜けることになりません。

自民党の主張で上積みされた所得税、住民税の増税は、被災者の方々も含め、国民一人一人が長

く負担し続けるものです。これでは、国が一丸となつて復興をなし遂げようとする、きずな、連帯の精神に反しませんか。

復興大臣に伺います。どのようにして被災者の皆様に理解いたさうとされておられるのでしょうか。

賃上げにつなげるとの御説明を伺いました。賃上げは望ましいことです。

他方、財務大臣は、記者会見で、ここは自由主義経済で、人件費に回すかは政府の関与する話ではない、復興特別所得税が二十五年かかっているのに法人だけでは、人件費に回るとの保証がなければ世間的に通らないといった趣旨の御発言をされておられます。正論であります。

なぜ、一転して、法人税と賃上げを結びつけることになったのでしょうか。伺いたいと思います。

また、これにより賃上げが進んだとしても、対象は黒字法人に限られます。景気率引役の支援策も必要であります。同時に、景気の裾野を地方、中小企業や家計に広げる景気拡大促進策も重要であります。中小企業を応援しつつ最低賃金を引き上げる政策は、今次減税額よりずっと少ない金額で実現可能です。

このような観点からいろいろ検討されなかったのでしょうか。財務大臣に伺いたいと思います。

自動車関連諸税について伺います。

そもそも、道路特定財源が廃止されて課税の根拠を失っていること、消費税との二重課税の問題があることなどを踏まえれば、車体課税の抜本的な見直しは必須であります。しかも、四月には消費税が八％になります。景気拡大促進の面からも、過重な自動車ユーザーの負担を軽減すべきで

あり、私たちは、自動車取得税の廃止、自動車重量税の上乗せの廃止などを訴え、抜本改革法七条も、これを念頭に制定いたしました。

しかし、今回の政府提案は、軽自動車の増税まで含まれており、私たちが目指す方向とは逆行しております。

どう考えてこのような提案に至ったのか、財務大臣及び総務大臣の御説明を求めます。

自動車は、我が国の基幹産業であります。今後、新たな分野の成長も期待されますが、物づくりに、その代表である自動車産業、雇用の柱であることは変わりません。

しかし、国内の自動車市場は、登録車で、ピーク時の六百万台近くから、現在三百万台余りと、縮小の一途をたどっております。好調と言われる軽自動車と合わせても、三百万台近い減少です。

国内市場の縮小は、国内生産にもはね返っております。その広がりには鑑みれば、経済にも多大な影響があります。また、自動車は、地方において欠かせない移動手段であり、地方の活性化、景気拡大促進の観点からも、支援すべきところではないでしょうか。

経済産業大臣に伺います。消費税率引き上げ、軽自動車増税による市場への影響をどう見積もっておられるでしょうか。定量的な見直しを伺いたいと存じます。

私は、普通車は実質的に減税されずに引き続き伸び悩み、軽自動車は増税されて減少する、結局、市場が縮小することを危惧しております。

逆進性対策について伺います。

八％引き上げの条件であった簡素な給付措置が補正予算に盛り込まれました。かねて私たちが求めていたのですが、決定が遅く、検討されるべ

き立法措置の裏づけがなく、対象者の申請を待つ仕組みとなりました。

申請漏れが懸念されます。適切に実行されるように対応していただきたい。財務大臣、そして実施に当たる自治体を所管する総務大臣の所見を求めます。

また、恒久的な逆進性対策として与党が進める複数税率には、大きな課題があります。

低所得者対策であるのに、かえって、購買力の高い高所得者の方が負担軽減額が大きくなります。そして、所要財源は、食料品を対象とするだけでなく消費税一％分と想定され、莫大なものになります。

複数税率の財源のために、さらなる消費税率引き上げを行うことがあるのでしょうか。財務大臣の御見解をいただきたいと思ひます。

複数税率は、ほかに、対象品目の選定が利権に結びつきやすい、事業者の事務負担が大いといった問題が指摘されております。そのことを理解されておられるのか、導入時期については、税率一〇％時、このように表現をされ、引き上げるときとも一〇％の間とも読める、そういう内容になっております。

抜本改革法七条では、給付つき税額控除と複数税率の両策を検討することになっております。どちらにも利点、難点があるからですが、与党においては、前者についての検討が見られません。私たちが提案をする給付つき税額控除も検討されるべきと考えますが、財務大臣の御所見を伺います。

給与所得控除について伺います。

私たちも、所得再配分の観点から給与所得控除の見直しを認めています。同時に、これを実額

控除に近づけるために特定支出控除を拡大することが肝要と申し上げ、三党の合意で、平成二十五年度税制改正法の附則百八条に反映されました。ところが、政府は、今回、控除上限の引き下げだけを提案されております。

合意の趣旨に立ち返った提案に改めるべきと考えますが、財務大臣のお考えを伺いたく思います。

また、この附則には、大学に対するものも含め、寄附金に係る税制の検討が定められていますが、政府提案では何ら措置が講じられておりません。これらについて、財務大臣に、今後の方針を伺いたく思います。

地方法人税に関連して伺います。

現段階では、交付税制度による財源配分に意義を認めるところではありますが、昨年のように、交付税を自治体に対する政策強制の手段に使うことは認められません。

総務大臣は、地方交付税を国のものとお考えでいらつしやるのか、基本的な御認識を伺いたく思います。また、今後の地域主権、地方分権の推進についての御見解を求めます。

抜本改革法七条に示された課題は、ほかにもまだ多く残っております。

例えば、医療に係る控除対象外消費税の問題についても検討を急ぐべきです。

私は、介護分野も含めて消費税のあり方を見直すべきと考えますが、財務大臣の所見を伺いたく思います。

最後に、消費税率一〇％への引き上げについて伺います。

財政再建はいまだ途上との認識は共有をしている、こう思っておりますが、巷間、さまざまなか

とも言われております。

財務大臣は、予定どおり一〇％に引き上げるというお考えでよろしいでしょうか。承っておきたいと思ひます。

私たちは、国民の皆様にご負担をお願いする税という難しい問題について、正面から取り組み、また、与野党間を含め、真摯に協議をし、議論をしてまいりました。これからもその姿勢は変わらないうことを申し上げ、私の質問を終わります。

ありがとうございます。(拍手)

〔国務大臣麻生太郎君登壇〕

○国務大臣(麻生太郎君) 松本先生から、十一問頂戴しております。

復興特別法人税の前倒し廃止と三党協議の関係についてのお尋ねがあつております。

復興財源を確保するために復興特別法人税を創設することについて、民主党、自民党、公明党の三党で合意がなされたことは承知をいたしております。

他方で、今回の復興特別法人税の前倒し廃止は、与党の御判断も踏まえつつ、平成二十四年度の決算剰余金の一部を活用して復興財源を確保した上で、足元の経済成長を賃金の上昇につなげるきつかけとするため、政府として決定したものであります。

三党協議は政党間の協議であることから、その位置づけ等につきまして政府として言及することは差し控えていただきたいと存じます。

復興特別法人税の前倒し廃止と賃上げの関係についてのお尋ねがありました。

私が昨年九月の記者会見で申し上げましたのは、復興特別法人税の一年間前倒しの廃止について理解を得るためには、廃止した場合には賃上げ

に回るということがしつかりと説明できる必要があるという趣旨であります。

その点、賃金の引き上げにつきましては、政労使会議の場合などにおきまして、政府から経済団体、業界団体に対して賃上げなどを広く働きかけを行い、こうした要請を踏まえ、経団連より、賃金の引き上げを通じて一刻も早い経済の好循環が実現するよう貢献していくとお話があり、また、連合より、二〇一四年度の賃金決定に当たっては、月例賃金の引き上げと格差是正、底上げにこだわった要求、交渉を行うとの表明がなされております。

これを踏まえ、復興特別法人税を一年前倒しして廃止するというところにいたしたところであります。

中小企業や最低賃金の引き上げなどについてのお尋ねがありました。

今回の税制改正では、企業の積極的な賃上げを促すため、所得拡大促進税制の拡充や復興特別法人税の一年前倒しでの廃止など、思い切った税制改革というものを行うこととしたしております。

法人税納税企業のほとんどは中小企業でありますことから、これらの税制改正の効果は、中小企業にも広く及ぶと考えております。中小企業、約九八％であります。

これらに加え、二十五年度補正予算及び二十六年度予算案におきましては、地域の成長力の底上げなどを図る社会資本などの総合的整備、中小企業・小規模事業者ものづくり・商業・サービス革新事業、また農地集約化事業など、中小企業支援、地域経済活性化のための施策を手当ていたしております。

また、最低賃金におきましても、本年度、全国

平均で十五円の引き上げが行われたところでもあります。

このように、賃上げを含む経済の好循環実現に万全を期するため、税制、予算、雇用政策など、さまざまな手段を総動員して対応しているところであります。

車体課税についてのお尋ねがありました。

税制抜本改革法第七条では、安定的な財源を確保した上で車体課税の見直しを行うとされております。また、消費税率引き上げの前後における駆け込み需要、反動減の緩和も視野に入れる必要があろうと存じます。

こうした点も踏まえ、国税である自動車重量税につきましては、エコカー減税を拡充するとともに、その財源の確保及び一層のグリーン化などの観点から、経年車に対する課税の見直しを行うこととしたものであります。

簡素な給付措置の適切な実行についてのお尋ねがありました。

簡素な給付措置につきましては、給付金の対象となる方々から着実に申請していただけるよう、制度の周知広報を行うことが重要と考えております。

このため、先日成立をいたしました平成二十五年度補正予算案において、厚生労働省や地方自治体が行いますコールセンターの設置や新聞、テレビ広告などのために必要な経費を盛り込んだところでもあります。

このような広報を効果的に組み合わせること、給付金の対象となる方々に着実に制度の周知がされるよう、現在、厚生労働省において、実施に当たる地方自治体の意見も十分に伺いながら準備を進めているところと承知をいたしております。

軽減税率導入と、その財源についてのお尋ねがありました。

軽減税率につきましては、平成二十六年年度与党税制改正大綱におきまして、具体的な安定財源の確保や対象品目の選定、また、区分経理などのための制度整備といった課題が示されておりまして、引き続き、与党税制協議会において検討がなされるものと承知をいたしております。

政府としては、これを踏まえた与党における検討を見守つてまいりたいと考えております。

給付つき税額控除についてのお尋ねがありました。

給付つき税額控除につきましては、昨年二月の三党合意において、低所得者対策については引き続き協議を行うとされており、三党におけます協議や、また議論、与党におけます軽減税率に関する検討の状況を踏まえながら、必要な検討を行つていかなければならないと考えております。

給与所得控除についてのお尋ねもありました。

給与所得控除につきましては、税制抜本改革法において検討課題と位置づけられていたところであり、

今般の改正では、法の趣旨に沿つて検討を行った結果、中長期的には主要国並みの控除水準とすべく見直しが必要との観点に立ち、当面、給与収入一千万超の高所得者の給与所得について、給与所得控除を見直すこととしたところであります。なお、お尋ねの特定支出控除につきましては、平成二十五年分の所得税から特定支出の範囲の拡充などが行われておりますが、御指摘の附則におきまして、「平成二十六年年度中に財源も含め検討を加え、その結果に基づき、必要な措置を講ずる」とされていることを踏まえ、検討を進めてま

いりたいと考えております。

寄附金税制についてのお尋ねがありました。

寄附金控除につきましては、御指摘の附則に沿つて検討を行いました。所得控除による対応を基本としている所得税において税額控除を適用する場合の対象範囲の論点について、まずは基本的な考え方を整理する必要があると判断したところであり、

今後、早期に具体的な結論を得るとした与党大綱の方針も踏まえつつ、望ましい寄附金税制のあり方について総合的に判断してまいりたいと考えております。

医療及び介護に係る控除対象外消費税についてのお尋ねがありました。

消費税が非課税とされており、社会保険診療や介護サービスにつきましては、医療品などを購入する際に支払う消費税分は、診療報酬及び介護報酬により手当てされてきているところであります。

例えば、社会保険診療につきましては、本年四月からの消費税の引き上げにおいて、医療機関などの実態調査に基づきまして、診療報酬において必要財源を確保するとともに、できるだけ多くの医療機関に手当てされるよう対応することとしたしております。

いずれにいたしましても、税制抜本改革法において、医療に係る課税のあり方については引き続き検討を行うとされておりまして、引き続き、与党の議論の状況などを踏まえつつ検討してまいりたいと考えております。

最後になりましたが、消費税の一〇％への引き上げについてのお尋ねがありました。

消費税の一〇％への引き上げにつきましては、税制抜本改革法にのっとりまして、附則十八条等々、経済状況などを総合的に勘案しながら、本年中に適切に判断していくことになるものと考えております。

以上であります。(拍手)

〔国務大臣新藤義孝君登壇〕

○国務大臣(新藤義孝君) 松本議員から、三点のお尋ねをいただきました。

まず、車体課税の見直しに当たつての基本的考え方についてのお尋ねであります。

車体課税については、消費税率引き上げの前後における駆け込み需要、反動減の緩和も視野に入れ、税制抜本改革法第七条の規定に基づき、国及び地方を通じた関連税制のあり方の見直しを行い、安定的な財源を確保した上で、地方財政にも配慮をしつつ、簡素化、負担の軽減、グリーン化を図る観点から見直しを行ったものであります。

具体的には、消費税率引き上げに伴う負担軽減の観点からの自動車取得税の税率の引き下げ、自動車税におけるグリーン化特例の重点化、拡充を行うとともに、自動車取得税廃止後の代替財源確保の一環として、車体課税の不均衡の是正を行う等の観点から軽自動車税の見直しを行うこととしたものでございます。

次に、簡素な給付措置についてのお尋ねでございます。

簡素な給付措置の実施業務については厚生労働省が担当しておりますが、給付金の対象となる方々が着実に申請していただけるよう、政府としてさまざまな周知広報を予定しております。

また、厚生労働省においては、実施に当たる地方団体の意見も十分に伺いながら、効率的な事業の実施に向け準備を進めているところであり、総

務省としても協力してまいりたいと思っております。

最後に、地方交付税に対する基本的認識及び今後の地方分権の推進についてのお尋ねをいただきました。

地方交付税は、団体間の財源の不均衡を調整し、全ての地方団体が一定の水準を維持し得るよう財源を保障する見地から、国税として国がかわつて徴収し、一定の合理的な基準によつて再配分する、いわば国が地方にかわつて徴収する地方税、こういう性格を有しており、地方の固有財源である、このように考えております。

また、個性を生かし、自立した地方をつくる地方分権改革は、日本経済の成長の果実を全国津々浦々まで届け地方を元気にするために不可欠であります。国から地方及び都道府県から指定都市への事務、権限の移譲等についての第四次一括法案の国会への提出を初め、新たな局面を迎える地方分権改革を力強く推進してまいりたいと考えております。(拍手)

〔国務大臣茂木敏充君登壇〕

○国務大臣(茂木敏充君) 松本議員にお答えいたします。

まず、消費税率引き上げによる影響については、日本自動車工業会において、国内需要が五十八万台減少するという試算をしております。

ただし、この試算には、自動車取得税についての軽減措置や、自動車重量税や自動車税に関するエコカー減税のグリーン化措置の拡充等の今回の税制改正措置で講じられている反動減対策の効果は織り込まれておりません。政府としては、これらの措置が消費税率引き上げの影響緩和に大きな効果を発揮するものと考えております。

次に、軽自動車税についてありますが、税率の引き上げ対象は、平成二十七年以降に取得する新車に限定し、実際に増税されるのは平成二十八年度以降となります。あわせて、環境性能の高い軽自動車への軽減措置についても検討を行うこととしております。

政府としては、この軽減措置の具体的な内容を検討するに当たり、議員御懸念の、国内経済、市場への影響、軽自動車地方における生活の足として果たす役割などを踏まえ、しっかりと対応してまいります。(拍手)

(国務大臣根本匠君登壇)

○国務大臣(根本匠君) 復興特別法人税の廃止についての御質問をいただきました。

復興特別法人税の一年前倒しでの廃止については、足元の経済成長を賃金上昇につなげることで、復興特別法人税の前倒し廃止の見合い分〇・八兆円を一般会計から復興特別会計に繰り入れ、二十五兆円程度の復興財源を確実に確保することを被災者の皆様にお示しし、御理解を求めていくことが重要です。

こうした考え方のもと、政府としては、被災地において説明会を開催し、二十五兆円程度の財源をしっかりと確保することを御説明し、被災者の皆様に御理解を求めてきたところでです。(拍手)

○議長(伊吹文明君) 次の質疑者、田沼隆志君。

(田沼隆志君登壇)

○田沼隆志君 日本維新の会の田沼隆志です。

私は、たいたいま議題となりました所得税法等の一部を改正する法律案並びに地方法人税法案につきまして、日本維新の会を代表して質問をいたします。(拍手)

私にとりまして、初めての本会議場での質問になります。関係各位の御配慮に心より感謝申し上げます。

私が政治を志した原点は、鹿児島県の知覧特攻平和会館で、実物の特攻隊の遺書に感激をしたこととあります。多くの若者たちのとうとうと犠牲の上に今日の繁栄がある、そのことを私は片時も忘れたことはありません。英霊に恥ずかしくない、自立した立派な国をつくる、その思いで、本日は質問させていただきます。

初めに、消費税です。

本年四月、消費税が増税されます。

我々日本維新の会は、小さな政府、強く賢い中央政府をつくり上げるため、民間にできることは民間に、地方にできることは地方に任せるべきと考えております。

大阪都構想を初めとする都市再生、そしてその最終形としての道州制に移行するという統治機構の大改革を実現するためにも、消費税を全額地方税化するとともに、地方交付税にかわる新たな財政調整制度として、地方共有税を創設すべきと考えております。

今回の税制改正では、地方法人税が創設されますが、これは、地方税を国税にするもので、地方分権の原則に逆行していると言えます。当局の説明では、この税は一般会計を介することなく直接地方交付税特会に入る、ゆえに地方財源の地盤固めであるとのことでしたけれども、なぜ、相変わらず交付税ばかりにこだわるのでしょうか。

国が地方にお金を配る今の地方交付税制度では、地方の自立は難しい。自治体の努力が報われない仕組みになっているからです。安定財源の消費税を地方に移譲して、同時に交付税を減額する

というのが、地方分権の王道ではないでしょうか。

これに関して安倍総理は、先日、消費税を全額地方に移管するのであれば、社会保障について地方に大きな責任を担っていただく必要がありますが、これは結果的に大きな地域間格差を生じさせることにもなりかねないことから、極めて慎重な検討が必要と考えておりますとの答弁でありました。

では、実際に地域間格差は生じるのでしょうか。どれぐらいの格差となるのでしょうか。何かしら具体的な検討はされて、その上での結論なのでしょうか。全く検討の結果が見えない。なぜ地方税化に反対なのか、その理由がはつきりしません。

新藤大臣、ぜひ、明確な御答弁をお願いいたします。

次に、軽減税率についてです。

先日の代表質問で我が党の松野頼久幹事長がこの件を質問し、安倍総理からは、与党税制協議会の検討を見守つてまいりたいとの答弁でありました。しかし、その中身がよくわからない。

昨年末に与党がまとめた税制改正大綱には、軽減税率について、先ほどもありました、一〇％時に導入とありましたけれども、これは、一〇％の引き上げ時を指しているのか、そうでないのか、どちらでしょうか。

自民党さんは、時期は未定だと言われていました。公明党さんは、当然、引き上げ時も含むと。どうやら、大きく見解も違うようです。導入時期が決まらないまま軽減税率の議論が続けていては、事務負担がふえる事業者も、いつまでも不安定な境遇に置かれ続けることになりかねません。

しかも、今回、必要な財源を確保し、国民の理解を得た上でと、かなり導入には厳しい条件までついております。これは、場合によっては、軽減税率の導入自体がなされない可能性さえ感じさせます。

実際、経済界でも、少なくとも一〇％の段階では単一税率を維持すべきだという声もありますし、私たち維新の会も、簡素な税制を理念としておりますので、複数税率化に伴う官民税務の膨張、複雑化には非常に懸念をしております。

麻生大臣、この軽減税率導入は本当にやるのでしょうか。やるなら、いつやるのでしょうか。導入するのは政府なんですから、先ほどの御答弁であつたような、与党協議を見守りますじゃなくて、主体的な御答弁をぜひお願いいたします。

次に、インボイスについてです。

仮に軽減税率を導入するとしても、インボイス制度のない導入には、私たち維新の会は断固反対です。

これも、総理は、与党における検討を見守るという答弁でございました。でも、インボイスは世界標準です。取引の透明化のためにも、インボイス制度なしは考えられません。

消費税は、徴収漏れの大きい税です。平成二十四年度の新規発生滞納額は五千九百三十五億円ですが、そのうち、消費税は三千百八十億円、五三・六％を占めている。過去の滞納額の推移を見ても、滞納がふえたのは消費税の引き上げ時であります。

徴収漏れが大きいまま、増税して税収を上げようというのは、ある意味、穴のあいたバケツに水をくむようなものではないでしょうか。徴収漏れ

対策としても、インボイス制度の導入を優先して進めるべきと考えます。

インボイス制度導入について、麻生大臣のお考えをお尋ねいたします。こちら、与党の検討を見守るといふような、ある意味、他人事のような答弁というのはいささか御遠慮をお願いしたいと思ひます。

次に、法人税の引き下げについてです。

安倍総理は、この引き下げについては、日ごろから強い意欲を示されております。一月二十二日のダボス会議でも、法人課税について、国際相場に照らして競争的なものにならなければならないという国際公約をされました。

私たち維新の会も、国家国民のために、この法人税の引き下げは必要だと考えております。ぜひ応援したいと思ひます。

しかし、やはりこの与党税制大綱では、引き続き検討だけで、方向性もない、いつまでに検討するかの期限もない。これでは、総理が訴えてきた、世界で一番企業が活躍しやすい国というふうな世界からはとてもみなされないんじゃないでしょうか。なぜ何もしないのか。

先日の代表質問において、総理は、本年、さらなる法人税改革に着手いたしますと、少し踏み込んだ答弁をいただきました。

そこで、お尋ねいたします。

具体的には、いつ、どのような改革を行うのでしょうか。もちろん、そのときに実効税率を下げる方向なのは明白と思ひますが、その下げ幅はどれぐらいのものを想定しているのか、お答えください。

また、その下げ幅は、経済財政諮問会議の議員が言うような、一〇％程度なのかをお答えいただければと思ひます。

また、時期として、本年というふうにも総理は言っておりますが、甘利大臣、報道によりますと、骨太方針をまとめる六月ぐらいまでに一定方向を打ち出すという報道がありました。その方向で間違いないのかも含めて、甘利大臣に御答弁をお願いいたします。

この法人税引き下げに関しては、甘利大臣は、法人税減税は企業の競争力、そして賃上げに対する体力をつける、経済の好循環にもよいということ、非常に前向きに述べられておりますが、それに対して、麻生財務大臣は、この引き下げに対して、各国間の法人税引き下げ競争は通貨安競争をやるのと似たようなことになりかねないとか、実効税率の引き下げについても、そんなに簡単にはいかないというような慎重な姿勢を崩しておりません。

これは、両大臣で引き下げに関して随分見解の相違があるように見える。大げさに言えば、閣内不一致の感すらあります。

そこで、麻生大臣、そして甘利大臣、お二人にお聞きします。

法人税の実効税率の引き下げは必要ですか、必要じゃないですか。御自身の見解を明確に御答弁願ひます。

そのときに、課税ベースの拡大の議論もしなければなりません。

今三割しか払っていない課税ベースの拡大は、不可欠な議論。冷戦後の欧州諸国で法人税の引き下げ競争が起きたときに、表面税率が二〇パー近く下がったにもかかわらず法人税収が増加したという法人税パラドックスがよく言われますけれども、その要因の一つが、この課税ベースの拡大でありました。麻生財務大臣もよく、代替財源確保

が必要だと言われていますけれども、そのために、この検討は不可欠と思ひます。

この改革は、各分野との利害調整も必要となります。払っていない人に払ってもらおうという話です。となると、非常に覚悟が必要となる改革であり、まさに既得権と闘う改革。私たち維新の会としても、ぜひ踏み込むべきと考えます。

そのときに、まず、既得権の塊と言われる租税特別措置の抜本的な整理統合が必要ではないでしょうか。

きのう開かれた政府税調でも、この縮小を検討するということですが、実際、総務省の行政評価局提出の平成二十五年租税特別措置等に係る政策評価の点検結果によると、二百二十四件の租税評価のうち、百八十件が、有効性、つまり費用対効果の説明が不十分、要は、効果があるかどうかかわらないということなんですね。この傾向は前からそうなんです、二十三年、二十四年も。つまり、総務省は、租税に関して、そのほとんどは疑問だと言っているわけです。

財務省の麻生大臣も、有効性が乏しく、廃止する方がいいと思つた例も幾つかあるというふうな、租税の廃止縮小も検討しているという答弁も先日されております。

利用実績を見ても、租特、平成二十四年で見ると、約百三十種類のうちの四割を超える六十種類で利用が十社以下という報道がありました。これは、実質的に不要な租特も相当多いのではないのでしょうか。

この現状を、非常にゆゆしき事態と考えます。租特の抜本的な整理統合が必要ではないか。麻生大臣、新藤大臣、それぞれお答えをお願いいたします。

この課税ベースの拡大を検討するときに、赤字を次年度以降の黒字から差し引ける、欠損金の繰越控除の見直しも議論に上がるはず。麻生大臣も、この繰越控除制度の縮小を検討している事実はない、政府税調で検討してもらいたいということですが、どうも、そのやる気があるのかないのかわかりません。

課税ベースの拡大議論においては、欠損金繰越控除制度の見直しを含むのか含まないのか、明確にお答えください。

また、課税ベースの拡大においては、宗教法人、そして社会福祉法人への適正な課税も、議論の必要があると思ひます。巨額の内部留保を言われる法人もあると聞いています。これについても取り組むのかどうかを、あわせてお答えください。

それから、所得拡大促進税制、設備投資減税についてお尋ねします。

私は、二十代のころ、経営コンサルタントをしておりました。そこでの経験を踏まえ、この税制には、素朴な疑問がどうしても残ります。設備投資促進減税により、投資を進めると、当然ながら企業の生産性は上がります。生産性が上がれば、効率化ですから、多くの場合、人件費が減るインセンティブになるわけです。

一方で設備投資をふやす税制誘導をしていくんですけれども、もう一方で総人件費をふやす税制誘導をするというのは、ある意味矛盾しているんじゃないでしょうか。本当に、人件費増、つまり所得拡大というのは可能なんじゃないか。

企業は、余剰資金ができたとき、設備投資と賃金増、どちらに回すかといえば、大抵の場合は、まず設備投資に回すと思ひますよ。生産性向上

平成二十六年二月十四日 衆議院会議録第五号

所得税法等の一部を改正する法律案外一案の趣旨説明に対する田沼隆志君の質疑

一〇

が、やはりさらなる売り上げ増につながります。賃金増はコストの増であつて、企業は経営判断として、固定費である人件費を積極的にふやすはずはないからです。ましてや、生産性が向上すれば、人件費はむしろ減らしたくなるはず。

本当に賃金増はこの税制で実現可能なんでしょうか。具体的に現越せているのでしょうか。

政府は、この所得拡大促進税制の拡充で、初年度千三百五十億、平年度千六十億円の減税効果を見込んでいます。この積算根拠はどんなものでしょうか。賃金の増加というのは、全体としてどれぐらいの総額を見込んでいるのでしょうか。わかりませんでは済みません。お尋ねいたします。

この税制も一例ですけども、どうにも、今回の税制改正は、投資促進税制、研究開発税制、事業再編税制など、従来型の政策減税が目立つ。しかし、国際競争力の強化を考えたときに、こういった個別の複雑な特例制度をふやすということよりも、法人実効税率の引き下げの方が不可欠ではないでしょうか。これは、どちらに重きを置いているのでしょうか。

そもそも、財務省は、法人税減税よりも政策減税の方が効果大きいというふうに考えている節も感じます。でも、政策減税は、これまで我が国は何度もいろいろなものをやつてきているわけです。それに対する効果の検証は行つてきたんです。そうか。それなくしてまた追加的な政策減税を行つても、どうにも前例踏襲感が残る。効果が見えませんか。

麻生財務大臣、法人税減税と政策減税、どちらに重きを置くのでしょうか。政策減税の方が効果大きいという根拠は何かあるのでしょうか。お示しください。

最後に、地方関連でございます。

国税である法人税率の引き下げは当然ですけども、地方独自財源である法人住民税、それから法人事業税、固定資産税等についても、当然議論をしなければなりません。

我々維新の会は、これら地方財源のことを国が一方的に決定しているという現状には、反対です。地方が独自にみずからの判断で引き下げに取り組むことが促されるべきであります。

ところが、大阪で、特区内で地方税ゼロを決断したのにもかかわらず、国は、その減税分を課税対象にして、せつかくの地方の取り組みを減殺してしまつた。この地方の取り組みを、促すどころか、逆に、阻害しているのではないのでしょうか。

この点を一月二十八日の代表質問で我が党の松野幹事長が質問しましたけれども、安倍総理は、いわゆる特区とは別に、地方団体が自主的に地方税減免措置を行う場合との関係の整理など、種々の論点があると承知しております。これは、半分他人事に聞こえる答弁でございました。

では、お尋ねします。種々の論点について、現在、誰が、どのように検討を進めて、いつ解決しようとしているのか。それとも、何も検討していないのか。明確な答弁をお願いします。

以上、全て批判ではございません。私たちも、必要なことは、ぜひ応援をいたしたい。しかし、足らないところは、やはり毅然と指摘をしなければなりません。与党の方も、ぜひ、疑問があるときは黙らないでいただきたい。

真に、国力を高めて、日本が世界に冠たる地位で存続できる税制改正となることを願ひまして、私の代表質問を終わります。

ありがとうございます。(拍手)

〔国務大臣麻生太郎君登壇〕

○国務大臣(麻生太郎君) 十問頂戴をいたしました。

消費税の軽減税率についてのお尋ねがあつております。

軽減税率につきましては、平成二十六年度与党税制改正大綱において、対象品目の選定や、区分税率の導入時期を含め、引き続き、与党税制協議会において検討がなされるものと承知をいたしております。

こうした課題につきましては、政治的な判断が不可欠な事項も多いことから、政府として、与党の御議論に沿つて、必要な対応を行つてまいりたいと考えております。

インボイス制度の導入についてのお尋ねがありました。

消費税におきましては、複数税率のもとで、事業者が適正に仕入れ税額の計算を行うためには、適用税率と税額が記載をされた、いわゆるインボイスが必要となると承知いたしております。

いづれにせよ、軽減税率につきましては、お尋ねのインボイス制度といった区分経理などのための制度の整備のほか、対象品目の選定、また、具体的な安定財源の手当てなどの課題が多くあり、政治的な判断が必要な事項も多いことから、政府として、与党の御議論に沿つて、必要な対応を行つてまいりたいと考えております。

法人税改革の方向性、そして法人実効税率の引き下げ幅について、二つ御質問をいただきました。

法人課税の改革につきましては、昨日の政府税

制調査会において、今後、デイスカッショングループを設置し、専門的な観点から、法人実効税率のあり方、課税ベースのあり方、政策効果の検証、そして他の税目との関係など、検討を行つていくこととされたところであります。

したがつて、いつ、どのような改革を行うかについて、現時点でお答えをすることは困難であります。

法人実効税率の引き下げに対する考えについてのお尋ねがありました。

法人課税の改革につきましては、先日総理も御答弁をされたように、産業政策も含めた大きな議論を行い、グローバル経済の中の競争力も考えながら検討を進めていく必要があるかと考えております。

こうした観点も踏まえ、政府税制調査会において専門的見地からの検討を進めていくという点につきましては、関係閣僚間で意見が一致しているものと考えております。

租税特別措置の整理合理化についてのお尋ねもありました。

租特につきましては、その制度趣旨、適用実績や政策効果などを検証しつつ、不断の見直しを行つていく必要があるものと考えております。

なお、適用実態調査において適用件数が少ないことが明らかとなつた租特の中には、想定している適用件数よりも少ないものなども含まれている点には、留意が必要と考えております。

課税ベース拡大の具体策についてのお尋ねもありました。

法人課税の改革にしましては、今後、政府税制調査会において、専門的な観点から、課税ベースのあり方を含めて、議論を行つていくこととい

たしております。その際には、公平、中立、簡素な税制の提案などの観点から幅広く議論をいたしたことを期待いたしており、あらかじめ検討の範囲を決め打ちするようなことを考えているわけではありません。

所得拡大促進税制の減収見込み額の積算根拠についてのお尋ねがありました。

所得拡大促進税制の拡充による減収見込み額は、過去の実績などをもとに、人件費ベースで四五％の企業が税制の適用要件に該当し、それらの企業の人件費合計の伸び率を七・一％などと推計した上で、その適用対象となります企業の人件費増加額五・二兆円に一〇％の税額控除割合を適用することなどにより積算したものであります。

法人実効税率の引き下げと政策税制についてお尋ねがありました。

今般の税制改正におきましては、企業の成長に向けた投資を促すため、生産性の向上につながる設備投資を促すための税制の創設、研究開発投資を促進するための研究開発税制の拡充、事業再編を促進するための税制の創設などの、いわゆる政策減税を行うことといたしております。

これらを積極的に活用していただくことにより、企業の収益力の向上につながっていくものと期待をいたしております。

今後の法人課税の改革につきましては、政府税制調査会において、専門的な観点から、御指摘のような国際競争力の強化の観点も含め、各税制の政策効果の検証も行いつつ、どのような法人課税が適切なのか、検討を行っていくことといたしております。

最後に、特区内の税制についてのお尋ねがありました。

地方税減免に際して、国税の調整を行うことについては、いわゆる特区とは別に、地方団体が自主的に地方税の減免を行う場合との関係の整理など、種々の論点があります。こうした対応を行うことについては、慎重な検討が必要ではないかと考えております。

いすれにいたしましても、新たな税制については、今後、区域を指定し、事業内容が具体化した後に、まずは所管官庁において政策効果や特区内外への影響などを検証することが不可欠ではないかと考えております。(拍手)

〔国務大臣甘利明君登壇〕

○国務大臣甘利明君 田沼議員から、三点の御質問がありました。

まず、法人実効税率の引き下げの方向を骨太の方針までに打ち出すのかとお尋ねであります。日本経済の活性化のためには、産業構造も含めた大きな議論を行い、グローバル経済の中での競争等も考えながら法人課税のあり方を検討していくことは、重要であると考えております。

先般の経済財政諮問会議におきまして、総理から、法人実効税率の引き下げを行った国で税収が伸びているのか検証を行う必要があるとの御指示がありました。今後、こうした検証を行いながら、与党や政府税制調査会とも連携をしつつ、法人課税のあり方につきまして、検討を進めてまいります。

骨太の方針までに方向を打ち出すのかにつきましては、こうした検討状況を踏まえまして判断することになると考えております。

次に、法人実効税率の引き下げについてのお尋ねであります。

グローバル経済の中での競争力の観点から、世

界で最もビジネスがしやすい環境を整えることにによりまして、海外及び国内の企業が日本への投資をふやし、強い経済成長の好循環を取り戻すことが重要と考えております。

このような観点から、与党及び政府税調とも連携しつつ、法人実効税率のあり方について、検討を進めてまいります。

大げさに言えば閣内不一致の感があるとの御指摘がありますが、大げさであります。

最後に、賃金の上昇についてのお尋ねがありました。

経済の好循環を実現するためには、企業収益の拡大を賃金上昇や雇用拡大につなげることが重要であります。

政労使会議におきましては、企業収益の拡大を賃金上昇につなげていくといった共通認識に至り、好循環実現に向けた確固たる土台を築くことができたと考えております。

また、経団連が公表しました経労委報告では、拡大した収益を、設備投資だけでなく、雇用拡大、賃金引き上げに振り向けていくことを検討するとの言及がありまして、既に経済界から、賃上げに向けた具体的な動きも出てきております。

今後は、労使の間でこれらを踏まえた真摯な議論が行われ、賃金上昇が幅広く実現するものと期待をしております。

なお、政府経済見通しにおきましては、こうした政策の推進等もありまして、平成二十六年年度の雇用者報酬は、二・〇％程度の増加になると見込んでおります。

以上です。(拍手)

〔国務大臣新藤義孝君登壇〕

○国務大臣(新藤義孝君) 三点のお尋ねをいたした

いております。

まず、消費税の地方税化についてのお尋ねであります。

社会保障財源化されている消費税について、これを全額地方税化するのであれば、社会保障について地方に大きな責任を担っていただく必要があります。

地方消費税は、他の税目に比べ地域間の偏在が小さい税目ではありますが、それでも、都道府県ごとの人口一人当たり税収額の最大値と最小値の間では、一・八倍の格差がございます。

このため、社会保障の財源にこうした地域間の財政力格差がそのまま反映されれば、社会保障の水準に大きな地域間格差を生じさせることにもなりかねないことから、極めて慎重な検討が必要と認識をしております。

次に、租税特別措置に係る政策評価の点検についてのお尋ねをいただきました。

御指摘の点検結果は、各府省が租税特別措置の要望の際に行った政策評価について、十分かどうか総務省が点検し、税制改正作業の参考に提供したものであります。したがって、御指摘の点から、直接、租税特別措置の整理統合の結論に至るものではないませんが、不十分な分析、説明がいまだに多い現状の改善、評価の質の向上に取り組んでまいりたい、このように考えております。

最後に、地方税の課税の仕組みについてのお尋ねであります。

地方税については、国が、地方税法等により、課税の基本的な仕組みを定めております。

これは、第一に、国と地方との間の適正な税源の配分を図って租税体系を組み立て、地方団体の課税権を保障すること、第二に、国民

の租税負担が過大とならないよう、各地方団体の住民の租税負担の均衡を図り、地方団体間における地方税の課税権の調整をする必要があることによるものであります。

また、地方団体間や住民間の税負担の公平性や均衡を確保するためには、固定資産評価基準など課税に当たつての全国統一の技術的な基準を定めることも必要である、このように考えております。(拍手)

○議長(伊吹文明君) 次の質疑者、竹内譲君。

(竹内譲君登壇)

○竹内譲君 所得税法等の一部を改正する法律案について、公明党を代表して質問をいたします。(拍手)

まず、世界の経済情勢について伺いします。米国連邦準備制度理事会、FRBは、昨年十二月十八日、量的金融緩和と政策第三弾、QE3の縮小を本年一月から開始することを決めました。しかし、ことしに入ってから、世界経済を牽引してきた新興国で株価や通貨が落ち込み、先進国の株価急落を招いております。その最大の原因が、米国の量的緩和の縮小と見られております。

量的緩和と縮小は、米国経済が回復に向かつているからだと思われていますが、米国の家計はなお巨額の債務残高を抱えており、実質個人消費の伸びはリーマン・ショック前の水準に届かず、また、パートタイムで就労する労働者や職探しを諦めた人も含む広義の失業率は、一三％近いとの指摘もあります。

今後の米国経済の動向と、それが日本経済に及ぼす影響についてどう考えるべきか。
また、間もなくG20がシドニーで開催され、米

国の金融政策と新興国市場の問題も主要テーマの一つになる模様です。

私は、円滑な金融正常化を探る必要があると考えますが、日本としてはこのG20にどのような方針で臨むのか、麻生財務大臣、お答えください。日中間の貿易額は、依然として高い水準で推移していますが、日本の貿易赤字額は、年間五兆円強に拡大しています。

他方、中国の経済成長率にも陰りが見え始めており、かつ、影の銀行、シャドーバンキングという金融システムリスクを抱えていると言われている。

安倍総理は、年初から、中東、アフリカ、インドなどを歴訪されていますが、私も、新年早々、山口代表等とともにインドを訪問いたしました。驚くべき活力に満ちたインドは、近年高い成長を続けているため、十数年後には中国と並ぶ大國に発展するとの分析もあります。そのため、日本企業の進出も年々ふえてきております。私は、日本が新たな世界的視野で経済外交を進めていく必要性を痛感した次第です。

中国、インドなどの新興国経済の動向と、それが日本経済に及ぼす影響をどう見るべきか、また、インドを初め新興国、途上国とは、経済のみならず、環境、教育、文化などの連携を一層推進すべきと考えますが、岸田外務大臣の答弁を求めます。

さて、日本経済の最大の課題は、四月に実施が予定されている消費増税を乗り越えてデフレから脱却できるかであります。

これは容易なことではありません。しかし、それを実現するためには、三本の矢の政策効果による企業収益の拡大が速やかに賃金上昇や雇用拡大

につながり、消費の拡大や投資の増加を通じてさらなる企業収益の拡大に結びつくという経済の好循環をつくり出すことが必要です。

こうした認識のもと、政労使の三者が、これまで五回にわたり、真摯な議論を重ねてこられました。この政労使会議で昨年十二月にまとめられた「経済の好循環実現に向けた取組」は、日本経済にとって最も重要な四本柱ともいふべき方針を明らかにしています。

すなわち、一、賃金上昇に向けた取り組み、二、中小企業、小規模事業者に関する取り組み、三、非正規雇用労働者のキャリアアップ、処遇改善に向けた取り組み、四、生産性の向上と人材育成に向けた取り組みであります。

この政労使会議は、異例のことですが、しかし、これは、長年停滞した日本経済を活性化するために、やむにやまれぬ行動であったと言わねばなりません。

今回で一区切りついたという認識かもしれませんが、これを言い放して終わらせるのではなく、掲げられた課題について、政府、企業、労働側がどのように実現していくのか、きちんとフォローアップをしていく必要があるのではないのでしょうか。合意文書にも、「今後、それぞれが具体的な取組を進めるとともに、その成果を確認することあります。

政府として、今後も、引き続き、定期協議会、あるいはテーマごとの協議会などによりフォローアップ体制を整えるべきであると思いますが、甘利経済財政政策担当大臣の答弁を求めます。

平成二十六年度税制改正においては、産業競争力の強化や生産性向上の観点から、種々の対策が拡充強化されています。これらは、特に、消費税

引き上げによる景気の腰折れを防ぐとともに、成長戦略を後押ししていくためにも、極めて重要な施策であります。

まず、これらの税制導入による経済効果として、どれだけ成長率を押し上げるのか、さらには、雇用拡大等ほどの程度つながるのか、麻生財務大臣の答弁を求めます。

また、麻生大臣肝いりの、大企業、中小企業を問わず飲食のための支出の五〇％を損金算入できる交際費課税の見直し案や、中小企業の投資活性化策など、ユニークで効果の高い施策も盛り込まれています。

ところが、問題は、これらが現場の経営者などに意外に知られていないことです。さらなる周知徹底によって国民の期待を高める必要があります。麻生大臣の答弁を求めます。

結びに、先般、租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書が国会に提出されました。この報告書によると、適用件数がゼロもしくは極めて限定されているものも数多く散見されます。実態調査の結果について、どのように評価し、また、これをどのように活用していくのか、麻生財務大臣にお伺いし、私の質問を終わります。(拍手)

(国務大臣麻生太郎君登壇)

○国務大臣(麻生太郎君) 五問頂戴してあります。

今後の米国経済の動向と日本経済に対する影響についてのお尋ねがあつております。

米国経済は、二〇一三年の第四・四半期の実質GDPの成長率が前期比三・二％となるなど、緩やかに回復。また、先行きについても、緩やかな回復が続くと見込まれております。ただし、金融

緩和の縮小などによる影響に留意する必要がありますが、米国の日本経済も緩やかな回復はしておりますが、米国の中国等海外景気の下振れは、引き続き、日本の景気を下押しするリスクと考えられており、その動向については、今後とも注意を払いまいりたいと考えております。

G20におけるテーマ及び日本の方針についてのお尋ねがっております。

来週末シドニーで開催されますG20では、御指摘のとおり、米国の金融政策と新興国市場の問題についても議論が行われるものと見込まれております。現時点で議論の内容について言及することは差し控えていただきますが、御指摘の問題は、世界経済が直面する重要な課題の一つであると認識をいたしております。

G20で有意義な議論が行われ、世界経済の安定的な成長につながりますよう、日本としても積極的に議論に参加、貢献をしまいたいと考えております。

二十六年度税制改正の経済への影響についてのお尋ねがございました。

二十六年度税制改正におきましては、生産性の向上につながる設備投資減税、交際費課税の緩和、所得拡大促進税制の拡充、復興特別法人税の一年前倒しでの廃止などを実施することといたしております。

これらの税制改正は、デフレ不況からの脱却、経済再生の実現を目指す施策の一環として実施するものであり、他の施策と相まって経済の好循環を実現していくことが期待されておるところであります。

税制改正単独の経済効果を見込んでおりませ

んけれども、政府経済見通しにおきましては、税制改正による影響を織り込んだ上で、二十六年度の実質成長率は一・四％、名目成長率は三・三％、失業率は三・七％と見込んでおります。

最後に、租税特別措置の適用実態調査の活用についてのお尋ねがありました。

租税特別措置の適用実態調査は、極めて有用な情報でありまして、租税の見直しに当たつての一つの参考指標となります。その上で、それぞれの租税を取り巻く経済、社会、地域などの状況や、今後の見通しなど、さまざまな要素を総合的に勘案していくことが重要と考えております。

（国務大臣甘利明君登壇）
○国務大臣（甘利明君） 政労使会議の今後のフォローアップ体制についてのお尋ねがありました。政労使会議は、昨年九月から、五回にわたりまして開催をし、賃金の上昇や、中小企業、小規模事業者に関する取り組み、非正規労働者の処遇改善など、幅広いテーマにつきまして、政労使の三者が、好循環実現に向けて取り組むべき内容について、共通の認識に至りました。

なお、御指摘のような適用件数の少ない租税の中には、想定していた適用件数よりもと少ないものも含まれておりますので、留意を必要とすると考えております。（拍手）

（国務大臣岸田文雄君登壇）
○国務大臣（岸田文雄君） 新興国経済の動向とその影響、そして新興国、途上国との連携についてお尋ねがありました。

新興国経済の成長に伴い、貿易や投資を通じてこれらの国々と経済面での結びつきが深まっております。我が国経済に及ぼす影響も含め、新興国の経済の動向を注視しております。

中国は、世界第二位の経済大国であり、日中間の経済関係は、貿易、投資の両面で緊密かつ相互依存적입니다。

また、インドは、近年若干の伸び悩み感があるとはいえ、依然として約五％の経済成長を遂げているなど、日本企業にとって非常に有望な市場であると考えております。

（国務大臣伊吹文明君） 次の質疑者、小池政就君。
○議長（伊吹文明君） 次の質疑者、小池政就君。
○小池政就君 結いの党の小池政就です。

これらの新興国については、その国際社会における影響力を踏まえ、政治、経済のみならず、御

指摘の環境、教育、文化を含む幅広い分野での連携を推進していきたいと考えております。

しかし、必ずしもその因果関係は直線的ではなく、特に所定内給与との相関は曖昧です。一九九〇年代中ごろからその傾向は強く、企業業績が改善した昨年、所定外給与が増加する一方で、一人当たりの所定内給与は、非正規雇用の割合の上昇等により低下しました。

加えて、将来不安による内部留保の積み上げのみならず、グローバル化による賃金の平準化や、株主利益を重視する企業の傾向にも影響しています。

その観点からいえば、GDPの六割を占める消費を支え、一方で増税にも直接影響を受ける個人への直線的な施策も考慮すべきです。

例えば、復興特別法人税の引き下げにより一部の黒字企業に恩恵が特定していますが、全体の七割を超す赤字企業で働く従業員にも、より効果のある復興特別所得税・住民税の引き下げを同様に考慮すべきではないでしょうか。今後とも復興費の流用が続き、不用額が積み上がるならば、被災地の皆さんも納得するはずですが。

また、企業に交際費の非課税措置をするように、現在一％にも満たない個人しか利用できない特定支出控除のさらなる拡充等、ほかにも可能な施策はあったのではないのでしょうか。

肝心の企業に対しても、設備投資等を促すのなら、税制や補助金によるあめだだけでもなく、ましてや、耐震等のさらなる規制強化でむしろのよう

に強制的にでもなく、将来、市場の拡大を期待できるよう、既得権益を打破し新規参入を促す抜本的な規制緩和や空洞化の是正に向けた開放政策を、まずは示す必要があるのではないのでしょうか。

平成二十六年二月十四日 衆議院會議録第五号

なつた国家戦略特区についても、結果として小規模の税額控除にとどまっていますが、法人税を免除するゼロ特区まで構想した当初の政権の意向を十分反映していると言えるのでしょうか。そこには、復権しつつある自民党税制調査会とのあつてきがかいま見えます。

かつての古い自民党政治の象徴たる利益誘導策としての租税特別措置は一兆円近くあり、その適用状況の報告書の作成、提出が義務づけられていますが、検証、報告されたものをどのように生かしているのか、回答を求めます。

偏つた特定の業種に、しかも一部は戦後すぐからという長きにわたり個々に行う租税特別措置はそもそも整理統合し、課税ベースを拡大した上で実効税率を引き下げるべきではないでしょうか。

今回の税制改正全体としては、意義や性質の異なるもので帳尻を合わせようとした結果、論理が曖昧になっています。例えば、自動車取得税をなくすから軽自動車税を上げる、しかも、他方で温暖化対策と言っておきながら、こちらでは燃費性能のよい新車を対象にする等。

場当たり的な継ぎはぎでなく、各税目の意義や経済への波及効果及び全体の整合性を踏まえた取り組みが必要ではないでしょうか。

今回の補正予算にも見られるように、歳出をふやすのはためらわず、かわりにどこか別の歳出を減らすということも一切考慮しない一方で、税制では、ある項目の税源が少しでも削られれば全く違う項目をかき上げしようとする姿勢は、ちぐはぐにも見えます。

公平性についても課題が残ります。歳入庁については、政府は論点整理をしたと言

所得税法等の一部を改正する法律案外一案の趣旨説明に対する小池政就君の質疑

いますが、公務員がふえる、人件費がふえる等、一方向的に決めつけ、意義の理解も、マイナナー制度を踏まえた検討も結論も不十分であり、これで、徴収体制の強化や納税者の利便性の向上等、本来得られる利益を本当に放棄するのでしようか。

また、電子商取引事業への消費税が非課税である点について、昨年六月に私が主意書にて確認した際には、検討するとの答弁でしたが、本年四月より民間の同業への圧力も大きくなつていく中で、早急に対応を行うべきです。

結びに、私たちは、増税より経済成長をという方針から、この春からの消費増税には反対しつつも、本日降り注ぐ大雪のように景気を冷や込ますことのないよう、以上の点を指摘し、質問を終わります。(拍手)

〔国務大臣麻生太郎君登壇〕

○国務大臣(麻生太郎君) 最初に、先ほど竹内議員からの質問に対しての答弁漏れがありましたので、訂正をさせていただきたいと存じます。

第四番目の、交際費課税の緩和や中小企業の投資活性化策の周知についてのお尋ねがあつております。

御指摘のように、今般の税制改正におきまして、消費の拡大を図るため、交際費課税につきまして、大企業も含めて飲食費の五〇％を損金算入できる見直し、中小企業の投資を促進する税制につきまして、税額控除率の引き上げや即時償却の導入を盛り込むなど、思い切つた対応を行っているところでもあります。

このような税制を多くの方々に使つていただけますよう、税制改正のパンフレットやその活用、また、地方での説明会の開催等を通じて、しつ

り周知徹底してまいりたいと考えております。小池先生から、六問いただいております。

復興所得税の引き下げなど、個人向けの施策についてのお尋ねがあつております。

復興特別所得税の税率を引き下げれば個人の可処分所得の増加につながるものの、所得、消費の持続的拡大による好循環を実現するためには、企業の積極的な賃上げを促し、企業収益の拡大を個人の所得や消費の拡大につなげるという総合的な取り組みの方がより効果的と考え、そのきつかけとなるよう、復興特別法人税の前倒し廃止を決めたものであります。

また、今般の好循環のための経済対策では、個人に対して、簡素な給付措置や住宅ローン減税の拡充なども実施することとしたしております。

なお、特定支出控除につきましては、平成二十四年度の税制改正において特定支出の範囲の拡充などを行つたところでもあり、平成二十五年度分の所得税から適用されております。

次に、租税特別措置と法人実効税率の引き下げについてお尋ねがありました。

今般の税制改正におきましては、幅広い企業の成長に向けた投資を促すため、生産性の向上につながる設備投資を促すための税制の創設、研究開発投資を促進するための研究開発税制の拡充、事業再編を促進するための税制の創設などを行うこととしたしております。これらを積極的に活用することにより、多くの企業において収益力を向上していただきたいものと、期待をいたしております。

今後の法人課税の改革につきましては、政府税制調査会において、専門的な観点から、各税制の政策効果の検証も行いつつ、どのような法人課税

が適切なのか、検討を行つていくこととしたしております。

二十六年度税制改正が場当たり的ではないかとお尋ねがありました。

今回の税制改正は、デフレ不況からの脱却、経済再生に向けて、企業収益を投資や消費の拡大、賃上げにつなげることを後押しする、税制抜本改革を着実に実行していくとの一貫した考えに沿つてまとめたものであります。

具体的には、企業の設備投資、研究開発投資、交際費を通じた消費、賃上げを促す次元の異なる制度改正を行つていくほか、税制抜本改革法に沿つて、給与所得控除の上限の引き下げ、地方法人課税の偏在是正、自動車重量税のグリーン化などを実施することとしたしております。

このように、二十六年度改正は明確な考え方に沿つて取り組んだものであることを、ぜひ御理解しておいていただければと考えております。

歳入庁についてのお尋ねもあつておりました。

御指摘の、政府の検討チームによる論点整理におきましては、社会保障・税番号制度による情報の効率的、効果的な活用が国民年金の納付率向上や利便性向上に役立つとした上で、歳入庁を創設すれば問題が解決するものではないというように指摘されたものと承知をいたしております。

今後は、この論点整理などに示された方向に沿つて、厚生年金の適用事業所の把握促進のために、国税庁の保有する必要な法人情報を提供する、番号制度の導入を一つの契機として、添付書類の簡略化など、国民の利便性向上策について検討するなど、現在の体制のもと、社会保険料の徴収強化への協力や利便性向上に努めてまいりたいと考えております。

最後に、国境を越えた役務の提供などに対する消費税についてのお尋ねがありました。

国境を越えた役務の提供などに対する消費税の課税のあり方につきましては、平成二十六年年度与党税制改正大綱に沿って、国際機関や欧州諸国における対応状況などを踏まえ、平成二十七年年度税制改正に向けて、検討を深めていきたいと考えております。

以上です。(拍手)

〔国務大臣甘利明君登壇〕

○国務大臣(甘利明君) 企業の設備投資や新規参入を促すための規制緩和等の取り組みについてのお尋ねであります。

まず、新規参入を促す規制改革につきましては、昨年六月の成長戦略の策定以降、できるはずがないとされてきた多くの改革を実現してまいりました。

具体的には、電力市場の自由化に向けた改革、あるいは、再生医療を産業化するための改革などの取り組みであります。

また、民間企業の投資を後押しするための施策といたしまして、昨年十二月に成立をしました産業競争力強化法に基づき、先端設備への投資や収益力の向上に向けた事業再編を促進するための税制措置、企業が萎縮せずにフロンティアにチャレンジするためのグリーゾーン解消制度や企業実証特例制度の創設などを講じてきております。

さらに、新興国等の成長を最大限取り込み、日本市場に投資を呼び込むために、経済連携協定の締結や国家戦略特区を通じた規制・制度改革など、海外からの投資環境の整備に努めてまいります。

以上です。(拍手)

〔国務大臣新藤義孝君登壇〕

○国務大臣(新藤義孝君) 国家戦略特区の税制についてのお尋ねをいただきました。

国家戦略特区に係る税制については、日本再興戦略を踏まえ、世界で一番ビジネスのしやすい環境をつくることを目指して、国家戦略特区の区域や具体的な事業の内容が決まっていらない中で、民間企業、地方公共団体等から応募のあった提案をもとに、民間投資を促進する観点から、共通して提案の多かった項目を中心に、積極的に検討を行ったところであります。

その結果、平成二十六年度改正においては、即時償却を含む設備投資減税、研究開発税制の特例、固定資産税の特例など、従来の特区の税制では認められていない大胆な施策を講ずることといえました。

今後、国家戦略特区の税制については、特区が指定をされ、事業の内容が具体化した後に、国家戦略特区を推進する観点から、引き続き検討してまいりたいと考えております。(拍手)

○議長(伊吹文明君) それでは、佐々木憲昭君。

〔佐々木憲昭君登壇〕

○佐々木憲昭君 私は、日本共産党を代表し、国税法案について質問します。(拍手)

まず、消費増税についてです。

日本共産党は、四月からの消費増税の中止を安倍内閣に強く求めるものであります。

消費増税による反動減を緩和すると称して政府が提案した内容を見ると、その大半は法人税減税により大企業を支援するものとなっており、低所得者や中小企業・業者を直接支援するものはほとんどなく、スズメの涙ではありませんか。

例えば、低所得者である住民税非課税世帯に対し、簡素な給付措置として一万円を給付したり、年金受給の高齢者に五千円加算する制度を設けるとしています。しかし、その対象は、一年半の食料品にかかる消費増税分のみではありませんか。

電気やガスなどの公共料金、病院までの交通費、子供がいれば文房具や本、衣服など、さまざまな消費に消費税がかかるのであります。その増税分は、自分で負担しろということなのではないでしょうか。

消費税の納税義務が課されている中小企業・業者の場合も深刻です。

町の小売店は、増税分を転嫁すればお客さんが減って経営が成り立たない、転嫁しなければ身銭を切ることに暮らしが成り立たないと言っております。

このような悲痛な叫びを上げている中小業者に對し、一体どのような対策があるのでしょいか。経営が続けられなければ廃業せよというのでしょいか。

次に、軽自動車の増税についてであります。

政府は、購入時に払う自動車取得税を縮減、廃止するという方針を決めました。しかし、その財源を賄うため、軽自動車やバイクの軽自動車税を増税しようとしております。

国内の自動車販売台数が伸び悩む中、軽自動車は急速に販売台数を拡大させておりますが、これは、長引く景気低迷のため軽自動車に乗りかえてしのいできた、庶民の自衛策でもあります。公共交通機関が衰退した地域では、軽自動車が唯一の交通手段であり、軽トラックも含め、二台、三台と所有している家庭も少なくありません。消費税

増税の上に軽自動車税を増税するというのは、まさに二重の弱い者いじめではありませんか。

その一方、力のある大企業に対して、二重、三重の減税策を実施しようとしているのであります。

例えば、復興特別法人税は、もともと企業の税負担がふえないように設計されており、その前倒し廃止により、恒久的に法人税減税が実施されるのであります。

復興のためと称して、国民からは二十五年間延々と復興特別所得税・住民税の上乗せで八兆円も取り上げながら、大企業には同じ期間に二十兆円もの減税を行うというのは、余りにも不公平ではありませんか。

交際費非課税を拡大することも問題です。

国税庁の統計では、企業数のわずかに〇・九%にすぎない大企業が、交際費全体の二〇%以上を占めているのでありませんか。

投資促進を口実とした減税も、大企業に集中します。

額の大きいものは、設備投資促進税制の創設と研究開発税制の上乗せ措置の拡充であります。その実態は、今国会に提出された租税特別措置の適用実態調査報告書によれば、上位企業に減税の恩恵が集中していることは明らかではありませんか。

もともと七割を占める赤字企業には、一切減税はありません。国民には増税ばかりであります。一部の大企業に減税が集中するのは、税の公平性をゆがめ、格差を一層拡大するものではありませんか。

法人税を減税すればそのうち労働者に回るだろうというトリクルダウンの考え方は、破綻しているのではありませんか。

日本経済を裾野から支えるため、税の不公平を正し、国民本位の税制政策に転換すべきであります。このことを求めて、質問を終わります。(拍手)

〔国務大臣麻生太郎君登壇〕

○国務大臣(麻生太郎君) 最初に、おわびを申し上げて、小池先生の質問の第二問になります。

租税特別措置の実態についてのお尋ねというのがあつておりますけれども、この点につきまして答弁を漏らしておりますので、今、おわびの上、ここでもう一回読ませていただきますと存じます。

租税の適用実態調査は、有用な情報であり、租税の見直しに当たつての一つの参考指標といたしておるところです。その上で、租税を取り巻く経済、社会、地域などの状況や今後の見通しなど、さまざまな要素を総合的に勘案することが重要と考えております。

例えば、今回の税制改正につきましては、適用件数が少なかった租税のうち、企業立地に係る集積区域における資産の特別償却制度について廃止するとして一方、沖縄の金融業務特区における認定法人の所得控除につきましては、沖縄振興の重要性に鑑み、抜本的に拡充、改組することとしたところでありました。

佐々木憲昭先生からの御質問にお答えを申し上げます。

消費税引き上げに伴う反動減対策についてのお尋ねがあつております。

二十六年度税制改正におきましては、生産性の向上につながる設備投資減税、交際費課税の緩和、所得拡大促進税制の拡充、復興特別法人税の一年前倒しでの廃止など、企業行動を促すための

税制を決定いたしましたところであります。

これらは、企業の収益力を高めるとともに、足元及び将来の企業収益の改善を、個人の所得の拡大、そして消費の拡大につなげるという経済の好循環の実現を目指すために行うものであります。

すなわち、個人にも企業にもよい影響を波及させることが狙いであり、大企業のみ支援するものとの御指摘は、適切ではないと考えております。

また、所得の低い方々に対しては、消費税率の引き上げによる影響を十分に緩和するため簡素な給付措置を講ずることとしているほか、中小企業に対しては、税制上の対応に加え、資金繰りの支援などの施策を実施することといたしております。

次に、消費税の転嫁対策などについてのお尋ねがありました。

消費税率の引き上げに際し、中小事業者の方々が転嫁しやすい環境を整備することは、重要な課題であります。

このため、政府としては、消費税率の引き上げ分が全額社会保障財源として国民の皆様へ還元されることを御理解いただけるよう、消費税を御負担いただく国民の皆様に対し積極的な広報に取り組むこととしておりますとともに、消費税の円滑かつ適正な転嫁を確保するため、転嫁対策特別措置法により、事業者や事業者団体の方々が転嫁カルテルなどを結ぶことを認められるようにしたところ。

今後も、政府一丸となつて、万全の転嫁対策を講じてまいりたいと考えております。

また、小売店を含めた中小企業の体質強化の観点から、平成二十五年年度税制改正において、商業、サービスの設備投資を促す税制を創設する

とともに、平成二十五年年度補正予算において、ものづくり・商業・サービス革新補助金を設けるなどの対策も講じているところであります。

交際費課税の緩和についてのお尋ねがありました。

経済の活性化のためには、企業を持つ資金を動かし、消費の拡大につなげていくことが極めて重要であります。

このため、今般の税制改正におきましては、大企業も含めて飲食費の五〇％を損金算入できるよう、交際費課税を緩和することといたしております。

これにより、消費が拡大し、料理飲食業、さらには、地域経済を含む経済全体が活性化されるものと期待をしており、御指摘のような、大企業とそれ以外といった対立軸で見ることが、適切さを欠いていると存じます。

政策税制の恩恵が大企業に集中しているのではないかとのお尋ねもあつておりました。

今般の税制改正につきましては、減税が適用される企業の賃上げや投資の拡大を通じて、経済全体が活性化されることを期待するものであります。

また、中小企業に対しては、これまでも特段の配慮を行つてきております。

例えば、研究開発税制において、中小企業に対しては大企業の税額控除割合よりも高い一二％とする特例を講じ、適用件数でも全体の約七割が中小企業であること、中小企業のみを対象とした、軽減税率の特例や、少額減価償却資産を取得した場合の損金算入の特例を講じていること、新設される生産性向上設備等投資促進税制におきましては、中小企業は対象設備の範囲を広げ要件の緩和

を行うことなどから、減税の恩恵が大企業に集中しているとの批判は当たらないと考えております。

一部の企業に減税が集中するのは不公平ではないかとのお尋ねもあつておりました。

日本経済の再生のためには、デフレ不況からの脱却に向けて、企業の資金を動かし、経済全体の好循環を実現していくことが重要と認識をいたしております。

こうした認識に立つて、今般の税制改正におきましては、賃上げを行う企業を支援する所得拡大促進税制の拡充などを行うことといたしており、減税が適用される企業の賃上げなどを通じて、経済全体が活性化されることを期待いたしております。

また、従来から、中小企業には税制面でも特段の配慮を行つてきたところではあります。今般の税制改正におきましても、中小企業の投資を促す制度の拡充についても、しっかりと取り組んでいるところであります。

法人税減税についてのお尋ねがありました。

足元の企業収益を家計の所得向上につなげ、経済の好循環をつくつていくことは、重要な課題であります。

このため、政労使会議の場合などにおいて、政府から、経済団体、業界団体に対して、賃上げや取引先企業の支援などを広く働きかけたところ、こうした要請を踏まえ、経団連より、賃金の引き上げを通じて一刻も早い経済の好循環を実現するよう貢献していく、また、連合より、二〇一四年度の賃金決定に当たっては、月例賃金の引き上げと格差是正、底上げにこだわった要求、交渉を行うとの表明がなされたところでもあります。

これを踏まえ、賃上げのきつかけとするため、復興特別法人税を一年前倒して廃止することといたしました。所得拡大促進税制の拡充などの他の施策とあわせ、この減税が企業による賃上げにつながっていくことを期待いたしております。
以上です。(拍手)

(国務大臣田村憲久君登壇)

○国務大臣(田村憲久君) 佐々木議員から、消費税の引き上げに際しての簡素な給付措置についてのお尋ねがございました。

簡素な給付措置は、税制抜本改革法に基づき、消費税率の引き上げに際し、低所得者に与える負担の影響に鑑み、一体改革の枠組みの中で講じる社会保障の充実のための措置とあわせ、低所得者に対する適切な配慮を行うため、臨時的、暫定的な措置として実施するものであります。

具体的には、所得の少ない家計ほど生活に必要な不可欠な食品の消費支出の割合が高いことを踏まえ、平成二十七年九月までを対象に、消費税率の引き上げによる一年半分の食品の支出額の増加分を参考に、一人当たり一万円の給付を行うことといたしており、低所得者の方々への影響を緩和することができると考えております。

さらに、高齢基礎年金や児童扶養手当などを受給している方々には、一人当たり五千円の加算措置を行うことといたしております。

このほか、社会保障と税の一体改革の取り組みとして、国民健康保険や後期高齢者医療の保険料に係る低所得者の負担の軽減、介護保険の第一号被保険者の保険料に係る低所得者の負担の軽減などの取り組みも推進することといたしております。

厚生労働省としては、簡素な給付措置が低所得

平成二十六年二月十四日 衆議院会議録第五号

者の方々に着実に支給されるよう、支給事務の実施に取り組んでまいりたいと考えております。
以上です。(拍手)

(国務大臣新藤義孝君登壇)

○国務大臣(新藤義孝君) 軽自動車税の見直しについてお尋ねがありました。

軽自動車税の見直しは、自動車関連税制において、自動車取得税廃止やその代替財源等が大きな課題であったところ、車体課税の不均衡の是正を検討すべきという地方財政審議会の検討会報告書や地方団体の要望等も踏まえ、与党税制調査会における議論を経て決定されたものであります。

今回の見直しは、軽四輪車に係る新税率適用を平成二十七年四月以降に取得される新車からとするなど、負担に配慮した措置を講じた上で行われるものであり、また、自動車取得税において軽自動車に係る税率の引き下げを行うなど、軽自動車のユーザーにさまざまな形で配慮がなされたものとなつていてと考えております。(拍手)

○議長(伊吹文明君) 議長から申し上げます。

財務大臣から、答弁を補足したいとの申し出があります。今後このようなことがないことを前提に、これを許します。財務大臣麻生太郎君。

(国務大臣麻生太郎君登壇)

○国務大臣(麻生太郎君) たびたび恐縮です。

大企業への減税と復興特別所得税についてのお尋ねがあつておりました。

先ほども申し上げましたとおり、一般の税制改正は、企業の収益力を高めるとともに、足元及び将来の企業収益の改善を個人の所得の拡大、そして消費の拡大につなげるという経済の好循環の実現を目指すために行うものであります。

すなわち、個人にも企業にもよい影響を波及さ

所得税法等の一部を改正する法律案外一案の趣旨説明に対する佐々木憲昭君の質疑 議長長の報告

せることが狙いであり、両者を対立させるような捉え方は、適切ではないと考えております。
(拍手)

○議長(伊吹文明君) 以上をもって、予定されておりました質疑は終了いたしました。

○議長(伊吹文明君) 本日は、これにて散会いたします。

午後三時十三分散会

出席国務大臣

財務大臣	麻生太郎君
総務大臣	新藤義孝君
外務大臣	岸田文雄君
厚生労働大臣	田村憲久君
経済産業大臣	茂木敏充君
国土交通大臣	太田昭宏君
環境大臣	石原伸晃君
国務大臣	甘利明君
国務大臣	稲田朋美君
国務大臣	菅義偉君
国務大臣	根本匠君
国務大臣	山本一太君

出席副大臣

財務副大臣 古川 禎久君

○議長長の報告

(通知書受領)

一、去る六日、参議院議長から、国会において議決した次の予算を内閣に送付した旨の通知書を受領した。

平成二十五年年度一般会計補正予算(第1号)

平成二十五年年度特別会計補正予算(特第1号)

平成二十五年年度政府関係機関補正予算(機第1号)

一、去る七日、参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

独立行政法人科学技術振興機構法の一部を改正する法律

地方交付税法の一部を改正する法律

一、去る七日、安倍内閣総理大臣から伊吹議長宛て、次の通知書を受領した。

閣総第六三号

平成二十六年二月七日

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 伊吹 文明殿

私は、平成二十六年二月七日(金)午後一時羽田空港発、二月九日(日)午後七時五分同空港着の予定で、ロシア連邦訪問のため出張しますので、御通知いたします。

(報告書受領)

一、去る四日、内閣から次の報告書を受領した。

租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律第五条第二項の規定に基づく租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書

一、去る七日、内閣から次の報告書を受領した。

犯罪捜査のための通信傍受に関する法律第二十九条の規定に基づく平成二十五年における通信傍受等に関する報告

一、去る七日、内閣を経由して総務大臣新藤義孝君から、次の報告書を受領した。

地方税法第七百五十八条第二項の規定に基づく地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書

(見込額書受領)

一、去る七日、内閣から次の見込額書を受領した。

地方交付税法第七条の規定に基づく平成二十六年度地方団体の歳入歳出総額の見込額書

(要求書受領)

一、去る七日、内閣から、人事官に立花宏君を任命したので、国家公務員法第五条第一項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

一、去る七日、内閣から、総合科学技術会議議員に小谷元子君、中西宏明君及び平野俊夫君を任命したので、内閣府設置法第三十条第一項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

一、去る七日、内閣から、原子力委員会委員長に岡芳明君を、同委員に中西友子君及び阿部信泰君を任命したので、原子力委員会設置法第五条第一項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

一、去る七日、内閣から、衆議院議員選挙区画定審議会委員に小早川光郎君、川人貞史君、長谷部恭男君、住田裕子君、大山礼子君、宮崎緑君及び久保信保君を任命したので、衆議院議員選挙区画定審議会設置法第六条第二項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

一、去る七日、内閣から、情報公開・個人情報保護審査会委員に南野聡君、椿慎美君及び山田洋君を任命したので、情報公開・個人情報保護審査会設置法第四条第一項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

一、去る七日、内閣から、公正取引委員会委員に山本和史君を任命したので、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第二十九条第二項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

一、去る七日、内閣から、労働保険審査会委員に木村亨君及び小賀野晶一君を任命したので、労働保険審査官及び労働保険審査会法第二十七条第一項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

一、去る七日、内閣から、中央社会保険医療協議会公益委員に田辺国昭君及び松原由美君を任命したので、社会保険医療協議会法第三条第六項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

一、去る七日、内閣から、社会保険審査会委員長に渡邊等君を、同委員に宮城準子君を任命したので、社会保険審査官及び社会保険審査会法第二十二条第一項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

一、去る七日、内閣から、運輸審議会委員に根本敏則君を任命したので、国土交通省設置法第十八条第一項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

一、去る七日、内閣から、公害健康被害補償不服審査会委員に町田和子君を任命したので、公害健康被害の補償等に関する法律第百十三条第一項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

(理事補欠選任)
一、去る四日、総務委員会において、次のとおり理事を補欠選任した。
理事 三宅 博君(理事東国原英夫君去る平成二十五年十二月十七日委員退職につきその補欠)

(常任委員辞任及び補欠選任)

一、去る四日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

総務委員

辞任

補欠

文部科学委員

辞任

補欠

予算委員

辞任

補欠

衛藤征士郎君	田畑 裕明君
越智 隆雄君	三ツ林裕巳君
大島 理森君	高橋ひなこ君
小池百合子君	宮川 典子君
菅原 一秀君	細田 健一君
西川 公也君	中川 郁子君
船田 元君	武村 展英君

篠原 孝君	奥野総一郎君
杉田 水脈君	小沢 鋭仁君
中山 成彬君	遠藤 敬君
濱地 雅一君	高木美智代君
佐藤 正夫君	中島 克仁君
柿沢 未途君	小池 政就君
宮本 岳志君	赤嶺 政賢君
畑 浩治君	村上 史好君
田畑 裕明君	東郷 哲也君
武村 展英君	野中 厚君
中川 郁子君	永山 文雄君
中島 克仁君	柏倉 祐司君
東郷 哲也君	根本 幸典君
永山 文雄君	宮内 秀樹君
根本 幸典君	豊田真由子君
豊田真由子君	藤原 崇君
藤原 崇君	堀井 学君
高橋ひなこ君	大島 理森君
野中 厚君	船田 元君
細田 健一君	菅原 一秀君
奥野総一郎君	篠原 孝君
遠藤 敬君	中山 成彬君
小沢 鋭仁君	杉田 水脈君
高木美智代君	濱地 雅一君
柏倉 祐司君	佐藤 正夫君
赤嶺 政賢君	宮本 岳志君
村上 史好君	畑 浩治君
堀井 学君	衛藤征士郎君
三ツ林裕巳君	越智 隆雄君
宮内 秀樹君	西川 公也君
宮川 典子君	小池百合子君
小池 政就君	柿沢 未途君

議院運営委員

辞任

補欠

泉 健太君 小川 淳也君
篠原 孝君 中根 康浩君
小川 淳也君 泉 健太君
中根 康浩君 篠原 孝君

一、去る五日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

議院運営委員

辞任

補欠

篠原 孝君 大西 健介君
篠原 孝君 大西 健介君

一、去る十日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

辞任

補欠

衛藤征士郎君 小田原 潔君
越智 隆雄君 高市 早苗君
大島 理森君 高橋ひなこ君
小池百合子君 八木 哲也君
関 芳弘君 前田 一男君
蘭浦健太郎君 鴨下 一郎君
中山 泰秀君 築 和生君
西川 公也君 大見 正君
船田 元君 門山 宏哲君
保岡 興治君 湯川 一行君
山本 有二郎君 細田 健一君
篠原 孝君 大島 敦君
古川 元久君 海江田万里君
伊佐 進一君 上田 勇君
濱地 雅一君 古屋 範子君
大見 正君 門山 宏哲君
湯川 一行君 細田 健一君
山本 有二郎君 大島 敦君
篠原 孝君 古川 元久君
伊佐 進一君 蘭浦健太郎君
関 芳弘君 前田 一男君
高橋ひなこ君 八木 哲也君
高市 早苗君 小田原 潔君
高橋ひなこ君 熊田 裕通君
前田 一男君 神田 憲次君
山田 美樹君 安藤 裕君
八木 哲也君 篠原 孝君

八木 哲也君

安藤 裕君

安藤 裕君 山田 美樹君
宮腰 光寛君 岩田 和親君
山田 賢司君 牧島かれん君
山田 美樹君 大串 正樹君
岩田 和親君 石崎 徹君
石崎 徹君 小池百合子君
小田原 潔君 衛藤征士郎君
大岡 敏孝君 中山 泰秀君
大串 正樹君 関 芳弘君
加藤 寛治君 西川 公也君
門山 宏哲君 船田 元君
神田 憲次君 蘭浦健太郎君
熊田 裕通君 大島 理森君
細田 健一君 山本 有二郎君
牧島かれん君 越智 隆雄君
湯川 一行君 保岡 興治君
大島 敦君 篠原 孝君
海江田万里君 古川 元久君
上田 勇君 伊佐 進一君
古屋 範子君 濱地 雅一君

一、去る十二日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

辞任

補欠

岩屋 毅君 瀬戸 隆一君
大島 理森君 高橋ひなこ君
小池百合子君 青山 周平君
関 芳弘君 黄川田仁志君
蘭浦健太郎君 小林 鷹之君
中山 泰秀君 田野瀬太道君
西川 公也君 白須賀貴樹君
船田 元君 中谷 真一君
宮路 和明君 湯川 一行君

玉木雄一郎君

坂本祐之輔君

坂本祐之輔君 重徳 和彦君
杉田 水脈君 西野 弘一君
佐藤 正夫君 柿沢 未途君
宮本 岳志君 畑 浩治君
青山 周平君 小林 鷹之君
白須賀貴樹君 田野瀬太道君
石原慎太郎君 大熊 利昭君
高木 宏壽君 中村 裕之君
藤井比早之君 辻 清人君
鈴木 義弘君 関 芳弘君
黄川田仁志君 篠原 孝君
斎藤 洋明君 古川 元久君
瀬戸 隆一君 伊佐 進一君
高橋ひなこ君 武井 俊輔君
辻 清人君 中村 裕之君
浅尾慶一郎君 鈴木 義弘君
武井 俊輔君 高木 宏壽君
田野瀬太道君 白須賀貴樹君
小林 鷹之君 青山 周平君
畑 浩治君 宮本 岳志君
柿沢 未途君 佐藤 正夫君
杉田 水脈君 重徳 和彦君
坂本祐之輔君 西野 弘一君
玉木雄一郎君 宮路 和明君
湯川 一行君 後藤 祐一君
浦野 靖人君 大熊 利昭君
江田 憲司君 笠井 亮君
鈴木 克昌君 藤井比早之君
斎藤 洋明君 高木 宏壽君
武井 俊輔君 鈴木 義弘君
浅尾慶一郎君 中村 裕之君
辻 清人君 藤井比早之君
鈴木 義弘君 関 芳弘君
蘭浦健太郎君 岩屋 毅君
大島 理森君 中山 泰秀君
小池百合子君 船田 元君
西川 公也君 宮本 岳志君
中谷 真一君 中村 裕之君
中村 裕之君 湯川 一行君
後藤 祐一君 浦野 靖人君
浦野 靖人君 松野 頼久君
藤井 孝男君 石原慎太郎君
後藤 祐一君 鈴木 克昌君

鈴木 克昌君

畑 浩治君

畑 浩治君 宮崎 政久君
岩田 和親君 白石 徹君
八木 哲也君 熊田 裕通君
藤井比早之君 穴見 陽一君
関 芳弘君 山田 賢司君
西川 公也君 橋本 英教君
船田 元君 築 和生君
山本 有二郎君 瀬戸 隆一君
大串 博志君 細野 豪志君
重徳 和彦君 松田 学君
杉田 水脈君 浦野 靖人君
西野 弘一君 今井 雅人君
伊佐 進一君 稲津 久君
佐藤 正夫君 三谷 英弘君
柿沢 未途君 井出 庸生君
宮本 岳志君 塩川 鉄也君
畑 浩治君 小宮山泰子君
熊田 裕通君 高橋ひなこ君
瀬戸 隆一君 武藤 貴也君
橋本 英教君 堀内 昭子君
藤井比早之君 青山 周平君
池田 道孝君 秋本 真利君
山田 賢司君 樋口 尚也君
堀内 昭子君 吉川 越君
武藤 貴也君 井上 貴博君
井上 貴博君 大野敬太郎君

一、昨十三日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

辞任

補欠

伊藤 達也君 宮崎 政久君
今村 雅弘君 岩田 和親君
岩屋 毅君 白石 徹君
越智 隆雄君 八木 哲也君
大島 理森君 熊田 裕通君
小池百合子君 藤井比早之君
関 芳弘君 穴見 陽一君
中山 泰秀君 山田 賢司君
西川 公也君 橋本 英教君
船田 元君 築 和生君
山本 有二郎君 瀬戸 隆一君
大串 博志君 細野 豪志君
重徳 和彦君 松田 学君
杉田 水脈君 浦野 靖人君
西野 弘一君 今井 雅人君
伊佐 進一君 稲津 久君
佐藤 正夫君 三谷 英弘君
柿沢 未途君 井出 庸生君
宮本 岳志君 塩川 鉄也君
畑 浩治君 小宮山泰子君
熊田 裕通君 高橋ひなこ君
瀬戸 隆一君 武藤 貴也君
橋本 英教君 堀内 昭子君
藤井比早之君 青山 周平君
池田 道孝君 秋本 真利君
山田 賢司君 樋口 尚也君
堀内 昭子君 吉川 越君
武藤 貴也君 井上 貴博君
井上 貴博君 大野敬太郎君

吉川 趙君 石川 昭政君 青山 周平君 小池百合子君 秋本 真利君 中山 泰秀君 穴見 陽一君 関 芳弘君 池田 道孝君 船田 元君 石川 昭政君 西川 公也君 岩田 和親君 今村 雅弘君 大野敬太郎君 山本 有二郎君 白石 徹君 岩屋 毅君 高橋ひなこ君 大島 理森君 宮崎 政久君 伊藤 達也君 八木 哲也君 越智 隆雄君 細野 豪志君 大串 博志君 今井 雅人君 西野 弘一君 浦野 靖人君 杉田 水脈君 松田 学君 重徳 和彦君 樋口 尚也君 伊佐 進一君 三谷 英弘君 佐藤 正夫君 井出 庸生君 柿沢 未途君 塩川 鉄也君 宮本 岳志君 小宮山泰子君 畑 浩治君 (特別委員辞任及び補欠選任) 一、去る五日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。 科学技術・イノベーション推進特別委員 辞任 細野 豪志君 補欠 小川 淳也君 (議案提出) 一、去る四日、内閣から提出した議案は次のとおりである。 沖縄振興特別措置法の一部を改正する法律案 在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案 所得税法等の一部を改正する法律案 地方税法等の一部を改正する法律案	一、去る七日、内閣から提出した議案は次のとおりである。 内閣府設置法の一部を改正する法律案 地方税法等の一部を改正する法律案 地方交付税法等の一部を改正する法律案 成田国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律案 裁判所職員定員法の一部を改正する法律案 少年法の一部を改正する法律案 関税定率法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律案 国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案 貿易保険法の一部を改正する法律案 株式会社海外交通・都市開発事業支援機構法案 港湾法の一部を改正する法律案 防衛省設置法等の一部を改正する法律案 一、去る十二日、内閣から提出した議案は次のとおりである。 健康・医療戦略推進法案 独立行政法人日本医療研究開発機構法案 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律案 難病の患者に対する医療等に関する法律案 児童福祉法の一部を改正する法律案 中心市街地の活性化に関する法律の一部を改正する法律案 道路法等の一部を改正する法律案 都市再生特別措置法等の一部を改正する法律案 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部を改正する法律案 (議案送付) 一、去る四日、参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。	平成二十五年年度一般会計補正予算(第1号) 平成二十五年年度特別会計補正予算(特第1号) 平成二十五年年度政府関係機関補正予算(機第1号) 地方交付税法の一部を改正する法律案 独立行政法人科学技術振興機構法の一部を改正する法律案 (議案通知書受領) 一、去る六日、参議院から、本院の送付した次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。 平成二十五年年度一般会計補正予算(第1号) 平成二十五年年度特別会計補正予算(特第1号) 平成二十五年年度政府関係機関補正予算(機第1号) 一、去る七日、参議院から、本院の送付した次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。 独立行政法人科学技術振興機構法の一部を改正する法律案 地方交付税法の一部を改正する法律案 (調査要求承認) 一、常任委員長から提出した次の国政調査承認要求に対し、議長は去る四日いずれもこれを承認した。 国政調査承認要求書 一、調査する事項 一、行政機構及びその運営に関する事項 二、公務員の制度及び給与並びに恩給に関する事項 三、地方自治及び地方税財政に関する事項 四、情報通信及び電波に関する事項 五、郵政事業に関する事項 六、消防に関する事項 二、調査の目的 右各事項について実情を調査し、その運営を適正ならしめるため	三、調査の方法 小委員会の設置、関係各方面からの説明聴取及び資料の要求等 四、調査の期間 本会期中 右によつて国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求める。 平成二十六年二月四日 衆議院議長 伊吹 文明殿 総務委員長 高木 陽介 国政調査承認要求書 一、調査する事項 一、文部科学行政の基本施策に関する事項 二、生涯学習に関する事項 三、学校教育に関する事項 四、科学技術及び学術の振興に関する事項 五、科学技術の研究開発に関する事項 六、文化、スポーツ振興及び青少年に関する事項 二、調査の目的 右各事項の実情を調査し、その対策を樹立するため 三、調査の方法 小委員会の設置、関係各方面からの説明聴取及び資料の要求等 四、調査の期間 本会期中 右によつて国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求める。 平成二十六年二月四日 文部科学委員長 小淵 優子 衆議院議長 伊吹 文明殿
--	--	---	--

(質問書提出)

一、去る六日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

外務省報償費がかつて官邸へ上納されていたことに対する安倍晋三内閣の認識等に関する質問

琉球処分に対する政府の認識等に関する質問

米軍普天間飛行場の辺野古移設に関する再質問

去る七日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

領海における無害通航でない航行および領土侵入に関する質問

病院における院内調剤と患者の利便性をはかるとされる病院敷地内門前薬局の整合性に関する質問

外務省が保管するワインに関する質問

在ウズベキスタン大使館に配置され所在がわからなくなった日本画に関する質問

去る十二日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

中央社会保険医療協議会で提示された「未受給減算」に関する質問

医師又は保健師による労働者のストレスの状況を把握するための検査の義務付けに関する質問

NHK会長の各種発言に対する政府の見解に関する再質問

外務省在外公館が行っている便宜供与に関する再質問

北方領土と尖閣諸島をめぐるロシアと中国の共同に対する政府の認識に関する質問

木貴子君提出

一、昨十三日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

原発の再稼働と地域防災計画に関する質問

北方領土における日口首脳会談の実現に関する質問

去る四日、内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員大熊利昭君提出国立大学法人京都大学が掲載している求人広告の内容に関する質問

衆議院議員鈴木貴子君提出中国黒竜江省に安重根記念館が建設されたことに関する質問

衆議院議員鈴木貴子君提出特定秘密保護法の法制化に係るプロセスに関する質問

衆議院議員鈴木貴子君提出米軍普天間飛行場の辺野古移設に関する質問

衆議院議員鈴木貴子君提出東京電力の再建計画に対する政府の認識に関する質問

衆議院議員鈴木貴子君提出安倍晋三内閣総理大臣によるソチ冬季五輪開会式への出席に関する質問

平成二十六年一月二十四日提出

国立大学法人京都大学が掲載している求人広告の内容に関する質問

提出者 大熊 利昭

国立大学法人京都大学が掲載している求人広告の内容に関する質問

提出者 大熊 利昭

国立大学法人京都大学が掲載している求人広告の内容に関する質問

提出者 大熊 利昭

国立大学法人京都大学が掲載している求人広告の内容に関する質問

十七日付で、独立行政法人科学技術振興機構がインターネット上で運営する、研究者求人公募情報サイト「JREC-IN」(研究者人材データベース)に、経済研究所の求人情報として、雇用の期間の定めのない求人(教授職)広告を掲載している。この求人広告は、応募資格として、「応募者は外国籍を有すること(非日本国籍者であること)」との条件を付している。これは、英語で授業ができることなど、他の条件を全て満たしていたとしても、日本国籍を保有していること、その一点を以て、求人広告に応募することすら認めないという、極めて異例な条件であると考えられる。

この観点から、以下質問する。

一 こうした条件は、法の下での平等を規定し、合理的な根拠に基づかない差別的取り扱いを禁じた、憲法第十四条に抵触しないか。

二 日本国籍保有者の応募をこのように排除するのは、国庫すなわち日本国民の税金から補助を受ける、国立大学法人の人事として不適切ではないか。

三 右記の一または二に照らして問題がある場合、当該国立大学法人に早急な是正措置をとるよう促すべきではないか。

右質問する。

内閣衆質一八六第一号

平成二十六年二月四日

衆議院議長 伊吹 文明殿

衆議院議員 大熊 利昭

衆議院議員 鈴木 貴子

衆議院議員 鈴木 貴子

衆議院議員 鈴木 貴子

衆議院議員 鈴木 貴子

衆議院議員 鈴木 貴子

衆議院議員 鈴木 貴子

衆議院議員 鈴木 貴子

衆議院議員 鈴木 貴子

(別紙)

衆議院議員大熊利昭君提出国立大学法人京都大学が掲載している求人広告の内容に関する質問に対する答弁書

一から三までについて

国立大学の法人化に伴って国立大学の教員等は公務員ではなくなり、その採用については、労働関係法令に従って、各国立大学法人の判断に基づき、適切に行われるべきものである。

御指摘の求人広告については、国立大学法人京都大学から、同大学が平成二十四年度から実施している「グローバル化に対応した教学マネジメントのための組織改革」事業の一環として、経済学に関する授業を英語で行うこと等をその職務とする教員一人を新規採用するため、応募者は外国籍を有する(非日本国籍者である)旨の条件を付して公募したものであるが、当該国籍に係る条件については、職務の内容に照らして改めて検討した結果、これを削除した上で改めて公募を行っているところと聞いている。

平成二十六年一月二十四日提出

質問 第二号

中国黒竜江省に安重根記念館が建設されたことに関する質問

提出者 鈴木 貴子

中国黒竜江省に安重根記念館が建設されたことに関する質問

提出者 鈴木 貴子

中国黒竜江省に安重根記念館が建設されたことに関する質問

提出者 鈴木 貴子

中国黒竜江省に安重根記念館が建設されたことに関する質問

提出者 鈴木 貴子

中国黒竜江省に安重根記念館が建設されたことに関する質問

提出者 鈴木 貴子

中国黒竜江省に安重根記念館が建設されたことに関する質問

長が当日、中韓両国の在日公使に電話で抗議を行い、菅義偉内閣官房長官が記者会見で、「安重根はわが国の初代首相を殺害し、死刑判決を受けたテロリスト」と述べ、批判をしている。

右を踏まえ、質問する。

一 今回中国ハルビン市において、安重根記念館が開設されたことに對する政府の見解如何。

二 安重根に対する政府の認識如何。前文で触れたように、菅長官は「テロリスト」と表現しているが、右は政府の公式見解か。

三 政府として、安重根記念館の計画を初めて知ったのはいつか。

四 政府として、三の時点から中国並びに韓国にどのような働きかけを行ってきたのか説明されたい。

五 実際に記念館が建立された今、四の政府の働きかけは不十分であったと言わざるを得ないと考えるが、政府の見解如何。

六 安重根記念館と同趣旨の、中韓共同の歴史認識に関して我が国を批判する動きが、今後も出てくるか否か、政府としてその具体的事例を把握しているか。また、それを阻止すべく交渉を行っているか。

右質問する。

内閣衆質一八六第二号

平成二十六年二月四日

衆議院議長 伊吹 文明殿
衆議院議員鈴木貴子君提出中国黒竜江省に安重根記念館が建設されたことに關する質問に對し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員鈴木貴子君提出中国黒竜江省に安重根記念館が建設されたことに關する質問に對する答弁書

一及び五について

政府としては、御指摘の記念館の建設が北東アジア地域の平和と協力関係の構築に資するものではないとの我が国の懸念を、これまで累次にわたり大韓民国政府及び中華人民共和国政府に對し伝達してきたにもかかわらず、同記念館が建設されたことは残念であり、遺憾であると考えている。

二について

安重根は、内閣総理大臣や韓国統監を務めた伊藤博文を殺害し、死刑判決を受けた人物であると承知している。

三について

御指摘の記念館に関しては、政府として情報収集を行ってきたが、今後の情報収集等に支障を来すおそれがあることから、お尋ねについて明らかにすることは差し控えたい。

四について

政府としては、大韓民国政府及び中華人民共和国政府に對し、本件をめぐる我が国の懸念を累次にわたり伝達してきたが、外交上の個別のやり取りの詳細について明らかにすることは差し控えたい。

六について

お尋ねの件に関しては、政府として、引き続き情報収集を行う考えであるが、外交上の個別のやり取り等の詳細について明らかにすることは差し控えたい。

平成二十六年一月二十四日提出
質 問 第 三 号

特定秘密保護法の法制化に係るプロセスに關する質問主意書

提出者 鈴木 貴子

特定秘密保護法の法制化に係るプロセスに關する質問主意書

昨年十二月六日、「特定秘密の保護に関する法律案」、いわゆる特定秘密保護法案が参議院で可決し、成立した。

右を踏まえ、質問する。

一 昨年十二月九日、安倍晋三内閣総理大臣は、特定秘密保護法の成立を受け記者会見し、「私自身がもつと丁寧な時間をとって説明すべきだったと反省もしている」と述べていると承知する。安倍総理として、同法案の成立に際し、国民への説明がどう不足していたと考えているのか説明されたい。

二 特定秘密保護法案が国会に提出されることとなった契機は、二〇一〇年十一月、尖閣諸島沖で我が国海上保安庁の巡視船に中国漁船が衝突した時の映像が、現職の海上保安庁職員によりインターネット上に流されたことがあると承知する。その後二〇一一年一月、当時の民主党政権下で「秘密保全のための法制の在り方に関する有識者会議」が発足し、その報告書が同年八月八日にまとめられ、それを受け、「情報保全に關する検討委員会」における協議が始まり、今日に繋がっているものと考えている。この一連の経緯について改めて説明されたい。

三 安倍内閣において、二の有識者会議並びに検討委員会での議論の内容は、特定秘密保護法が成立する上でどのように活かされたのか説明されたい。

四 昨年十一月二十一日、衆議院国家安全保障に關する特別委員会において、森まさこ内閣府特命担当大臣は、二の有識者会議によりまとめられた報告書について、その内容を十分に尊重した上で法制化作業を進めることが、二の検討委員会において決定している旨の答弁をしていると承知するが、確認を求める。

五 四の報告書が作成される以前から、政府において特定秘密保護法案の法制化作業が進められていたという事実はあるか。

六 本年一月二十二日付東京新聞に、政府において二の有識者会議で結論が出される前に、内閣情報調査室が法制化作業を始めており、「秘密保全法制に係る検討資料等の協議について」と題した電子メールを各省庁担当者に送っていたと報じる記事が掲載されている。政府として右の記事を承知し、その内容を把握しているか。

七 六の記事の内容は事実か。内閣情報調査室が、二の有識者会議での報告書が出される前に法制化作業を始めていたというのは事実か。事実なら、それは誰の指示により、誰の責任の下始められたのか、またそれに係る決裁書は作成されているのか説明されたい。

八 六の記事には、内閣情報調査室から各省庁担当者にあてたメールの中に、「法制化に向けた作業も進めていきたい」、「法案化作業については、今後開催される検討委員会の決定により開始される予定ですので、資料の取り扱いについてはくれぐれも注意願います」との文言があったと報じられているが、右は事実か。

九 六及び八のメールが送信された担当省庁の担当者の官職氏名を明らかにされたい。

十 六の記事の内容が事実なら、二の有識者会議の報告書を十分に尊重した上で特定秘密保護法

案の法制化作業を進めるとした森大臣の答弁は虚偽のものになると考えるが、いかがか。

十一 六の記事により、特定秘密保護法案は、国民の代表である国会議員の目に触れるところなく、特定の官僚の手により法制化が進められたものであることが明らかになった。法制化のプロセスが民主主義に反していたこと、また安倍総理自身が一人で触れたように、国民に対する説明が不足していたことを認めていることに鑑みても、再度、同法のあり方を審議し直すべきではないのか。右質問する。

内閣衆質一八六第三号

平成二十六年二月四日

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 伊吹 文明殿

衆議院議員鈴木貴子君提出特定秘密保護法の法制化に係るプロセスに関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員鈴木貴子君提出特定秘密保護法の法制化に係るプロセスに関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねの発言は、特定秘密の保護に関する法律(平成二十五年法律第百八号。以下「本法」という。)については、様々な議論を経て成立したものであり、その過程で伺った御意見を真摯に受け止め、今後とも、本法について、国民に丁寧に説明を重ねるとともに、その適正かつ効果的な運用が図られるよう施行準備を進めていきたい旨を述べたものである。

二から四までについて

秘密保全に関する法制の整備は、御指摘の

「契機」以前からの課題であったが、平成二十二年十二月、政府における情報保全に関する検討委員会(以下「検討委員会」という。)における検討が開始され、平成二十三年一月以降、その検討に資するため、秘密保全のための法制の在り方に関する有識者会議が開催され、同有識者会議において、同年八月八日、「秘密保全のための法制の在り方について」(報告書)が取りまとめられた。さらに、同年十月七日には、検討委員会において、当該報告書の内容を十分に尊重の上、平成二十四年の通常国会への提出に向けて、秘密保全に関する法制の整備のための法案化作業を進めることとされた。これらを踏まえ、政府においては、更に検討を進め、特定秘密の保護に関する法律案を第百八十五回国会に提出したものである。

御指摘の森國務大臣の答弁は、以上の経緯を述べたものである。

五から十までについて

お尋ねの「記事」及び「その内容」については承知しており、また、当該「記事」において報じられている御指摘の「電子メール」(以下「電子メール」という。)の中には「法制化に向けた作業を進めていきたい」及び「法案化作業については、今後開催される検討委員会の決定により開始される予定ですので、資料の取扱いについてはくれぐれもご注意願います」との記述がある。

また、お尋ねの「法制化作業」が何を意味するのか必ずしも明らかではなく、お答えすることは困難である。いずれにせよ、政府においては、二から四までについて述べた経緯のとおり、秘密保全に関する法制の整備のための法案化作業を進めたところである。

なお、電子メールが送信された者は、内閣官

房については高岩直樹参事官補佐、岩浅太一主査、八幡浩紀主査及び丸山洋平主査、警察庁については重久真毅警備局警備企画課課長補佐、増田美希子同課課長補佐及び同課職員一名、法務省については角田亨刑事局公安課公安労働係長及び同課職員一名、公安調査庁については総務部総務課職員一名、外務省については田中麻美子国際情報統括官付事務官及び大臣官房総務課職員一名、経済産業省については林勇樹大臣官房情報システム厚生課課長補佐、監物英樹大臣官房情報システム厚生課調整係長及び斉藤眞経済産業政策局産業組織課知的財産政策室企画一係長、海上保安庁については坂本伸男総務部政務課企画係係員並びに防衛省については防衛政策局調査課職員二名(いずれも当時)である。

十一について

本法は国会における慎重な審議を経て成立したものと承知しており、「法制化のプロセスが民主主義に反していた」や「同法のあり方を審議し直すべき」との御指摘は当たらない。

平成二十六年一月二十四日提出
質 問 第 四 号

米軍普天間飛行場の辺野古移設に関する質問
主 意 書

提出者 鈴木 貴子

米軍普天間飛行場の辺野古移設に関する質問
問 主 意 書

沖縄県宜野湾市にある米海兵隊普天間飛行場を名護市辺野古に移設する政府案に反対し、普天間飛行場の県外移設を訴え、二〇一〇年の知事選挙で当選し、再選を果たした沖縄県の仲井真弘多知事が、昨年十二月二十七日、一転して辺野古の埋

め立てを承認した。一方で、本年一月十九日、沖縄県名護市長選挙が執行され、反対する現職が二期目再選を果たした。

右を踏まえ、質問する。

一 仲井真知事・沖縄県側としては辺野古移設を認めた一方で、辺野古が位置する現地の名護市では移設受け入れを拒否する民意が示されている。右の現状につき、政府としてどのような見解を有しているか。

二 名護市長選挙の結果により、辺野古移設受け入れを拒否する地元名護市民の意志が改めて明確に示されたものと考え、政府として、あくまで政府案の実施を進める考えであるのか。

三 名護市長選挙の結果を受けた後も、政府が辺野古移設を断行するのなら、機動隊の出動等、反対住民との物理的な衝突が生じることが懸念されると考えるが、政府の見解如何。

四 琉球処分、そして第二次世界大戦時に激しい地上戦が行われたこと、更には現在も尚、我が

五 琉球処分、そして第二次世界大戦時に激しい地上戦が行われたこと、更には現在も尚、我が国土のわずか〇.六%を占めるに過ぎない狭い県土の中に、我が国に駐留する米軍基地の七十四%が集中しているという、沖縄県が経験した歴史的苦難、現在置かれている差別的地位を振り返る時、これ以上沖縄県に過度の負担を課し続けることは不可能であると考え、政府の見解如何。

六 政府が辺野古移設を断行することにより、沖縄県が日本国家からの独立志向を高め、我が国の統治に大きな影響が出る懸念はないか。政府の見解如何。

右質問する。

内閣衆質一八六第四号
平成二十六年二月四日

内閣総理大臣 安倍 晋三
衆議院議長 伊吹 文明殿
衆議院議員鈴木貴子君提出米軍普天間飛行場の辺野古移設に関する質問に対し、別紙答弁書を交付する。

(別紙)

衆議院議員鈴木貴子君提出米軍普天間飛行場の辺野古移設に関する質問に対する答弁書

一から三まで及び六について

普天間飛行場は、沖縄県宜野湾市の面積の約二十四パーセントを占めるとともに、同市の中央部で住宅や学校等に密接して位置しており、その危険性を一刻も早く除去することが必要であると考へている。

同飛行場の移設については、沖縄において様々な意見があることは承知しているが、キャンプ・シュワブ辺野古崎地区及びこれに隣接する水域に代替施設を建設する現在の計画が、同飛行場の継続的な使用を回避するための唯一の解決策であると考へている。

政府としては、こうした考へ方を引き続き誠実に説明し、沖縄の皆様の御理解を得るべく全力で取り組みながら、同飛行場の一日も早い移設・返還を実現し、沖縄の負担を早期に軽減していくよう努力していく考へである。

四について

いわゆる「琉球処分」の意味するところについては、様々な見解があり、確立した定義があるとは政府として承知していないが、一般に、明治初期の琉球藩の設置及びこれに続く沖縄県の設置の過程を指す言葉として用いられるものと

承知している。
五について

沖縄県に駐留する米国軍隊を含め、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約(昭和三十五年条約第六号)第六条の規定に基づき我が国に駐留する米国軍隊(以下「在日米軍」という。)は、その抑止力を通じて我が国の安全に寄与し、並びに極東における国際の平和及び安全の維持に寄与している。他方、在日米軍の施設及び区域が同県内に集中している現状は、沖縄の皆様にとつて、大きな負担となつて

いるものと認識している。

政府としては、こうした認識の下、在日米軍の抑止力を維持しつつ、沖縄の負担軽減を図るべく、これまでの日米合意を踏まえ、普天間飛行場の移設・返還、在沖縄米海兵隊の移転、嘉手納飛行場以南の施設及び区域の返還、KC-130空中給油機の岩国飛行場への移駐、垂直離着陸機MV-22オスプレイの訓練の沖縄県外への移転などを着実に実施し、沖縄の皆様への気持ちに寄り添いながら、政府としてできることは全て行ふとの姿勢で取り組んでいく考へである。

平成二十六年一月二十四日提出
質問 第五号

東京電力の再建計画に対する政府の認識に関する質問主意書

提出者 鈴木 貴子

東京電力の再建計画に対する政府の認識に関する質問主意書

本年一月十五日、政府は東京電力の新たな総合

特別事業計画を認定した。

右を踏まえ、質問する。

一 東電の再建計画は、被災した方々への賠償金や除染、廃炉研究、廃炉作業、凍土壁建設に係る費用を政府が援助すべく最大九兆円を貸し付け、国費、つまり税金により救済する余地を増やす一方で、その返済には企業、家庭への電気料金を値上げして得た利益を充てる等、東電自身の負担を減らす内容であると承知するが、東電に注入される国費の総額をはじめ、改めてその内容を説明されたい。

二 再建計画は、東電が現在停止中の新潟県柏崎刈羽原発の一、五、六、七号機を再稼働することを前提としたものであると承知する。二〇一一年三月十一日の東日本大震災により発生した福島第一原発事故の原因究明、被災民への賠償等、その検証並びに総括は未だ完遂していない。そのような中で、当事者である東電が別の原発を再稼働することを前提として作成した再建計画を、政府として認定した理由は何か。

三 本年一月二十三日、東京都知事選挙が告示された。候補者の中には、原発を即時ゼロにすることを訴える者もいるが、脱原発を掲げる候補者が、東電の株主でもある東京都の新たな都知事となった場合、原発再稼働を前提とした東電の再建計画は立ち行かなくなるのではないのか。政府の認識如何。

四 各種報道によると、東電社員の平均年収は、二〇一一年の東日本大震災並びに福島第一原発事故が起きる前は六百五十三万円であり、その後管理職で三〇％、一般職員で二〇％がカットされているとのことであるが、政府として右の事情を詳細に把握しているか。

五 四の東電社員の平均年収は、カットされた後でも日本国民全体の平均年収と比較して高い水準にあると考へるが、政府の見解如何。

六 再建計画によると、東電としてコスト削減が予想を上回った場合、社員の年収を上げる仕組みを導入することを盛り込んでいるとのことである。またその一方で、柏崎刈羽原発の再稼働が遅れた場合は、企業、家庭向けの電気料金を上げ、一般の負担を増やすことも盛り込まれていると承知する。右は、東電が自ら身を切る努力が十分でないのに、他に負担を転嫁するということ無責任なものであると考へるが、政府の見解如何。

七 本年一月一日の新聞報道では、東電が海外の発電事業に投資して得た利益を、免税制度のあるオランダに移して我が国政府への納税を回避し、その利益約二百十億円を蓄積していたことを報じている。また右は震災後も続けられていたとのことであるが、政府としてその実情を把握しているか。

八 税金による支援を受ける東電は、七で触れたように多額の租税回避を行い、利益を外国に蓄積している。その東電に対し、二〇一二年、政府は原子力損害賠償支援機構を通じ、一兆円の税金を投入して東電の株式を取得している。今回の再建計画でも、多額の税金が投入される予定となっている。右は、国民の理解を得られるものではないと考へるが、政府の見解如何。

九 福島第一原発事故の検証並びに総括もなされていない中で原発再稼働を想定し、社員の平均年収カット等、自身が身を切る努力も不十分であり、更には多額の租税回避がなされている実態もある東電の現状を鑑みる時、今回の再建計

画はあまりにも甘く、それを政府が認めたことは国民の理解を得られるものではないのではないか。政府の認識如何。右質問する。

内閣衆質一八六第五号
平成二十六年二月四日

衆議院議長 伊吹 文明殿
内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議員鈴木貴子君提出東京電力の再建計画に対する政府の認識に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員鈴木貴子君提出東京電力の再建計画に対する政府の認識に関する質問に対する答弁書

一について

政府が原子力損害賠償支援機構法（平成二十三年法律第九十四号。以下「機構法」という。）に基づき平成二十六年一月十五日に変更の認定を行った東京電力株式会社（以下「東京電力」という。）の特別事業計画（以下「本計画」という。）については、平成二十五年十二月二十日に閣議決定した「原子力災害からの福島復興の加速に向けて」も踏まえつつ、原子力災害からの福島の再生に向けて、原子力損害の賠償の迅速かつ適切な実施、東京電力の福島第一原子力発電所の廃止措置及び同発電所におけるいわゆる汚染水への対応（以下「廃炉・汚染水対策」という。）の着実な実施、更に踏み込んだ経営合理化等に係る取組等が盛り込まれている。

また、お尋ねの「東電に注入される国費の総額」が何を指すのか必ずしも明らかではない

平成二十六年二月十四日 衆議院会議録第五号

が、原子力損害賠償支援機構（以下「機構」という。）において、本計画の認定に合わせ、機構法の規定に基づき、東京電力に対し、原子力損害の賠償の履行に充てるための資金（以下「賠償資金」という。）として約九千九百九十五億円を交付することを決定しており、その結果、機構から東京電力に対する賠償資金の交付額の累計は約四兆七千八百八十八億円となる。

なお、機構が賠償資金の交付を行うために必要となる資金の確保に用いるため、政府は、これまで合計五兆円の国債を機構に交付しており、平成二十六年度政府予算案において、機構に交付する国債の発行限度額を九兆円に引き上げるものとしている。

二から六までについて

本計画については、原子力損害の賠償の迅速かつ適切な実施及び原子炉の運転等に係る事業の円滑な運営の確保を図る上で適切なものであること、経営の合理化のための方策が賠償資金を確保するため最大限の努力を尽くすものであること等の機構法に定める要件を満たすことから、認定を行ったものである。当該認定を行うに当たっては、主務大臣である経済産業大臣において、機構の理事長及び運営委員長並びに東京電力の代表執行役社長に対し、「柏崎刈羽原発の再稼働の時期等については、安全確保が最優先であり、あくまでも収支計画上の仮定としておかれたものと理解している。今回の機構法に基づく計画の認定は、再稼働のタイミングなどについて予断を与えるものではない。」旨を伝達している。

御指摘の柏崎刈羽原子力発電所を含む原子力発電所の再稼働に当たっては、その安全性を確認することが大前提であり、専門的な知見に基

議長報告

づき中立公正な立場で独立して職権を行使する原子力規制委員会において、所定の法令等に基づき、原子力発電所の安全性について評価を行い、必要な判断を行うこととなること、柏崎刈羽原子力発電所の再稼働が遅れた場合における電気料金の値上げについては、本計画において、「今後、実際の再稼働時期や費用削減余地について見極め、判断していくこととなる」とされている。仮に、東京電力から電気料金の値上げに係る認可申請が行われた場合には、経済産業省において、総合資源エネルギー調査会電力・ガス事業分科会電気料金審査専門小委員会における中立的、客観的な検討を踏まえ、電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）に基づき、能率的な経営の下における適正な原価に基づくものかどうか等の観点から厳正に審査を行うこととなる。

また、お尋ねの「日本国民全体の平均年収」が何を指すのか必ずしも明らかではないが、同省において、平成二十四年における東京電力の電気料金の値上げに係る認可を行うに当たっては、電気料金の原価に算入される東京電力の従業員の平均年間給与については、平成二十三年賃金構造基本統計調査における常用労働者が千人以上の企業における平均値等と比較しつつ、審査を行ったものであること、東京電力においては、その結果等を踏まえ、これまでに、管理職の基本給等について三十パーセントの削減を、一般職の基本給等については二十パーセントの削減を、それぞれ行ってきたものと承知している。その上で、本計画においては、「一・四兆円のコスト削減深掘りの挑戦に向けたインセンティブとして、・・・コスト削減計画を超過達成した場合、超過分の一定割合

を半期毎に個人業績に応じ処遇に反映する」処遇制度の改編を実施する」とされており、この取組は、東京電力における更なる経営の合理化に資するものと承知している。

七及び八について

平成二十五年十月に会計検査院法（昭和二十二年法律第七十三号）の規定に基づき会計検査院長から参議院議長に対して報告された「東京電力株式会社に係る原子力損害の賠償に関する国の支援等の実施状況に関する会計検査の結果について」において、「東京電力は、従来、新興国のIPPが実施する事業への出資に係る配当等について、東京電力の百パーセント子会社であるテブコインターナショナル社に留保し、（中略）これまでの利益の蓄積である利益剰余金が約二億ドルとなっており」との記載があること及び「東京電力の置かれた状況に鑑み、子会社における内部留保を有効に活用する観点から同資金の処分について十分な検討が必要である」との記載があることについて承知している。

九について

本計画については、機構法に定める要件を満たすことから、認定を行ったものであり、福島の再生には、原子力損害の賠償、除染及び汚染土壌等の中間貯蔵に係る事業等の十分な資金がなくては進まない事業が多い状況を踏まえ、政府としては、廃炉・汚染水対策や原子力損害の賠償等を着実に実施して福島の再生を加速するとともに、電力の安定供給に万全を期しつつ、国民負担を最大限抑制していくとの考え方に基づき、東京電力による本計画の履行の確保を図ってまいりたい。

平成二十六年二月十四日 衆議院會議録第五号

議長の報告

平成二十六年一月二十四日提出
質 問 第 六 号

安倍晋三内閣総理大臣によるソチ冬季五輪開
会式への出席に関する質問主意書

提出者 鈴木 貴子

安倍晋三内閣総理大臣によるソチ冬季五輪
開会式への出席に関する質問主意書

本年二月七日に行われるロシア・ソチでの冬季
五輪開会式に、安倍晋三内閣総理大臣が出席する
見通しであるとの報道がなされている。
右を踏まえ、質問する。

一 安倍総理がソチ冬季五輪の開会式に出席する
ことは、正式に決定しているのか。確認を求め
る。

二 二月七日は「北方領土の日」であり、例年同
様、本年も返還要求式典が開催されると考える
が、安倍総理は右式典に出席する予定でいるの
か。

三 本年一月十七日の記者会見で、岸田文雄外務
大臣は、安倍総理によるソチ五輪開会式の出席
について、「日ロ関係全体を底上げし、北方領
土問題の議論に前向きな結果をもたらすことを
期待したい」と述べていると承知する。政府と
して、安倍総理がソチ冬季五輪の開会式に出席
することが、北方領土交渉の進捗を始め、我が
国の利益にどのように資すると認識しているの
か説明されたい。

四 安倍総理がソチを訪問する際、ロシアのプー
チン大統領と首脳会談を行う予定でいるのか。
右質問する。

内閣衆質一八六第六号

平成二十六年二月四日

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 伊吹 文明殿

衆議院議員鈴木貴子君提出安倍晋三内閣総理大
臣によるソチ冬季五輪開会式への出席に関する
質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員鈴木貴子君提出安倍晋三内閣総
理大臣によるソチ冬季五輪開会式への出席
に関する質問に対する答弁書

一及び四について

政府としては、安倍晋三内閣総理大臣が第二
十二回オリンピック冬季競技大会の開会式に出
席し、プーチン・ロシア連邦大統領と首脳会談
を行う方向で調整を行っているところである。

二について

安倍晋三内閣総理大臣は、平成二十六年北方
領土返還要求全国大会に出席する予定である。

三について

政府としては、御指摘の出席は、日露関係を
幅広い分野で進展させる上で有意義と考えてい
る。

一、去る七日、内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員鈴木貴子君提出NHK会長の各種発
言に対する政府の見解に関する質問に対する答
弁書

衆議院議員鈴木貴子君提出外務省在外公館が
行っている便宜供与に関する質問に対する答弁
書

衆議院議員鈴木貴子君提出タイにおける邦人殺
害事件の真相解明に関する質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木貴子君提出ミャンマーにおける
邦人殺害事件の真相解明に関する質問に対する
答弁書

衆議院議員照屋寛徳君提出オスプレイ配備に反
対する沖縄県民大会実行委員会等から提出され
た「建白書」に関する質問に対する答弁書

衆議院議員田沼隆志君提出医薬品のインター
ネット販売に関する質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木貴子君提出いわゆる「証人テス
ト」に関する質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木貴子君提出在コンゴ民主共和国
日本国大使館における放火事件に関する質問に
対する答弁書

衆議院議員鈴木貴子君提出一九九二年から一九
九三年にかけての我が国のブルトニウム輸送に
係る当時の政府の対応に関する質問に対する答
弁書

衆議院議員鈴木貴子君提出中国による防空識別
圏が二〇一〇年に我が国に対して提示されてい
た件に関する質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木貴子君提出外務省在外公館にお
ける外国人スタッフの専門職登用の是非に関す
る質問に対する答弁書

衆議院議員照屋寛徳君提出辺野古新基地建設に
係る個別法、条例に基づく名護市長の許認可権
限等に関する質問に対する答弁書

平成二十六年一月二十八日提出
質 問 第 七 号

NHK会長の各種発言に対する政府の見解に
関する質問主意書

提出者 鈴木 貴子

NHK会長の各種発言に対する政府の見解
に関する質問主意書

本年一月二十五日、日本放送協会(NHK)の会
長に就任した初井勝人氏が記者会見を行った。そ
の会見場において初井会長は、いわゆる従軍慰安
婦問題について「戦争地域にはどこにもあったと
思う」、尖閣諸島、竹島について「国際放送で尖
閣、竹島など領土問題について明確に日本の立場
を主張するのは当然だ」等、我が国の歴史、領土
問題等に関連する発言(以下、「発言」とする。)を
していると承知する。

右を踏まえ、質問する。

一 NHKの会長は、公共性の極めて高い役職で
あると考えるが、政府の見解如何。

二 NHKの会長は、公の場で政治的問題に関す
る自身の意見を述べることは許されるか。

三 「発言」の中で初井会長は、いわゆる従軍慰安
婦問題について「戦争地域にはどこにもあった」
旨述べているが、右発言に対する政府の見解如
何。右は歴史的事実を正しく踏まえた発言であ
るか。

四 「発言」の中で初井会長は、竹島、尖閣諸島に
ついて、「国際放送で尖閣、竹島など領土問題
について明確に日本の立場を主張するのは当然
だ」旨述べている。右発言に対する政府の見解
如何。

五 昨年十一月十二日に閣議決定された政府答弁
書(内閣衆質一八五第四五号)では、「我が国が
抱える領土問題には、北方四島及び竹島をめぐ
る問題が存在する。尖閣諸島が我が国固有の領
土であることは、歴史的にも国際法上も疑いの
ないところであり、現に我が国はこれを有効に
支配している。したがって、尖閣諸島に関する
我が国の立場は、尖閣諸島をめぐる解決すべき

領有権の問題はそもそも存在しないというものである。」との答弁がなされているように、我が国が抱える領土問題は、竹島と北方領土に関するもの二つのみである。初井会長の四の発言は、尖閣諸島を巡る領土問題は存在しないという政府の公式見解に反すると考えるが、政府の見解如何。

六 NHKの国際放送において、領土問題に関する我が国の立場を主張することに對する政府の見解如何。

七 「発言」の中で初井会長は、四の発言に関連し、「政府が『右』と言うものを『左』と言うわけにはいかない。政府と懸け離れたものであつてはならない」旨述べているが、右発言に對する政府の見解如何。政府としても、NHKの報道スタンスは、政府の方針、主張に沿ったものであるべきと考えているのか。

八 「発言」を受け、政府として初井会長の出処進退に関し、NHK経営委員会ははじめNHK側に何らかの意見を伝える考えはあるか。右質問する。

内閣衆質一八六第七号
平成二十六年二月七日

内閣総理大臣 安倍 晋三
衆議院議長 伊吹 文明殿

衆議院議員鈴木貴子君提出NHK会長の各種発言に對する政府の見解に関する質問に對し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員鈴木貴子君提出NHK会長の各種発言に對する政府の見解に関する質問に對する答弁書

二について

日本放送協会（以下「協会」という。）は、放送

平成二十六年二月十四日 衆議院会議録第五号

法（昭和二十五年法律第百三十二号。以下「法」という。）の規定に基づき、公共の福祉のために、あまねく日本全国において受信できるように豊かで、かつ、良い放送番組による国内基幹放送を行うとともに、放送及びその受信の進歩発達に必要な業務を行い、あわせて国際放送及び協会国際衛星放送を行うという目的を達成するために設立された特殊法人である。

協会の会長については、法第五十一条第一項において、協会を代表し、経営委員会の定めるところに従い、その業務を総理すると定められており、高い公共性を有する協会の重要な役職であると認識している。

二について

お尋ねの趣旨が必ずしも明らかでなく、一概にお答えすることは困難であるが、一般論として申し上げれば、協会の会長の地位にある者が、一個人としての立場から公の場で意見を述べることは当然にあり得るものの、その際には、協会の会長の地位にあることも踏まえた適切な言動が求められるものと認識している。

三から七までについて

放送機関の代表者が行った個別の発言について、政府として見解を述べることは差し控えた

協会の国際放送の番組編集については、法第八十一条第五項において、我が国の文化、産業その他の事情を紹介して我が国に對する正しい認識を培い、及び普及すること等によつて国際親善の増進及び外国との経済交流の発展に資するようにしなければならないと定められている。また、法の規定に基づき協会が自ら定めている「国際番組基準」においても、我が国の重要な政策及び国際問題に對する公的見解並びに我

が国の世論の動向を正しく伝えること等が規定されている。協会の国際放送の番組編集に当たつては、御指摘の領土に関する我が国の立場に関する放送番組も含め、法及び協会の国際番組基準を遵守して行われることが重要であると認識している。

八について

法第五十二条第一項の規定により、協会の会長は、経営委員会が任命することとされている。また、法第五十五条第一項において、経営委員会は、会長が職務の執行の任に堪えないと認めるとき等は、これを罷免することができると定められている。このように、協会の会長の任命及び罷免については、経営委員会の権限とされており、政府としては、「初井会長の出処進退」について、協会又は経営委員会に意見を伝える考えはない。

平成二十六年一月二十八日提出
質 問 第 八 号

外務省在外公館が行っている便宜供与に関する質問主意書

提出者 鈴木 貴子

外務省在外公館が行っている便宜供与に関する質問主意書

外務省在外公館が行っている便宜供与について、「政府答弁書（内閣衆質一六三第一八号）では「在外公館が行っている便宜供与とは、一般に、公共性を有する業務で海外に渡航する者に對して行う送迎、宿舍の手配等の支援を指す。」との定義付けがなされている。右を踏まえ、質問する。

一 安倍晋三内閣において、便宜供与の内容並びにその格付けはどのようなになっているか、具体的に説明されたい。

二 便宜供与の必要性並びに国益への貢献度につき、安倍内閣としてどのような認識を有しているか。

三 過去十年の間に、便宜供与を受けた国会議員の人数並びにかかった費用を、それぞれ明らかにされたい。

四 過去十年の間に、便宜供与を受けた国会議員以外の者の人数並びにかかった費用を、それぞれの分類ごとに明らかにされたい。右質問する。

内閣衆質一八六第八号
平成二十六年二月七日

内閣総理大臣 安倍 晋三
衆議院議長 伊吹 文明殿

衆議院議員鈴木貴子君提出外務省在外公館が行っている便宜供与に関する質問に對し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員鈴木貴子君提出外務省在外公館が行っている便宜供与に関する質問に對する答弁書

二について

外務省が便宜供与として実施するものには、送迎、宿舍の手配のほか、訪問先への同行・案内、通訳の手配、現地事情説明、アポイントメントの取付け等がある。

また、お尋ねの「格付け」の意味するところが必ずしも明らかではないが、平成二十五年度の外務省の執務参考資料である便宜供与事務処理

議長の報告

平成二十六年二月十四日 衆議院會議録第五号

議長の報告

二八

要領の便宜供与取扱基準においては、A A、B B、C C、C C—G G、C C—H H、D D、T T—X X及びT Tの分類を設けている。

た日本人カメラマンの村本博之氏が銃撃を受け、死亡する事件(以下、「村本事件」という。)が起きた。既に発生から四年近くの歳月が過ぎていた。右「政府答弁書」(内閣衆質一七八第五二号)を踏まえ、質問する。

公共性を有する用務で海外に渡航する者に対して、かかる用務との関係で、在外公館が便宜供与を行うことは有意義であると考えている。

一 「村本事件」に関し、「政府答弁書」では「村本博之氏死亡事件については、政府として、タイ王国(以下「タイ」という。)政府に対して、本年八月八日にインラック・シナワット氏が首相に就任した後も引き続き、早期の真相究明を働きかけてきており、タイ政府は当該事件に関する捜査を現在も継続していると承知している」との答弁がなされている。二〇一一年十月七日、右答弁は閣議決定されているが、それから三年近くの月日が経過した今、「村本事件」の真相に関し、安倍晋三内閣が発足してから、政府として「村本事件」の真相究明をどのようにして求め、タイ政府よりどのような通知がなされてきているのか、時系列に沿って詳細に説明された

四 三で、あきらめていないのなら、発生から四年もの歳月が過ぎようとしている本年、具体的にどのような実効性のある方策を持って真相究明を目指すのか説明されたい。

援助方針」に基づき、戦略的パートナーシップに基づく双方の利益増進及び地域発展への貢献に向けた援助を実施してきている。

三及び四について

在外公館からの報告によれば、平成十五年

から平成二十四年までの間に便宜供与の対象となつた国会議員の人数の合計は二万八千八百三十九名である。また、御指摘の「分類」の意味するところが必ずしも明らかではないため、国会議員以外の者に対する便宜供与について、「分類ごと」の人数をお答えすることは困難であるが、在外公館からの報告によれば、平成十五年

内閣衆質一八六第九号
平成二十六年二月七日
内閣総理大臣 安倍 晋三
衆議院議長 伊吹 文明殿
衆議院議員鈴木貴子君提出タイにおける邦人殺害事件の真相究明に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

平成二十六年一月二十八日提出
質問 第一〇〇号
ミャンマーにおける邦人殺害事件の真相究明に関する質問主意書
提出者 鈴木 貴子

計は百三十四万二千八百七十七名である。他方で、便宜供与に係る経費のみを特定することはできないため、その具体的な金額をお示しすることは困難である。

二 我が国によるタイへの政府開発援助(ODA)供与に関し、「政府答弁書」では「タイに対する政府開発援助については、村本博之氏死亡事件後においても、現地情勢の安定化の状況及び二国間関係の踏まえ総合的に判断した上で、平成十八年五月に外務省が策定した「対タイ経済協力計画」に基づく取組を、引き続き実施してきている。」とされている。現安倍晋三内閣として、「村本事件」を踏まえ、対タイODAのあり方はどうあるべきと考えているのか説明された

一、三及び四について
村本博之氏死亡事件(以下「本事件」という。)については、政府として、タイ王国(以下「タイ」という。)政府に対し、引き続き、徹底した真相究明を行い、その結果を日本側に早急に通知するよう求めるとともに、在タイ日本国大使館を通じて現地当局等からの情報収集に努めてきている。本事件については、これまでに、タイ政府から、裁判所において事実認定のための審理が行われているとの情報提供があり、在タイ日本国大使館員が審理を傍聴してきている。

一 「長井事件」について、「政府答弁書」では「長井健司氏死亡事件については、政府として、これまで事件の真相究明及びビデオカメラを含めた所持品の返還についてミャンマー政府へ累次申入れを行っており、平成二十三年十二月二十六日(現地時間)に、玄葉光一郎外務大臣からワナ・マウン・ルイン・ミャンマー外務大臣に対

平成二十六年一月二十八日提出
質問 第九号
タイにおける邦人殺害事件の真相究明に関する質問主意書
提出者 鈴木 貴子

三 安倍内閣は、「村本事件」の真相究明を既にあきらめているのか。

二 二について
タイに対する政府開発援助については、本事件後も、現地情勢の安定化の状況及び二国間関係を踏まえ総合的に判断した上で、外務省が平成二十四年十二月に策定した「対タイ王国国別

二 「長井事件」について、「政府答弁書」では「長井健司氏死亡事件については、政府として、これまで事件の真相究明及びビデオカメラを含めた所持品の返還についてミャンマー政府へ累次申入れを行っており、平成二十三年十二月二十六日(現地時間)に、玄葉光一郎外務大臣からワナ・マウン・ルイン・ミャンマー外務大臣に対

二〇一〇年四月、争乱が続いていたタイにおいて、政府の治安部隊とデモ隊の衝突を取材してい

三 安倍内閣は、「村本事件」の真相究明を既にあきらめているのか。

二 二について
タイに対する政府開発援助については、本事件後も、現地情勢の安定化の状況及び二国間関係を踏まえ総合的に判断した上で、外務省が平成二十四年十二月に策定した「対タイ王国国別

二 「長井事件」について、「政府答弁書」では「長井健司氏死亡事件については、政府として、これまで事件の真相究明及びビデオカメラを含めた所持品の返還についてミャンマー政府へ累次申入れを行っており、平成二十三年十二月二十六日(現地時間)に、玄葉光一郎外務大臣からワナ・マウン・ルイン・ミャンマー外務大臣に対

し、ミャンマー政府は長井氏の御遺族や日本国民に対し、当該事件の捜査状況や捜査結果について説明する必要がある旨伝えた。また、平成二十四年四月二十一日の日ミャンマー首脳会談においても、野田佳彦内閣総理大臣からテイン・セイン・ミャンマー大統領に対し、改めて申入れを行い、同大統領からは、非常に心を痛めているとの発言があったところである。」との説明がなされている。現時点において、長井氏が所持していたビデオカメラの返却、真犯人の特定等、「長井事件」の真相解明はどのような状況にあるのか説明されたい。

二 安倍晋三内閣が発足してから、「長井事件」に関し、ミャンマー側に真相解明の申入れをしたことがあるか否か、明らかにされたい。

三 安倍内閣として、対ミャンマーODAはどうあるべきと考えているのか説明されたい。

四 安倍内閣として、「長井事件」の真相解明がなされないまま、前野田政権においてミャンマーへの円借款を再開し、債権放棄に応ずるとの決定がなされたことをどう評価するか明らかにされたい。

五 安倍内閣として、「長井事件」の真相解明に取り組む考えはあるか。

六 五で、あるのなら、発生から七年目となる本年、具体的にどのような実効性のある方策を持って真相解明を目指すのか説明されたい。右質問する。

内閣衆質一八六第一〇号

平成二十六年二月七日

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 伊吹 文明殿

平成二十六年二月十四日 衆議院会議録第五号

衆議院議員鈴木貴子君提出ミャンマーにおける邦人殺害事件の真相解明に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員鈴木貴子君提出ミャンマーにおける邦人殺害事件の真相解明に関する質問に対する答弁書

一、二、五及び六について

長井健司氏死亡事件(以下「本事件」という。)については、政府として、これまで事件の真相究明及びビデオカメラを含め長井健司氏が死亡したときに所持していた全ての所持品の返還についてミャンマー連邦共和国(以下「ミャンマー」という。)政府へ累次申入れを行ってきた。第二次安倍内閣発足後も、平成二十五年五月二十六日(現地時間)及び同年十二月十五日の日ミャンマー首脳会談において、安倍晋三内閣総理大臣からテイン・セイン・ミャンマー大統領に対し、ミャンマー政府は長井健司氏の御遺族等に対して本事件の捜査状況や捜査結果について説明する必要がある旨申し入れ、同大統領からは理解しているとの反応があった。また、同年九月二十五日(現地時間)の日ミャンマー外相会談においても、岸田文雄外務大臣からワナ・マウン・ルイン・ミャンマー外務大臣に対し、同様の申入れを行った。今後もこのような申入れを継続していくこととしており、本事件に関するミャンマー政府の具体的対応を促していく考えである。

三及び四については

我が国としては、ミャンマーの政治及び経済分野における諸改革の取組に対する支援を通じて、ミャンマーにおける民主化及び法の支配の

一層の進展を促進していくことが、本事件の真相解明に取り組んでいく上でも必要と考えている。かかる観点から、ミャンマーに対する経済協力については、引き続き改革努力の進捗を踏まえつつ、必要な支援を実施する方針としている。

平成二十六年一月二十九日提出
問 第 一 一 号

オスブレイ配備に反対する沖縄県民大会実行委員会等から提出された「建白書」に関する質問主意書

提出者 照屋 寛徳

オスブレイ配備に反対する沖縄県民大会実行委員会等から提出された「建白書」に関する質問主意書

二〇一三年一月二十八日、オスブレイ配備に反対する沖縄県民大会実行委員会の共同代表、超党派の沖縄県議会各会派の長と無所属議員、沖縄県市町村関係四団体の長、県内全四十一市町村長及び市町村議会議長の連署による内閣総理大臣宛の「建白書」(以下、一・二八沖縄「建白書」という)が提出された。

右一・二八沖縄「建白書」は、「(本土)復帰四十年目の沖縄で、米軍はいまだ占領地でもあるかのごとく傍若無人に振る舞っている」と厳しく指摘した上で、内閣総理大臣に対し「沖縄の実情を今一度見つめて戴きたい。沖縄県民総意の米軍基地からの『負担軽減』を実行して戴きたい」と強く建白し、具体的には、一、オスブレイの配備を直ちに撤回すること。及び今年七月までに配備されるとしている十二機の配備を中止すること。また嘉

手納基地への特殊作戦用垂直離着陸輸送機CV22オスブレイの配備計画を直ちに撤回すること。二、米軍普天間基地を閉鎖・撤去し、県内移設を断念すること―の実現を沖縄県民の総意として時の安倍晋三総理大臣に求めている。

係る「建白書」という形式による沖縄県民の総意表明は、沖縄の近現代史の中でも極めて重大かつ歴史的な出来事であった。しかしながら、総理大臣をはじめとする安倍内閣の閣僚らは、沖縄県民の魂の必死の叫びである一・二八沖縄「建白書」を完全に無視した諸施策を展開し、今日に至っている。

去る一月十九日実施の名護市長選挙では、米軍普天間飛行場の辺野古移設に「断固反対」する現職・稲嶺市長が、「積極的推進」を公約に掲げた自民党推薦の新人候補に大差で勝利し、再選を果たした。稲嶺市長の再選は、名護市民をはじめ、沖縄県民総体としての強い民意と願いが一・二八沖縄「建白書」に込められ、今なお不断に継続していることを如実に証明している。

よって、安倍内閣は、一・二八沖縄「建白書」を真摯に受け止め、前記二点の要請事項を具体的に実現すべく、直ちに取り組みを始めるべきである。

以下、質問する。

一 安倍内閣は、一・二八沖縄「建白書」に込められた県民の願い、すなわち二点の要請事項をどのように受け止め、政府の政策に反映させたか、要請事項毎に具体的な見解を示されたい。

二 一八七九年の廃藩置県による沖縄県設置から今日まで、一・二八沖縄「建白書」以外に、沖縄県内の諸団体または個人から「建白書」や「建議書」の名称で内閣総理大臣宛の文書が提出され

たことはあつたか、事実関係を明らかにされた
い。なお、提出の事実があつたならば、当該文
書の名称とその趣旨、提出年月日、提出者及び
保存の状況について明らかにした上で、当時の
政府の見解・対応について示されたい。

三 一九四七年の日本国憲法施行以降、今日まで
沖縄以外の都道府県の諸団体または個人から
「建白書」や「建議書」の名称で内閣総理大臣宛の
文書が提出されたことはあつたか、事実関係を
明らかにされたい。なお、提出の事実があつた
ならば、当該文書の名称とその趣旨、提出年月
日、提出者及び保存の状況について明らかにし
た上で、当時の政府の見解・対応について示さ
れたい。

四 一・二八沖縄「建白書」は、請願法(昭和二十
二年三月十三日法律第十三号)に基づく「請願
書」か、それとも公文書等の管理に関する法律
(平成二十一年七月一日法律第六十六号。以
下、公文書管理法という)第二条第四項に定め
る「行政文書」か、政府の見解を明らかにされたい。
なお、「請願書」または「行政文書」以外の文
書として取り扱っているのであれば、その根拠
法令及び条文を示されたい。

五 一・二八沖縄「建白書」が、公文書管理法第五
条及び第六条に基づき「整理」「保存」されている
ならば、同法第七条に定める「行政文書ファイ
ル管理簿」の記載事項に従つて、府省名、文書
分類、行政文書ファイル名、作成者、起算日、
作成(取得)時期、保存期間、保存期間満了期、
保存場所、管理担当課・係、保存期間満了後の
措置について明らかにされたい。

なお、公文書管理法第五条及び六条に基づき
「整理」「保存」されていないのであれば、一・二

八沖縄「建白書」は放置または廃棄されたものと
解するが、政府の見解を示されたい。

六 一・二八沖縄「建白書」は、公文書管理法第二
条第六項及び第七項に定める「歴史公文書」また
は「特定歴史公文書」として取り扱つた上で国立
公文書館等に移管し、後世の国民から評価、検
証を受けるべき歴史的価値を有するものと思料
するが、政府の見解を示されたい。

内閣衆質一八六第一一
号
平成二十六年二月七日

内閣総理大臣 安倍 晋三
衆議院議長 伊吹 文明殿

衆議院議員照屋寛徳君提出オスブレイ配備に反
対する沖縄県民大会実行委員会等から提出され
た「建白書」に関する質問に対し、別紙答弁書を
送付する。

〔別紙〕

衆議院議員照屋寛徳君提出オスブレイ配備
に反対する沖縄県民大会実行委員会等から
提出された「建白書」に関する質問に対する
答弁書

一について

垂直離着陸機MV二二オスブレイ(以下「MV
二二」という。)の普天間飛行場への配備は、米
海兵隊を含む在日米軍全体の抑止力を強化する
ものであるとともに、これによって、南西方面
における我が国の防衛態勢の強化とあいまつ
て、日米間の防衛協力が拡充されることとな
り、アジア太平洋地域の平和と安定に大きく寄
与するものと認識している。政府としては、M

V二二の訓練の沖縄県外への移転などを着実に
実施し、引き続き沖縄の負担軽減に取り組むと
ともに、MV二二の運用に係る様々な事項につ
いて、安全性を最大限確保し、地元と与える影
響を最小限にとどめる観点からの具体的な措置
を定めた平成二十四年九月十九日の「日本国に
おける新たな航空機(MV二二)に関する日米合
同委員会合意」が適切に実施されるよう、米側
との間で必要な協議を行っていくことで、地元
の皆様の御理解を得ていきたいと考えている。

御指摘の「建白書」(以下「建白書」という。)に
記載されている「垂直離着陸機送機CV二二オ
スブレイの配備計画」については、米側から我
が国に対し、垂直離着陸機CV二二オスブレイ
を我が国に配備するとの通報は行われておら
ず、政府として承知していない。

また、普天間飛行場の移設については、沖縄
において様々な意見があることは承知している
が、キャンプ・シュワブ・辺野古崎地区及びこれ
に隣接する水域に代替施設を建設する現在の計
画が、同飛行場の継続的な使用を回避するため
の唯一の解決策であると考えている。政府とし
ては、こうした考え方を引き続き誠実に説明
し、沖縄の皆様の御理解を求めながら、同飛行
場の一日も早い移設・返還を実現し、沖縄の負
担を早期に軽減していくよう努力していく考え
である。

二及び三について

お尋ねについては、調査に膨大な作業を要す
ことから、お答えすることは困難である。

四について

請願法(昭和二十二年法律第十三号)第二条

は、請願について、請願者の氏名(法人の場合
はその名称)及び住所(住所のない場合は居所)
を記載し、文書でこれをしなければならぬと
規定しているところ、「建白書」は、住所又は居
所が記載されておらず、同法に規定する請願書
として受理したものではない。

他方、「建白書」は、公文書等の管理に関する
法律(平成二十一年法律第六十六号。以下「公文
書管理法」という)第二条第四項に規定する行
政文書として防衛省において保有している。

五について

「建白書」に係る公文書管理法第五条第二項に
規定する行政文書ファイルについて、公文書管
理法第七条第一項に規定する行政文書ファイ
ル管理簿に記載された事項をお示すると、「大
分類」は「一般」、「中分類」は「配布資料等」、「名
称(小分類)」は「平成二十五年来簡文書」、「作
成・取得者」は「防衛省防衛政策局日米防衛協力
課長」、「管理担当課・係」は「防衛省防衛政策局
日米防衛協力課」、「作成(取得)時期」は「平成二
十五年四月一日」、「起算日」は「平成二十六年四
月一日」、「保存期間」は「一年」、「保存期間満了
時期」は「平成二十七年三月三十一日」、「保存期
間満了時の措置」は「廃棄」、「保存場所」は「書
棚」である。

六について

「建白書」が公文書管理法第二条第六項に規定
する歴史公文書等に該当し、国立公文書館等に
移管されるべきものであるかについては、その
保存期間が満了するまでに防衛省において適切
に判断することとなる。

平成二十六年一月二十九日提出
質 問 第 一 二 号

医薬品のインターネット販売に関する質問主意書

提出者 田沼 隆志

医薬品のインターネット販売に関する質問主意書

平成二十五年十二月五日に成立し、同年十二月十三日に公布された薬事法及び薬剤師法の一部を改正する法律(以下、「改正法」という。)に関して、医薬品の販売又は授与における正当の理由が不明確であり、対面販売を義務付けたことの整合性をどう図るかがいまだ明確になっていない。従って、次の事項について質問する。

一 現行薬事法第四十九条第一項は、「薬局開設者又は医薬品の販売業者は、医師、歯科医師又は獣医師から処方せんの交付を受けた者以外の者に対して、正当な理由なく、厚生労働大臣の指定する医薬品を販売し、又は授与してはならない。」と規定されている。平成十七年三月三十日付厚生労働省医薬食品局長通達「処方せん医薬品等の取扱いについて」(薬食発第0330016号)によると、当該規定における正当な理由とは、「大規模災害時等において、医師等の受診が困難な場合、又は医師等からの処方せんの交付が困難な場合に、患者に対し、必要な処方せん医薬品を販売する場合」等となっている。1 処方せん医薬品について(2) 正当な理由について①ないし⑬に定める場合を意味し、この場合においては、医師等の処方箋なしに販売を行っても差し支えないとされている。

(一) 改正法第四十九条第一項に規定される「正当な理由」は、本件通知の規定と同一の意味

か。同一ではない場合、どのようなものを指すか。

(二) 次の事項に該当する場合は、改正法第四十九条第一項に規定される「正当な理由」があるといえるか。理由もあわせて回答を求める。

① 患者が高熱のため、薬局に立ち寄るのが困難な場合

② 患者が湿疹を気にして、人前に出るのを控えている場合

③ 患者の足が麻痺しているため、薬局に向くのが困難な場合

④ 患者である乳児がぐずって薬局に連れて行けない場合に、母親が処方せん医薬品の交付を受ける場合

⑤ 国会議員が多忙のため、秘書に薬を受け取りに行かせる場合

(三) 改正法第四十九条第一項但し書は、「薬剤師等に販売し、又は授与するときは、この限りでない」とするが、ここでいう「薬剤師等」とは具体的に何を指すか。現行薬事法第四十九条第一項但し書と同一の意味か。仮に同一の意味である場合には、改正をした理由は何か。仮に異なる場合、「薬剤師等」は具体的に何を指すのか明確な回答を求める。

(四) 店頭における対面販売において、購入者が「処方箋の交付を受けた者」かどうかは、どのような方法であれば確実に確認できるか。症状が出ているなどで確認するのか。自己申告で差し支えないとすると実効性は全くないが、仮に自己申告で差し支えないとする場合、対面販売を義務付けたことの整合性をどう図るか回答を求める。

二 改正法第三十六条の三第二項は、薬局医薬品(改正法第四条第五項第三号)について、「薬局

医薬品を使用しようとする者以外の者に対して、正当な理由なく、薬局医薬品を販売し、又は授与してはならない」と規定されている。

(一) ここでいう「正当な理由」とは、現行法第四十九条第一項本文に定める「正当な理由」と同一か。同一ではない場合、どのようなものを指すか。また、次の事項に該当する場合は、正当な理由があるといえるか。理由もあわせて見解を求める。

① 患者が高熱のため、薬局に立ち寄るのが困難な場合

② 患者が湿疹を気にして、人前に出るのを控えている場合

③ 患者の足が麻痺しているため、薬局に向くのが困難な場合

④ 患者である乳児がぐずって薬局に連れて行けない場合に、母親が処方せん医薬品の交付を受ける場合

⑤ 国会議員が多忙のため、秘書に薬を受け取りに行かせる場合

(二) 店頭における対面販売において、購入者が「薬局医薬品を使用しようとする者以外の者」かどうかは、どのような方法であれば確実に確認できるか。症状が出ているなどで確認するのか。自己申告で差し支えないとすると実効性は全くないが、仮に自己申告で差し支えないとする場合、対面販売を義務付けたことの整合性をどう図るか。明確な回答を求める。

三 改正法第三十六条の五第二項は、要指導医薬品(改正法第四条第五項第四号)について、「要指導医薬品を使用しようとする者以外の者に対して、正当な理由なく、要指導医薬品を販売し、又は授与してはならない」と規定されてい

る。

(一) かかる要指導医薬品の正当な理由について、十一月二十二日衆議院厚生労働委員会において、厚生労働省令別府医薬食品局長は「緊急避難的な災害等の場合に限定をされる」と答弁されているが、災害等の「等」とは何か、個別具体的な見解を求める。

(二) ここでいう「正当な理由」とは、現行法第四十九条第一項本文に定める「正当な理由」とは異なるのか。異なる場合、(一)で回答された場面の他に該当する場面はあるか。また、次の事項に該当する場合は、正当な理由があるといえるか。理由もあわせて回答を求める。

① 患者が高熱のため、薬局に立ち寄るのが困難な場合

② 患者が湿疹を気にして、人前に出るのを控えている場合

③ 患者の足が麻痺しているため、薬局に向くのが困難な場合

④ 患者である乳児がぐずって薬局に連れて行けない場合に、母親が処方せん医薬品の交付を受ける場合

⑤ 国会議員が多忙のため、秘書に薬を受け取りに行かせる場合

(三) 店頭における対面販売において、購入者が「要指導医薬品を使用しようとする者以外の者」かどうかは、どのような方法であれば確実に確認できるか。症状が出ているなどや、自己申告で差し支えないとすると実効性は全くなくなる。仮に自己申告で差し支えないとする場合、対面販売を義務付けたことの整合性をどう図るか。明確な回答を求める。

右質問する。

平成二十六年二月十四日 衆議院會議録第五号

議長の報告

内閣衆質一八六第一二二号
平成二十六年二月七日

内閣総理大臣 安倍 晋三
衆議院議長 伊吹 文明殿

衆議院議員田沼隆志君提出医薬品のインターネット販売に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員田沼隆志君提出医薬品のインターネット販売に関する質問に対する答弁書

一の(一)について

薬事法及び薬剤師法の一部を改正する法律(平成二十五年法律第百三十三号。以下「改正法」という。)による改正後の薬事法(昭和三十五年法律第百四十五号。以下「新法」という。)第四十九条第一項の「正当な理由がある」と認められる場合については、「処方せん医薬品等の取扱いについて」(平成十七年三月三十日付け薬食発第〇三三〇〇一六号厚生労働省医薬食品局長通知。以下「通知」という。)一の(2)の①から③までにおいて示した場合と同一の場合である。

一の(二)について

お尋ねの①から⑤までの場合については、いずれも通知一の(2)の①から③までにおいて示した場合に当たらないことから、新法第四十九条第一項の「正当な理由」があると認められないものである。

一の(三)について

新法第四十九条第一項ただし書の「薬剤師等」は、「薬剤師、薬局開設者、医薬品の製造販売業者、製造業者若しくは販売業者、医師、歯科医師若しくは獣医師又は病院、診療所若しくは飼育動物診療施設の開設者」を指す。同項ただし書の改正は、新法第三十六条の三第二項において「薬剤師、薬局開設者、医薬品の製造販売業者、製造業者若しくは販売業者、医師、歯科医師若しくは獣医師又は病院、診療所若しくは飼育動物診療施設の開設者」を「薬剤師等」と規定したことに由来するものであり、改正法による改正の前後において御指摘の「薬剤師等」の意味が異なるものではない。

し書の改正は、新法第三十六条の三第二項において「薬剤師、薬局開設者、医薬品の製造販売業者、製造業者若しくは販売業者、医師、歯科医師若しくは獣医師又は病院、診療所若しくは飼育動物診療施設の開設者」を「薬剤師等」と規定したことに由来するものであり、改正法による改正の前後において御指摘の「薬剤師等」の意味が異なるものではない。

一の四について

お尋ねの「店頭における対面販売」において処方箋医薬品(新法第四十九条第一項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する医薬品をいう。以下同じ。)を購入しようとする者が処方箋の交付を受けた者かどうかについては、薬剤師が、当該処方箋医薬品を購入しようとする者が所持する処方箋の原本を確認することにより確認することができる。

二の(一)並びに三の(一)及び(二)について

新法第三十六条の三第二項及び第三十六条の五第二項の「正当な理由」があると認められる場合については、緊急避難的な災害等の場合を想定しているが、その具体的な場合については、改正法の施行までに明らかにしたい。

二の(二)及び三の(三)について

お尋ねの「店頭における対面販売」において薬局医薬品(新法第四十九条第五項第三号に規定する薬局医薬品をいう。以下同じ。)又は要指導医薬品(同項第四号に規定する要指導医薬品をいう。以下同じ。)を購入しようとする者が当該医薬品を使用しようとする者かどうかについては、薬剤師が、当該医薬品を購入しようとする者の申告に基づき確認するものであり、当該医薬品の販売の可否の判断については、薬剤師が、当該申告の内容とともに、その者の年齢、

他の薬剤又は医薬品の使用状況等や、当該医薬品の効能、効果等に照らしてその者が当該医薬品を使用することが適切であるかどうかを踏まえて行うこととなるため、薬局医薬品又は要指導医薬品の適正な使用が確保されるものと考えている。

平成二十六年一月二十九日提出
問 第一 三三 号

いわゆる「証人テスト」に関する質問主意書
提出者 鈴木 貴子

いわゆる「証人テスト」に関する質問主意書
刑事訴訟規則において、いわゆる「証人テスト」と呼ばれる手続きが定められていると承知するが、右につき、その目的や意義等、実施にあつたの取り決め、法的根拠等、その詳細を説明されたい。

二 証人テストの際、検察側が証人となる者に対し、事実ではないことを裁判場で証言するよう求めることは認められるか。認められるのなら、それはどのような場合においてか。

三 本年一月五日付朝日新聞に、「検察、裁判証言を指示か 宮城三人殺傷 密室で『予行練習』」他の地検でも相次ぐ二〇一〇年、宮城県石巻市で三人を殺傷したとして死刑判決を受けた者の裁判員裁判において、証人となった者に担当検事が証人テストの段階で、事実とは異なる内容を証言することを指示していた疑いがあると報じる記事が掲載されている。政府として、右の記事を承知し、その内容を把握しているか。

四 朝日記事には、三の事件の他にも、二〇〇八年十一月に愛知県で起きた窃盗事件、滋賀県大

津市での相続税法違反事件における証人テストで、証言内容の指示が担当検事からなされた旨書かれている。右の朝日記事の内容は事実か。担当検事が証人テストに際して、特定の事実を述べるよう指示をしたという事実があるのか。

五 四で、朝日記事の内容が事実なら、それぞれの検事は誰の指示を受け、証人テストでそのようなことを行っていたのか、その者の官職氏名を含め、全て明らかにされたい。

六 四で、朝日記事の内容が事実なら、それぞれの検事の行為は、真実を明らかにするという裁判の趣旨に合致するものであると言えるか。政府の見解如何。

七 二〇一〇年、大阪地検特捜部の検事が証言を改ざんした事件を受け、法制審議会における検察改革が進められ、取調べを録音・録画するといった可視化措置も実施されるようになった。しかし、証人テストは可視化の対象とはなっていないと承知する。朝日記事の内容にあるように、証人テストが、検事が証人となる者に事実でないこと、またはある特定の内容を証言させる誘導の場となつている事例に鑑み、右も可視化の対象とすべきであると考えるが、政府の見解如何。

右質問する。

内閣衆質一八六第一二三号
平成二十六年二月七日

内閣総理大臣 安倍 晋三
衆議院議長 伊吹 文明殿

衆議院議員鈴木貴子君提出いわゆる「証人テスト」に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員鈴木貴子君提出いわゆる「証人テスト」に関する質問に対する答弁書

一について

いわゆる証人テストは、刑事訴訟規則(昭和二十三年最高裁判所規則第三十二号)第百九十一条の三の「証人の尋問を請求した検察官又は弁護人は、証人その他の関係者に事実を確かめる等の方法によつて、適切な尋問をすることができるよう準備しなければならない。」との規定に基づいて行われているものである。

二について

一般論として申し上げれば、刑法(明治四十年法律第四十五号)第百六十九条は、「法律により宣誓した証人が虚偽の陳述をしたときは、三月以上十年以下の懲役に処する。」と規定しており、御指摘の「証人テストの際、検察側が証人となる者に対し、事実ではないことを裁判の場で証言するよう求めること」が、この規定に該当する行為を行うよう求めることを指すのであれば、そのようなことをしてはならないことは当然である。

三について

御指摘の記事については承知しており、その内容は把握している。

四から六までについて

お尋ねは、個別具体的な事件における捜査機関の活動内容に関わる事柄であるため、答弁を差し控える。

七について

一般論として、検察当局においては、証人が体験した事実、記憶状況、表現能力等について十分確認するなどして、いわゆる証人テストを適切に実施しているものと承知しており、仮に

不当な証人テストが実施されることにより証言の信用性に問題があると疑われる場合には、証人尋問において、その経緯等が吟味されるものと承知している。

平成二十六年一月二十九日提出
質問 第一 四 号

在コンゴ民主共和国日本国大使館における放火事件に関する質問主意書
提出者 鈴木 貴子

在コンゴ民主共和国日本国大使館における放火事件に関する質問主意書

昨年六月二十一日、在コンゴ民主共和国日本国大使館において出火騒ぎがあり、その約半年後の十二月二日、同大使館に勤務していた山田真也三等書記官が、放火の疑いで逮捕されている。

右と「政府答弁書」(内閣衆質一八五第一〇九号)を踏まえ、質問する。

一 「政府答弁書」では、「本件火災の鎮火後、在コンゴ民主共和国日本国大使館事務所において、約二千二百万円相当の公金が紛失していることが大使館員により確認されたが、本件火災発生時に同大使館事務所に置かれていた現金の額を含め、本件火災発生時の状況の詳細については、現在調査中であり、お尋ねについてお答えすることは困難である。」との答弁がなされている。放火事件に関する調査は、現在どの程度進捗しているのか説明されたい。

二 本年一月二十二日付の産経新聞報道によると、放火の疑いで起訴されている山田氏は「カネはカジノなどで使った。使い込みがばれないように火をつけた」などと供述しており、警視庁捜査一課として、同氏を業務上横領容疑でも

立件する方針を固めたとのことであるが、右は事実か。

三 在コンゴ日本国大使館で出火騒動が起きた際、同大使館に二千万円もの現金が置かれていたという事実はあるかとの問いに対し、過去の答弁書(内閣衆質一八五第一号)では「本件火災発生時の状況の詳細については、現在調査中であり、お答えすることは困難である。」との答弁がなされ、「政府答弁書」でも「現在調査中」とされているのみであった。現時点で、右の事実関係は明らかにされているか。

四 外務省として、公金横領の容疑で山田氏が立件されることとなった今でも、在コンゴ富永大使を帰国させ、事情を直接聴取する考えはないのか。

右質問する。

内閣衆質一八六第一四号
平成二十六年二月七日

衆議院議長 伊吹 文明殿
衆議院議員鈴木貴子君提出在コンゴ民主共和国日本国大使館における放火事件に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員鈴木貴子君提出在コンゴ民主共和国日本国大使館における放火事件に関する質問に対する答弁書

一について

平成二十五年六月二十日夜(現地時間)に在コンゴ民主共和国日本国大使館事務所で発生した火災(以下「本件火災」という。)に関する調査は現在も継続しているが、外務省としては、当該調査に加え、本件火災に係る警視庁の捜査も踏

まえ、本件火災に関し現住建造物等放火罪で起訴された被告人(以下「本件被告人」という。)については、業務上預かり保管中の同大使館の公金を横領した疑いがあると判断するに至り、平成二十六年一月二十二日、本件被告人を同庁に差し告訴したところである。

二について

警視庁において、平成二十六年一月二十三日、本件被告人を業務上横領罪で逮捕したものと承知している。

三について

先の答弁書(平成二十五年十二月十日内閣衆質一八五第一〇九号)三及び四についてでお答えしたとおりである。

四について

先の答弁書(平成二十五年十月二十五日内閣衆質一八五第一号)五についてでお答えしたとおりである。

平成二十六年一月二十九日提出
質問 第一 五 号

一九九二年から一九九三年にかけての我が国のブルトニウム輸送に係る当時の政府の対応に関する質問主意書

提出者 鈴木 貴子

一九九二年から一九九三年にかけての我が国のブルトニウム輸送に係る当時の政府の対応に関する質問主意書

本年一月十八日付東京新聞の報道によると、一九九二年から九三年にかけてフランスから我が国にブルトニウムが輸送された際、当時の科学技術庁や動力炉・核燃料開発事業団(動燃)が、港や船

の名前を非公開とする一方で、報道機関に虚偽の説明をしたり、情報をリークする方法を検討していたことを示す内部資料が見つかったとのことである。また同じく報道には、当時の科学技術庁が作成した、ブルトニウム輸送に際して秘密にすべき情報のリストを挙げた書類の写真も掲載されている。

右を踏まえ、質問する。

一 政府として、前文で挙げた東京新聞報道を承知し、その内容を把握しているか。

二 東京新聞報道にあるように、一九九二年当時、政府としてブルトニウム輸送に関連する情報を秘密扱いにし、更には報道機関に虚偽の説明をしていたというのは事実か。事実なら、誰の権限により、一連の流れが決定されていたのか、詳細を説明されたい。

三 二の決定に係る決裁書は作成されているか。また現在は誰の責任の下、どこに保管されているか。

四 二の一連の秘密指定の流れは、当時の科学技術庁長官はじめ他の国務大臣、国会議員に知られていたか。

五 昨年十二月六日、いわゆる特定秘密保護法が成立した。同法で規定される秘密に該当するか。

六 東京新聞報道に書かれている、一九九二年当時のブルトニウム輸送に関連する情報を、当時の政府職員が秘密扱いにし、報道機関に虚偽の説明をしていたことは、秘密保護法に違反するか。

七 東京新聞報道に書かれていることと同じように、特に原子力政策に係る情報が政府職員により一方的に秘密指定され、国民に正確な事実が

隠蔽されるという事態が、秘密保護法が成立したことにより今後起こり得るものと考えて、政府の見解如何。
右質問する。

内閣衆質一八六第一五号
平成二十六年二月七日

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 伊吹 文明殿

衆議院議員鈴木貴子君提出一九九二年から一九九三年にかけての我が国のブルトニウム輸送に係る当時の政府の対応に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員鈴木貴子君提出一九九二年から一九九三年にかけての我が国のブルトニウム輸送に係る当時の政府の対応に関する質問に対する答弁書

一 について

お尋ねの「東京新聞報道があったことについては、承知している。

二から四まで及び六について

お尋ねの「ブルトニウム輸送に関連する情報」及び「秘密扱い」の意味するところが必ずしも明らかではなく、お答えすることが困難である。

なお、仮に、お尋ねが「一九九二年から一九九三年にかけて」の核物質の輸送に係る情報の取扱いについての当時の政府の方針を問うものであれば、平成四年三月十九日に科学技術庁その他の関係省庁において、核物質の輸送に係る情報の取扱いについての申合せが行われ、「核物質の輸送に係る詳細な情報のうち、特に慎重な取扱いを要するものは、輸送の経路、輸送の

日時、警備体制、核物質の正確な受け渡し地点及びその予定時刻等である」とされる一方で、「これら核物質防護上管理の必要な情報以外のものについては、核物質防護に名を借りていたずらに情報の管理をすることは避けなければならぬことは当然であり、核物質防護の観点から問題のない、安全性等を説明する情報について公開することを妨げるものではない」とされたところである。

また、お尋ねの「報道機関に虚偽の説明をしていたこと」については、当該申合せを始め、核物質の輸送に関し「一九九二年から一九九三年にかけて」作成された国の行政文書で、現在原子力規制委員会が保有しているものからは確認されていない。

五について

お尋ねが何を指すのか明らかではなく、お答えすることが困難である。

七について

御指摘の「事態」の意味するところが必ずしも明らかではなく、お答えすることが困難である。

平成二十六年一月三十日提出
質問 第一一六号

中国による防空識別圏が二〇一〇年に我が国に対して提示されていた件に関する質問主意書

提出者 鈴木 貴子

中国による防空識別圏が二〇一〇年に我が国に対して提示されていた件に関する質問主意書

昨年十一月二十三日、中国政府は、我が国固有

の領土である尖閣諸島を含む防空識別圏(ADIZ)を設定したと発表した。その一方で、本年一月一日付毎日新聞朝刊の報道によると、その三年前の二〇一〇年五月に北京市で行われた非公式会合(以下、「会合」とする。)の場において、当時非公表だったADIZについて我が国政府関係者に説明をしていたとのことである。

右を踏まえ、質問する。

一 毎日新聞報道によると、「会合」は「日中安全保障問題研究会」と呼ばれ、二〇一〇年五月十四日、十五日、中国国際戦略研究基金会で行われたとのことである。また日本側からは、石原信雄元内閣官房副長官を団長として、当時の荒井聰首相補佐官、事務次官経験者、現職の外務省、防衛省の職員も加わっていたとのことである。出席者の官職氏名を含め、「会合」の詳細を説明されたい。

二 毎日新聞報道によると、「会合」に出席した中国の海軍軍事学術研究所所属の准将が中国の想定するADIZについて、中国が主張する排他的経済水域と大陸棚の端であり、尖閣上空も含むとの認識を示し、具体的な説明をしたとのことであるが、右は事実か。事実であるのなら、具体的にどのような説明がなされたのか、事実関係を詳細に説明されたい。

三 毎日新聞報道によると、「会合」の場において、日本側出席者の一人が「中国は国際的に防空圏を公表していないので、どこが重複しているのかわからない。公表していないものについて、どう扱うのかコメントできない」と述べたとのことであるが、右は事実か。事実であるのなら、右発言をした者の当時の官職氏名を含め、事実関係を詳細に説明されたい。

四 昨年十一月二十三日に中国がA D I Zの設定を発表する以前に、我が国として中国側の意図を承知していたのか。

五 「会合」の場において、当時の日本政府関係者がA D I Zに関する中国側の説明を受け、その意図を察していたのなら、外交交渉により、昨年十一月二十三日に中国がA D I Zの設定を発表することを止めさせることが可能だったのではないか。政府の見解如何。

内閣衆質一八六第二六号
平成二十六年二月七日

衆議院議長 伊吹 文明殿
内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議員鈴木貴子君提出中国による防空識別圏が二〇一〇年に我が国に対して提示されていた件に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員鈴木貴子君提出中国による防空識別圏が二〇一〇年に我が国に対して提示されていた件に関する質問に対する答弁書について

御指摘の「会合」は、平成二十二年五月十四日及び十五日(現地時間)に北京で開催された第三回日中安全保障問題研究会(以下「本件会議」という。)であると承知しており、本件会議には政府から、荒井聰内閣総理大臣補佐官(当時)が出席し、オプザバーとして内閣官房内閣総務官室職員(当時)、法務省入国管理局登録管理官(当時)、外務省アジア大洋州局中国・モンゴル課課長補佐(当時)、在中華人民共和国日本国大使館一等書記官(当時)及び防衛省防衛政策局調査課職員(当時)が参加して、日中間の安全保障問題について議論した。

二及び三について
本件会議は中華人民共和国の民間団体である中国国際戦略研究基金会と我が国の民間団体である国土安全対策委員会の共催で開催された、日中間の安全保障問題について研究し、交流する会議であり、非公開を前提としていたものであることから、お尋ねについてお答えすることは差し控えたい。

四及び五について
政府としては平素から必要な情報収集等を行ってきたが、お尋ねについてお答えすることは、今後の情報収集等に支障を来すおそれがあることから、差し控えたい。

平成二十六年一月三十日提出
質問 第一七号
外務省在外公館における外国人スタッフの専門職登用の是非に関する質問主意書
提出者 鈴木 貴子

外務省在外公館における外国人スタッフの専門職登用の是非に関する質問主意書
一 世界各国にある我が国の在外公館において、現地の外国人スタッフを雇用しているものと承知するが、外国人スタッフの人数並びに人件費の総額、従事させている業務内容に関し、詳細に説明されたい。

二 現時点で、我が国の外務省在外職員の数はいくらか。
三 二の人数は、我が国の国益を確保する外交活動を行うものとしては不足をしているのか。政府の見解如何。

四 外務省として、在外公館に勤務する現地の外国人スタッフを、研究員や分析官などの専門職に登用する方針を固めたとの新聞報道が、本年一月四日になされている。右の方針は事実であるか。事実なら、実際にいつから専門職への登用が始まるのか、そもそも専門職とはどのような業務内容を指すのか、更にそれが我が国の国益にどのように資するのか、その詳細と外務省の見解を説明されたい。

五 専門職への登用が認められる外国人スタッフは、特定の国の国籍を有する者に限定されるのか。または、どこの国の国籍を有するかに関係なく、全ての者にその門戸が開かれるのか。

六 外国人スタッフを専門職に登用することにより、我が国外交の機密情報が他国に漏れる等の懸念はないのか。外務省の見解如何。

七 外務省在外職員に対しては、在外勤務基本手当や住居手当等の、課税されることも、義務も使途の詳細を申告する必要もない各種手当が支給され、健康管理休暇制度という福利厚生制度も用意されている。外国人スタッフを専門職に登用することよりも、このような国民の税金を原資とする諸手当、諸制度を外務省在外職員が十二分に活用し、一人ひとりが一層外交活動に専心することが先決だと考えるが、外務省の見解如何。

右質問する。
内閣衆質一八六第一七号
平成二十六年二月七日
衆議院議長 伊吹 文明殿
内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議員鈴木貴子君提出外務省在外公館における外国人スタッフの専門職登用の是非に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員鈴木貴子君提出外務省在外公館における外国人スタッフの専門職登用の是非に関する質問に対する答弁書について

一 お尋ねの「外国人スタッフ」の意味するところが必ずしも明らかでないが、平成二十六年二月三日現在、在外公館に勤務する現地職員(以下「現地職員」という。)の定員は五千七百七十八人であり、平成二十五年年度予算における現地職員に対する給与の総額は百七十八億六百三十八万円である。また、現地職員は、翻訳、領事業務の補助、館用車の運転、在外公館施設の維持管理等に従事している。

二 について
平成二十六年二月三日現在、外務省の在外職員の定員は三千四百八十一人である。

三 について
政府としては、重要な外交課題に際して効率的かつ効果的に業務が遂行できるよう、人員配置について常に見直しを行っていくとともに、国益を踏まえた外交を強力に展開するために必要な体制の強化に努めてまいりたいと考えている。

四から七までについて
外務省として、御指摘の報道については承知しているが、現地職員を御指摘のような「研究員や分析官などの専門職」に従事させる方針を固めたとの事実はなく、現地の状況に応じて現地職員がその能力を更に発揮できるように適切な

な肩書の付与等の勤務環境の整備に努めているところである。いずれにせよ、同省としては、在外職員を含めた全ての職員が、国益を踏まえた外交を強力に展開すべく最大限努めているものと承知している。

平成二十六年一月三十日提出
質問 第一八号

辺野古新基地建設に係る個別法、条例に基づく名護市長の許認可権限等に関する質問主意書

提出者 照屋 寛徳

辺野古新基地建設に係る個別法、条例に基づく名護市長の許認可権限等に関する質問主意書

二〇二四年一月十九日実施の名護市長選挙の最大の争点は、間違いなく米軍普天間飛行場の辺野古移設(実態は、現在の普天間飛行場の機能を大幅に超える新基地建設)の是非にあった。その名護市長選挙で、「辺野古の海にも陸にも新しい基地は造らせない」との公約を掲げ、新基地建設「断固反対」を訴えた現職・稲嶺進市長が、「積極推進」の自民党推薦新人候補に四、一五五票の大差をつけ、再選を果たしたのである。

右市長選挙で示された名護市民及び沖縄県民の民意は、辺野古新基地建設を拒否するとの強い意志表明である。にもかかわらず、防衛省沖縄防衛局は、稲嶺市長再選からわずか二日後に、辺野古新基地建設工事関連事業の受注業者を募る入札公告に踏み切った。民意封殺の手続き強行は、民主主義の冒涜以外の何ものでもない。必ずや阻止されるであろう。

現に、稲嶺市長は、当選翌日の記者会見で、普天間飛行場の辺野古移設を阻止するため、個別法や名護市条例などに基づく市長の許認可権限等を行使し、日米両政府が強行姿勢を崩さない新基地建設工事に対して合法的に抵抗する方針を明確に示している。

私は、先の名護市長選挙で稲嶺市長を推薦し、その当選に向けて全力を尽くした者として、また、沖縄県選出国會議員として、稲嶺市長の対処方針と決意を全面的に支持するものである。

以下、質問する。

一 日米両政府が押し進める普天間飛行場の辺野古移設関連事業に関し、下記に列挙するような個別法に基づく名護市長の許認可権限が及ぶ事項、あるいは国の機関(事業実施主体たる防衛省沖縄防衛局)との協議が必要な事項があるものと承知している。

1 MV22オスプレイなどの軍用機を運用するために不可欠な燃料タンク設置にあたり、消防法(昭和二十三年七月二十四日法律第八十六号)に基づく名護市長の許可が必要だと思料するが、政府の見解を示されたい。その際、根拠条文及び当該行政手続きが地方自治法(昭和二十二年四月十七日法律第六十七号)に定める「自治事務」「法定受託事務」のいずれに該当するかについても明らかにされたい。

2 キャンプ・シユワブ内への上水道敷設にあたり、水道事業者たる名護市長の承認が必要だと思料するが、政府の見解を示されたい。その際、根拠条文及び当該行政手続きが地方自治法に定める「自治事務」「法定受託事務」のいずれに該当するかについても明らかにされたい。

たい。

3 キャンプ・シユワブ内に工事資材等を搬入するにあたり、名護市道を使用する場合、道路法(昭和二十七年六月十日法律第八十号)に基づき、道路管理者たる市長の道路占用許可が必要だと思料するが、政府の見解を示されたい。その際、根拠条文及び当該行政手続きが地方自治法に定める「自治事務」「法定受託事務」のいずれに該当するかについても明らかにされたい。

4 普天間飛行場の辺野古移設関連事業に伴い、辺野古漁港付近の護岸や防波堤など国庫補助金で造られた建造物をかさ上げ、破砕する場合、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和三十年八月二十七日法律第七十九号)に基づき、名護市長が「財産処分承認申請書」を所管の国務大臣宛に提出しなければ、以後の手続きは進められないものと思料するが、政府の見解を示されたい。その際、根拠条文及び当該行政手続きが地方自治法に定める「自治事務」「法定受託事務」のいずれに該当するかについても明らかにされたい。

5 普天間飛行場の辺野古移設関連事業に関し、作業ヤード造成のためにキャンプ・シユワブと辺野古漁港の間の砂浜を使用する場合、漁港漁場整備法(昭和二十五年五月二日法律第三十七号)に基づき、名護市長と事業者との間で協議が必要であり、市長の同意なくして使用できないものと思料するが、政府の見解を示されたい。その際、根拠条文及び当該行政手続きが地方自治法に定める「自治事務」「法定受託事務」のいずれに該当するかについても明らかにされたい。

6 キャンプ・シユワブ内での開発行為に伴う埋蔵文化財の保存にあたっては、文化財保護法(昭和二十五年五月三十日法律第二百十四号)に基づき、発掘調査の実施権限は名護市教育委員会にあるものと思料するが、政府の見解を示されたい。その際、根拠条文及び当該行政手続きが地方自治法に定める「自治事務」「法定受託事務」のいずれに該当するかについても明らかにされたい。

7 普天間飛行場の辺野古移設関連事業に伴い、キャンプ・シユワブ内の名護市有地からの土砂採取には、地方自治法に基づき、公有財産たる市有地の管理権限を有する名護市長の許可が必要だと思料するが、政府の見解を示されたい。その際、根拠条文及び当該行政手続きが同法に定める「自治事務」「法定受託事務」のいずれに該当するかについても明らかにされたい。

8 政府が、上記項目1〜7以外にも個別法に基づく名護市長の許認可権限が及ぶ事項、あるいは国の機関(事業実施主体たる防衛省沖縄防衛局)との協議が必要な事項があるものと思料するが、政府の見解を示されたい。その際、当該行政手続きが地方自治法に定める「自治事務」「法定受託事務」のいずれに該当するかについても明らかにされたい。

二 日米両政府が押し進める普天間飛行場の辺野古移設関連事業に関し、下記のような名護市条例に基づく国の機関(事業実施主体たる防衛省沖縄防衛局)との協議が必要な事項があるものと承知している。

1 普天間飛行場の辺野古移設関連事業に伴う
河川の付け替え工事を実施するにあたり、名
護市法定外公共物管理条例(平成二十四年九
月二十五日条例第二十二号)に基づき、市と
事業実施主体たる防衛省沖縄防衛局との間で
協議が必要であり、市の同意なくして進めら
れないものと思料するが、政府の見解を示さ
れない。その際、当該条例における根拠条文
についても明らかにされたい。

2 政府が、右項目1以外に名護市条例に基づ
く市長の許認可権限が及ぶ事項、あるいは国
の機関(事業実施主体たる防衛省沖縄防衛局)
との協議が必要な事項があるとの見解であれ
ば、その全てについて条文を明示した上で列
挙されたい。

三 日米両政府が押し進める普天間飛行場の辺野
古移設関連事業に關し、今後の手続きにおいて
個別法や沖縄県条例に基づく県知事の許認可権
限が及ぶ事項、あるいは国の機関(事業実施主
体たる防衛省沖縄防衛局)との協議が必要な事
項はあるか、見解を示されたい。その際、それ
が法律である場合は、法律名及び根拠条文並び
に当該行政手続きが地方自治法に定める「自治
事務」「法定受託事務」のいずれに該当するかに
ついて明らかにされたい。なお、それが条例で
ある場合は、条例名及び根拠条文について明ら
かにされたい。

四 日米両政府が押し進める普天間飛行場の辺野
古移設関連事業に關し、個別法や名護市条例に
基づき市長の許認可や同意等が得られなかつ
た場合、地方自治法、行政事件訴訟法(昭和三十
七年五月十六日法律第三十九号)、行政不
服審査法(昭和三十七年九月十五日法律第六十
号)、行政代執行法(昭和二十三年五月十五日

法律第四十三号)などの各法律に基づき、名護
市長を相手に是正の指示等を行う、あるいは何
らかの不服申し立て手続き、訴訟を提起する、
または名護市長から権限をなく奪うための特
別措置法を制定するつもりか、政府の見解を明
らかにされたい。
右質問する。

内閣衆質一八六第一八号
平成二十六年二月七日

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 伊吹 文明殿

衆議院議員照屋寛徳君提出辺野古新基地建設に
係る個別法、条例に基づく名護市長の許認可権
限等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付す
る。

〔別紙〕

衆議院議員照屋寛徳君提出辺野古新基地建
設に係る個別法、条例に基づく名護市長の
許認可権限等に関する質問に対する答弁書
一から四までについて

普天間飛行場代替施設建設事業(以下「事業」
という。)については、平成二十五年十二月二十
七日に公有水面の埋立てについて公有水面埋立
法(大正十年法律第五十七号)第四十二条第一項
の規定に基づく沖縄県知事の承認を受け、現
在、埋立て等の工事の実施に必要な設計等の契
約手続を進めているところである。

事業の実施に必要な法令又は条例に基づ
く個別具体的な諸手続については、工事等の進
捗に応じて精査の上適切に講じていくことにな
るものと考えており、現時点でお答えすること
は困難である。

一、去る十二日、内閣から次の答弁書を受領し
た。
衆議院議員階猛君提出東北地方における医学部
新設に関する質問に対する答弁書
衆議院議員鈴木貴子君提出「竹島の日」記念式典
に関する質問に対する答弁書
衆議院議員鈴木貴子君提出安倍晋三内閣総理大
臣の外遊に関する質問に対する答弁書

平成二十六年一月三十一日提出
質問 第一一九号

東北地方における医学部新設に関する質問主
意書

提出者 階 猛

東北地方における医学部新設に関する質問
主意書

平成二十五年十月四日、村井嘉浩宮城県知事か
ら安倍晋三内閣総理大臣に対し、東北地方への医
学部新設の要望がなされ、安倍内閣総理大臣から
下村博文文部科学大臣に同内容を実現化するよう
指示があった。これを受け、文部科学省は同年十
一月二十九日に「東北地方における医学部設置認
可に関する基本方針」を出した。また、同基本方
針の内容について、同年十二月十七日に復興庁、
厚生労働省とも合意がなされている。

右を踏まえ、次の事項について質問する。

一 平成二十五年九月二十日に開催された産業競
争力会議課題別会合では、国家戦略特区で進め
る規制緩和として医学部新設が議論されたにも
関わらず、国家戦略特別区域法案には、医学部
新設は盛り込まれなかった。その理由は何か。
二 東北地方に新設する医学部の定員見込みとそ

の算定根拠を示されたい。

三 医学部を一つ新設すると二百人から三百人の
教員が必要といわれている。前記基本方針で
は、教員や医師、看護師の確保に際し引き抜き
等で地域医療に支障を来さないような方策を講
じるとしているが、その具体的内容と新設する
医学部の教員を確保するための方策を示された
い。

四 東北地方に医学部を新設するのではなく、東
北地方にある既存の医学部の定員増や都市部な
ど医師が集中する地域から、医師を誘導し、偏
在を和らげることで対応はできないのか。
右質問する。

内閣衆質一八六第一九号
平成二十六年二月十二日

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 伊吹 文明殿

衆議院議員階猛君提出東北地方における医学部
新設に関する質問に対し、別紙答弁書を送付す
る。

〔別紙〕

衆議院議員階猛君提出東北地方における医
学部新設に関する質問に対する答弁書
一について

御指摘の「国家戦略特区で進める規制緩和と
して議論された医学部新設については、「国家
戦略特区における規制改革事項等の検討方針」
(平成二十五年十月十八日日本経済再生本部決
定)において、「医学部の新設に関する検討」と
して盛り込んだところである。

医学部新設に係る規制については、大学、大
学院、短期大学及び高等専門学校等の設置等に係

る認可の基準(平成十五年文部科学省告示第四十五号)において、「医師の養成に係る大学等の設置でないこと」が審査の基準として定められていることに基づくものであり、当該告示の規定の特例等を措置することにより対応が可能であることから、国家戦略特別区域法(平成二十五年法律第七号)における個別の法律に基づく規制の特例措置として規定しなかったものである。

なお、「国家戦略特区で進める規制緩和」として議論された医学部新設は、「東北地方における医学部設置認可に関する基本方針」(平成二十五年十二月十七日復興庁・文部科学省・厚生労働省決定)に係る東北地方における医学部新設とは異なるものである。

二について
医学部の収容定員は、大学設置基準(昭和三十一年文部省令第二十八号)に基づき、各大学が定めるものであり、お尋ねについては、当該医学部を設置しようとする者からの申請を受けていない現時点において、お答えすることは困難である。

三について
お尋ねの教員や医師、看護師の確保については、地域医療に支障を来すことのないよう、当該医学部を設置しようとする者において、例えば、広く全国から公募を行うこと、既存の大学や医療機関、地方公共団体等との提携により計画的な人材確保を行うこと、特に人材が不足している地域や診療科の医師の採用には十分配慮すること等の取組を行うことが必要であると考へており、文部科学省としては、こうした取組を求めた上で、それが徹底されることを前提と

して設置の認可を行ってまいりたい。
四について

既存の医学部の入学定員及び編入学定員については、平成二十年度以降、順次、増員を行ってきており、東北地方においては、平成二十六年年度にも七人の増員が行われ、平成十九年度と比較して二百九十九人の増員が行われることとなる。また、医師の偏在を解消するための取組について、財政支援等を実施しているところである。

東北地方における医学部の新設については、これらの取組とは別に、震災からの復興、今後の超高齢化と東北地方における医師不足、原子力事故からの再生といった要請を踏まえ対応する必要があると考へており、将来の医師需給や地域医療への影響も勘案し、東北地方に一校に限定して、一定の条件を満たす場合に認可を行うことを可能とする方針を示したものである。

平成二十六年一月三十一日提出
質問 第二一〇号

「竹島の日」記念式典に関する質問主意書

提出者 鈴木 貴子

「竹島の日」記念式典に関する質問主意書
本年一月二十八日付朝日新聞朝刊「竹島の日式典政務官を派遣」と報道されている。

一 本年二月二十二日に開催される「竹島の日」記念式典に関し、主催者である島根県から、政府に対し招待状が送られていと承知するが、総理大臣はじめ招待状が届いている国務大臣は誰か、確認を求める。
二 一の招待状に対し、政府としてどのような回

答をしているのか詳細に説明されたい。

三 報道によると、「松江市で開かれる『竹島の日』記念式典に、亀岡偉民内閣府政務官を派遣する方針を決めた」とあるが、毎年開催されている「竹島の日」記念式典に、なぜ、国務大臣は出席しないのか、詳細に説明されたい。

四 「竹島の日」に対する安倍晋三内閣の認識等に対する政府の答弁書(内閣衆質一八五第六三三号)の中で、「政府としては、お尋ねの『竹島の日』への対応も、諸般の情勢を踏まえて、適切に対応してまいりたい」とされている。日本における領土問題は北方領土と竹島だと承知し、二月七日は「北方領土の日」と決められている。同じく二月二十二日も「竹島の日」と制定すべきと考へるが、政府の見解如何。
右質問する。

内閣衆質一八六第二〇号

平成二十六年二月十二日

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 伊吹 文明殿

衆議院議員鈴木貴子君提出「竹島の日」記念式典に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員鈴木貴子君提出「竹島の日」記念式典に関する質問に対する答弁書

一について
政府において、御指摘の「招待状」を受け取っている国務大臣は、内閣総理大臣、内閣官房長官、外務大臣、文部科学大臣、農林水産大臣及び海洋政策・領土問題担当大臣である。
二及び三について
お尋ねの「式典」への対応については現時点で

は決まっていない。

四について

お尋ねの「竹島の日」への対応については、諸般の情勢を踏まえて、適切に対応してまいりたい。

平成二十六年一月三十一日提出
質問 第二一〇号

安倍晋三内閣総理大臣の外遊に関する質問主意書

提出者 鈴木 貴子

安倍晋三内閣総理大臣の外遊に関する質問主意書

安倍晋三内閣総理大臣の外遊に関し、質問する。

一 二〇二二年十二月二十六日第二次安倍政権が発足し、安倍晋三首相就任以後、本年一月二十四日に開会された第一八六回通常国会までに、安倍首相が、どの国に何日間、何回外遊したか、詳細な説明を求める。

二 安倍晋三首相の外遊において、各外遊での費用および費用総額を明らかにされたい。

三 二で使われた各外遊での費用は、どこから捻出されたものか、政府の説明を求める。

四 報道によると、「政府は他の予算を切り崩して外遊費用に充てる方針だ」とも言われているが、事実であるか。事実であるならば、どの予算を切り崩して外遊費用に充てるのか、政府の見解如何。

五 政府専用機(燃料費・人件費を含む)の予算は、どの省から、いくら使われているのか明らかにされたい。

六 安倍総理による外遊は、費用を費やすに見合うだけ、国益に資するものとなっているか。なっているのなら、その根拠を説明されたい。右質問する。

内閣衆質一八六第二一号

平成二十六年二月十二日

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 伊吹 文明殿

衆議院議員鈴木貴子君提出安倍晋三内閣総理大臣の外遊に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員鈴木貴子君提出安倍晋三内閣総理大臣の外遊に関する質問に対する答弁書一について

平成二十四年十二月二十六日の安倍内閣総理大臣就任から平成二十六年一月二十四日の今通常国会開会までの間に安倍内閣総理大臣が訪問した国、日数及び訪問回数については、(一)平成二十五年一月十六日から十九日まで、ベトナム(二日間)、タイ(二日間)及びインドネシア(二日)、(二)同年二月二十一日から二十四日まで、米国(三日間)、(三)同年三月三十日及び三十一日、モンゴル(二日間)、(四)同年四月二十八日から五月四日まで、ロシア(三日間)、サウジアラビア(二日間)、アラブ首長国連邦(二日間)及びトルコ(二日間)、(五)同月二十四日から二十六日まで、ミャンマー(二日間)、(六)同年六月十五日から二十日まで、ポーランド(二日間)、英国(四日間)及びアイルランド(一日)、(七)同年七月二十五日から二十七日まで、マレーシア(二日間)、シンガポール(一日)

及びフィリピン(二日間)、(八)同年八月二十四日から二十九日まで、バレーン(二日間)、クウェート(三日間)、ジブチ(二日)及びカタール(二日間)、(九)同年九月四日から九日まで、ロシア(二日間)及びアルゼンチン(二日間)、(十)同月二十三日から二十八日まで、カナダ(二日間)及び米国(四日間)、(十一)同年十月六日から十日まで、インドネシア(三日間)及びブルネイ(三日間)、(十二)同月二十八日から三十日まで、トルコ(二日間)、(十三)同年十一月十六日及び十七日、カンボジア(二日間)及びラオス(二日)、(十四)平成二十六年一月九日から十五日まで、オマーン(二日間)、コートジボワール(二日間)、モザンビーク(三日間)及びエチオピア(二日間)並びに(十五)同月二十一日から二十三日まで、スイス(二日間)である。

二 及び五について

外国訪問回数の合計は十五回、訪問国数の延べ数は三十四か国、訪問日数の合計は、本邦出国日及び帰国日を含め六十七日間である。

一 についてで述べた外国訪問における経費のうち、政府専用機の運航に係る経費(以下「運航経費」という。)を除いた額は、(一)については約二千七百万円、(二)については約三千七百万円、(三)については約六百万円であるが、(四)から(十五)までについては精算が終了していないため、現時点でお答えすることは困難である。

費(以下「人件費等」という。)を除いた額は、(一)については約七千五百万円、(二)については約八千八百万円、(三)については約五千三百万円であるが、(四)から(十五)までについては精算が終了していないため、現時点でお答えすることは困難であり、また、人件費等については政府専用機の運航において個別に支出される性格のものではなく、運航経費に係る人件費等の額を抽出してお答えすることは困難である。

三及び四について

お尋ねの「予算を切り崩して外遊費用に充てる」の意味が必ずしも明らかではないが、内閣総理大臣の外国訪問における経費については、複数の関係府省庁が必要経費を負担しており、それぞれの府省庁の予算の範囲内で適切に対応している。

六について

日本国内閣総理大臣として重要な国際会議に出席し、また、各国首脳と二国間会談を行い、我が国の安全と繁栄の維持・強化、二国間関係の発展、国際社会の平和と繁栄の確保に向けて指導力を発揮していくことは、大きな意義があると考える。

明治三十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

発行所	
東京港区虎ノ門二丁目 二番四号 独立行政法人国立印刷局	〒一〇五八四四五
電 話	
03 (3587) 4294	
定 価	
（本体）	本号一部 二二六円 三〇円